

業務資料No.700

カナダ移住協力員報告

(バンクーバー・トロント)
(カルガリー)

昭和58年 9月

国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY



| |
|-------|
| 移国内 |
| J R |
| 83-11 |

国際協力事業団

| | |
|------------------|------|
| 受入 月日 84.7.24 | 801 |
| 登録No. 08069 | 23.4 |
| | ESD |

は し が き

本冊子は当事業団トロント駐在員事務所の移住協力員である在バンクーバー鹿毛達雄氏，在トロント江口静子氏ならびに在カルガリー増田樹氏がカナダにおける移住事情の動きを克明にとらえ，報告されたものを取りまとめたものである。

本報告は各氏のカナダにおける豊富な経験に基づいて，多岐にわたる情報がもられているので，平素の移住相談等業務用に活用願いたい。

なお，本文は各氏の原文のままを掲載させていただいたものである。

昭和 58 年 9 月

JICA LIBRARY



国際協力事業団

移住事業部長

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| ■ バンクーバー 鹿毛達雄 移住協力員(報告) | |
| 1. 新「労働基準法」について (1981年4月) …… | 1 |
| 2. 移住者就職に関する問題点 (" 5月) …… | 7 |
| — ある意見書から — | |
| 3. バンクーバーの日系人祭り (" 7月) …… | 11 |
| 4. 多様文化社会のある一面 (" 8月) …… | 13 |
| 5. 1980年代のカナダ労働市場 (" 9月) …… | 16 |
| 6. 何を持って行ったらよいか (" 10月) …… | 19 |
| — カナダ移住の携行品 — | |
| 7. バンクーバーの「隣組」 (" 11月) …… | 23 |
| — その由来と活動 — | |
| 8. 紅白歌合戦と日系文化会館の設立 (" 12月) …… | 28 |
| 9. 「家事手伝い」に関する新政策 (1982年1月) …… | 30 |
| 10. B.C州の労働基準 (" 3月) …… | 34 |
| 11. もしも財布を無くしたら (" 4月) …… | 39 |
| 12. 移住者受入れに関する一時的制限 (" 5月) …… | 43 |
| — 雇用移民相の声明 — | |
| 13. 今年のパウエル街祭 (" 8月) …… | 45 |
| 14. 老後をカナダで (" 9月) …… | 47 |
| — 退職者移住の勤め — | |
| 15. 10周年を迎えたモザイク (" 10月) …… | 50 |
| 16. 1983年の移住者受入れ (" 11月) …… | 55 |
| — 移住担当相の年次報告書から — | |
| 17. 三世の日本体験, 移住者のカナダ体験(1983年4月) …… | 58 |
| — 春の親睦会レポート — | |
| 18. カナダにおける生活への適応 (" 5月) …… | 61 |

■ トロント 江口静子移住協力員(報告)

| | | |
|--|-----------|-----|
| 1. 移住者の体験を語る座談会 | (1981年2月) | 65 |
| 2-1 社会から孤立している移民女性 | (" 3月) | 71 |
| 2-2 1980年代における働く女性の ための職業指導について | (" 3月) | 72 |
| 3-1 3月の失業率 | (" 4月) | 75 |
| 3-2 カナダの市民権取得試験に落ちた ある主婦の話 | (" 4月) | 77 |
| 4. オンタリオ州における STATIONARY ENGINEERについて | (" 5月) | 79 |
| 5. 新技術を導入する労働市場と 労働人口の変化 | (" 6月) | 81 |
| 6. 建築技師として働くために | (" 7月) | 84 |
| 7. エネルギーテクノロジストの養成 | (" 8月) | 87 |
| 8. 溶接工として働く人のために | (" 9月) | 90 |
| 9. 新しい移住者との話し合い | (" 10月) | 93 |
| 10. 移住に関する世論 | (" 11月) | 96 |
| — その虚実分析 — | | |
| 11. クリスマス・ブルー | (" 12月) | 100 |
| 12. ひく手あまたのエンジニア? | (1982年1月) | 104 |
| 13. 職業分野における差別待遇 | (" 2月) | 107 |
| — トロント市社会企画委員会の調査報告より — | | |
| 14. 職業市場統計の盲点 | (" 3月) | 110 |
| 15. 移住希望者への忠言 | (" 4月) | 114 |
| 16. カナダの現状 | (" 5月) | 118 |
| — 2人のカナダ青年の場合 — | | |
| 17. 高度技術系職種の開発 | (" 6月) | 123 |
| 18. カナダの寒い夏 — その1 — | (" 7月) | 124 |
| 19. カナダの寒い夏 — その2 — | (" 8月) | 125 |

| | | |
|-------------------------|-----------|-----|
| 20. 移民政策の過去と現在 | (1982年9月) | 127 |
| — ホーキンス女史の見方 — | | |
| 21. 技術専門職種の需要減少 | (" 10月) | 130 |
| 22. カナダ人からみたカナダ人とは | (" 11月) | 132 |
| 23-1 サンタクロースへの手紙 | (" 12月) | 134 |
| 23-2 暴力のない一日が、何よりの | | 137 |
| クリスマスプレゼントという人達 | | |
| 24. 高度技術時代に対応する | | |
| 産学共同の体制 | (1983年1月) | 139 |
| 25. 移住者による「友だちになろう」 | | |
| という座談会 | (" 2月) | 143 |
| 26. 女性に関する話題 | (" 3月) | 149 |
| 1. 離婚 | (" 3月) | 149 |
| 2. コンピューター時代と女性職 | (" 3月) | 150 |
| 27. ある婦人団体の活動について | (" 4月) | 153 |
| 28. JOB HUNTING CLUBに入る | | |
| 大学卒業生たち | (" 5月) | 158 |
| ■ カルガリー 増田 樹 移住協力員(報告) | | |
| 1. 日系人関係 | (1983年1月) | 161 |
| 2. 日本語学校によるシヌークバザー他 | (" 4月) | 163 |
| 3. 新移住者協会月例会について 他 | (" 5月) | 166 |



— 各州日系人数 —

計 4 0,9 9 0人

| | |
|---------------------|--------|
| ・ニューファンドランド州 | 25 |
| ・プリンセス・エドワード・アイランド州 | 5 |
| ・ノバ・スコシア州 | 40 |
| ・ニュー・ブランズウィック州 | 30 |
| ・ケベック州 | 1,395 |
| ・オンタリオ州 | 16,685 |
| ・マニトバ州 | 1,300 |
| ・サスカチュワン州 | 205 |
| ・アルバータ州 | 5,225 |
| ・ブリティッシュ・コロンビア州 | 16,040 |
| ・ユーコン準州 | 30 |
| ・ノースウェスト準州 | 10 |

(資料：1981年カナダ国勢調査)

在バンクーバー

鹿毛達雄移住協力員報告

1. 新「労働基準法」について

(1981年4月報告)

今年(1981年), BC州では新しい「労働基準法」(The Employment Standards Act)が施行された。この法律の中には、最低賃金をはじめ、労働時間、時間外労働、休暇、産休などが規定されており、労働者の権利や使用者の義務が従来の法律よりもはるかに明確にされている、と言えよう。

ここで、BC州労働省労働基準局発行の解説書“A Guide for Employees and Employers”に基づいて、この新しい法律の要旨を説明しよう。

1. 最低賃金

BC州の最低賃金は1980年12月1日より、次のように定められている。

18才およびそれ以上の人、時間当り\$365、

18才以下の人、時間当り\$300

この最低賃金は男女ともに適用される。

- 農業労働者や住込みの家内労働者で日によって労働時間が異なる場合、1日の最低賃金は\$2920とされる。
- 一軒の建物の中に8軒またはそれ以上の住宅(Suite)があるものを管理する住込みの管理人(Caretaker)の最低賃金は以下のようになっている。

| | |
|------------|---------|
| 月額最低賃金 | \$21900 |
| 1住宅当り加算する額 | \$876 |
| 月額最高 | \$74400 |

2. 1日当りの最低賃金

勤務を開始した労働者は、その日の4時間以上の賃金を取得することになっている。学校開校中の学生が労働する場合や使用者の責任が及ばない理由で労働を中止することになった場合には上の規定は適用されないが、そうした場合でも、労働者は2時間分以上の賃金を取得することになっている。

3. 賃金に関する保障

賃金はいつ支払われるか：使用者は最低、月2回、労働者に対して賃金を支払わなければならない。支払いは、対象となる期間終了後、8日以内とさ

れている。労働者が退職するさいには、最後に就業した日から6日以内に賃金、蓄積されている休暇手当（Vacation Pay）などをすべて支払われることになっている。ただし、雇用が使用者によって打切られる場合には、賃金等すべては、打ち切りの時点で支払われなければならない。

認められる天引き：労働者の賃金から天引きすることを許されるのは特定のものだけであり、それらはすべて労働者が文書で認めたものでなければならない。その例として、組合費、保険料、年金積立金、慈善・貯蓄支払い金などがある。

賃金の明細書：賃金支払いのたび毎に、使用者は、賃金、時間外手当、天引きの内容と金額、手取額などを記した明細書を受取ることになっている。各金額に変化が全くない場合には、変化があるまで、明細書の発行を省略できることになっている。

4 労働時間および休暇時間

基準労働日は8時間である。一部の例外を除いて、労働者は引続き5時間労働した場合に半時間の食事時間を与えられる。また、労働者は毎週、少なくとも32時間連続の労働しない自由時間を与えられる。

交代勤務：緊急時を除いて労働者は交代勤務（Shift）の間に8時間の自由時間を与えられる。分割勤務制（Split Shift）は12時間以内のものでなければならない。また、交代勤務の変更が時間外手当の支払いをもたらす場合を除き、変更は24時間の予告を必要とする。

例外規定：職種によって上の規定の適用が不可能なものがある。その場合には、労働時間、休憩時間に関する規定は適用されない。

5. 時間外手当

労働者は1日8時間以上働いた場合、その日の時間外手当を得ることになっている。毎日の時間外労働に対する手当の率は次の通りである。

- ◎ 8時間を超える最初の3時間 通常の賃率の1.5倍
- ◎ 11時間を超える場合 通常の賃率の2倍

適当りの時間外手当は、1日8時間を超える時間を除いて、次のように計算される。

- ◎ 最初の40時間 通常の賃金

◎ 次の8時間 通常の賃率の1.5倍

◎ 48時間を超える時間 通常の賃率の2倍

一週間は日曜日に開始するものと見なされる。一般公休日が含まれる週の時間外手当については特別な算出規定がある。

例外規定：一定の職種に関して時間外手当の支払いを必要としない。例えば、農業労働者、住込みの家内労働者、家事労働者などである。バス運転手、トラック運転手、鉱山労働者も一定の条件の下では例外と見なされることがある。

6. 年次休暇

1年間労働した後には、労働者は少なくとも2週間の有給休暇を与えられる。休暇手当は全賃金の4%と定められている。全賃金には給料、コミッション、その他の出来高給が含まれるが、チップ、通勤手当、交通費、専ら使用者の裁量で与えられるボーナスなどは含まれない。

5年間連続して勤務した人の年次有給休暇は3週間、休暇手当は全賃金の6%とされる。休暇期間中に一般公休日がある場合にはその日数が休暇に加算される。

7. 一般公休日

原則として、労働者は毎年、以下の9日間の有給の休日を与えられる。

1月1日、復活祭、ビクトリア女王記念日、独立記念日、BCの日、労働者の日、感謝祭、英霊記念日、クリスマス

上記の公休日に労働することを求められた労働者は時間外手当、または、賃金と代休とを請求できる。

一般公休日に労働した労働者は、原則として、最初の11時間に関して通常の賃金の1.5倍、11時間を超える部分については通常の賃金の2倍を与えられる。さらに労働者は、後日、通常の賃金を与えられる有給の休日を得る権利を持つ。

以上とは異った規定が適用される場合があるので留意されたい。

適用を受ける有資格者：上記の一般公休日に関する規定は、以下の条件を満たす労働者に適用される。すなわち、労働者は少なくとも30日間公休日に先立って雇用されており、しかも少なくとも15日間は実際に働いている必要

新「労働基準法」について(1981年4月報告)

がある。例えば、クリスマスが有給の休日となるためには、11月25日以前に勤めはじめており、休日以前に少くとも15日間働いていなければならない。

8 産休と職場の確保

妊娠中の労働者は、新法の下で産休と職場の確保とを認められている。書面による請求が医師の証明を付して行われた場合に、労働者は最高、連続18週間の無給の休職(Leave of Absence)を取ることができる。休職は出産予定日より11週間以前に開始できる。労働者の希望により、それ以後でもよい。休職は労働者が短縮を望んだ場合を除いて、出産後、6週間以前に中止されることはない。休職期間中、労働者が分担すべき掛金を支払っている限り、使用者は加入している保険等を継続しておかなければならない。復職後、労働者は同一またはそれに準じた職場の地位を与えられることになっている。

9 雇用関係の解消

予告が必要・使用者は以下のような書面による予告を出さない限り労働者を解雇することができない。

- 1) 少くとも6カ月間、連続して雇用されていた労働者の場合、2週間
- 2) 連続、満3年間、雇用されていた場合には3週間、雇用期間がそれ以上の年数である場合、満1年につき1週間を加える。最高は8週間とする。

使用者は予告の代わりに相当額の退職手当を与えてもよい。もしも年次休暇の権利が労働者にある場合、それが予告期間に加算されるか、あるいは、相当額の賃金を与えられることになる。

予告を必要としない場合：以下の場合には予告の必要がない。労働者が1) 正当な理由で解雇される場合、2) 予想外の事態が発生して解雇される場合、3) 特定の期間、または業務のために雇用されている場合、4) 一時的な解雇、5) 適当な代替の職が提供されているにもかかわらず、それを拒否した場合。一時的解雇が連続20週間中の13週を超えない場合には、雇用関係の解消(termination)とは見なされない。

以上の規定は、鉄道労働者、建設業労働者には適用されない。

10. 農業、家内労働者

時間給、出来高給でない場合、1日の最低賃金が\$2920と定められてい

る。農業労働請負者 (Contractor) は免許制となった。

11. その他の規定

労働者に制服着用を求める使用者は、それを無料で提供し、洗濯代、修理代を支払わなければならない。

労働基準局から文書による許可を与えられない限り、15才以下の未成年者を雇用することは許されない。

職業紹介機関は求職者に料金を請求してはならない。そうした機関は州政府の免許を取得しなければならない。

12. 不満の申立て

自分の使用者が労働基準法に違反していると考える場合には、労働基準局に不満の申立てを行うことができる。基準局が調査を行った結果、申立てが正当と判断された場合、使用者は法に従うよう要求される。使用者の協力が得られぬ場合には、労働基準審議会 (Employment Standards Board) による仲裁の道が開かれている。

13. 労働者の保護

労働基準法に基いて不満を申立てた労働者を解雇したり、停職したりして使用者が罰することは禁じられている。

また、誤解を招くような条件や虚偽の広告によって労働者を就業させるよう勧誘することも法律で禁じられている。

基準局は労働者に、使用者の取扱いが不当か否か、仕事の内容、賃金、労働条件について、ごまかしがないかどうかについて助言を与えることになっている。労働者の不満が正当なものである場合には、基準局は使用者に法に従うよう要求することになっている。

14. 使用者の記録

使用者は労働者に関する精確な記録を英文で作っておくことになっている。そこには、雇用開始の日、労働した日、時、休暇、賃金、賃金の支払い、天引き、など記録され、解雇の後、12カ月はその記録を保存することになっている。また、使用者は記録担当者を定めなければならない。

15. 規則の掲示

使用者は目立つところに労働基準に関する規則を掲示しなければならない。

新「労働基準法」について（1981年4月報告）

16 労働基準法が適用されない業種・職種

- 1) 連邦政府の管轄下にある業種に働く労働者。例えば、銀行、ラジオ・テレビ、海運、航空、漁業、穀物エレベーター、製粉、飼料、加工、穀物貯蔵、ウラニウム鉱山、州間、国際間の鉄道および道路運送、州間の電信・電話。
- 2) BC州の法律に規制される一定の専門職業、例えば、医師、歯科医、技術者、建築家、不動産業者。
- 3) 実習中の学生
- 4) 州厚生省の福祉金を受けながら同省のプログラムに参加している人。
- 5) 個人に雇われ、個人の住宅内で幼児または不具者の世話をするシッター。
- 6) 管理職（主たる任務が他の労働者を指導・監督する立場にある人）

なお労働基準法に関する問合せ先は、バンクーバー地域では：Employment Standards Branch, Ministry of Labor, 4946 Canada Way, Burnaby, B.C. V5G4J6. Tel: 299-7211

2 移住者就職に関する問題点（1981年5月報告）

—ある意見書から—

移住者定着に関する数ある問題の中で、とくに難かしいのは就職問題であろう。移住以前に就職先が決定していればよいが、最近では、到着の時点では何も就職の手配がなされていない人が多い。そうした人の場合には、職種による仕事の探し方の違いや、日本での資格や経験がこちらの就職のさいに認められるか否かなど、条件が個々の移住者によって大幅に異なるため、助言や援助が難かしい。

筆者自身、バンクーバーの移住者援助機関に3年ほど前から勤めているが、この点に関する効果的な援助の難かしさを痛感している。「カナダ雇用センター」(CEC、通称、マンパワー)のカウンセラーは、その道の専門家である筈だが、新移住者の就職相談に付添って行っても、「なる程、専門家は違う」と感心させられるような助言とか指導とかが得られることはメッタにない。逆に、日系社会の中の求人状況についてこちら側が情報を提供することがしばしばある。

さて、この問題を考える上で、若干参考になる資料を入手したので、その内容を紹介したい。その資料というのは、当地にあるDirections ESL(英語教育機関と移住者援助団体との代表で作られている連絡機関)が作成した「バンクーバーにおける移住者定着サービス」という題の意見書である。この意見書は1981年5月22日に3つのレベル(連邦、州、市)の政府の関係者に提出された。

この意見書は移住者定着援助に関するいくつかの問題に触れているが、ここでは特に移住者の雇用問題に関する部分を見てみよう。意見書は先ず、I)どのような問題があるかについて検討した後に、II)それに対する対策を提案している。

I) 問題点

1. カナダ経済が必要としている技術を供給するため、近い将来、カナダへの移住が増大する可能性が大きい。

2. しばしば、移住者にとっては習得している技術（トレーニング）を生かすことが難しい。カナダの職場で用いられるようその技術を適合させたり、向上させたりする必要がある。
3. 職業活動に必要な資格、職業紹介、求人等に関する情報が英語以外の多数の言語でも知ることが出来るようになることが望ましい。
4. 新旧の環境の相違を橋わたして、移住者の適応を容易にするため、多言語・多文化（Multilingual-Multicultural）の雇用カウンセラーが必要である。
5. カナダでの職業経験は得ることは容易でないが、しかもそれが雇用の前提条件とされることが多い。

II) 対策の提案

1. 就職、カナダの労働市場、見習工制度、労働組合、労働基準、労働法および人権立法に基く諸権利、等に関するオリエンテーション、さらに、仕事の探し方に関する情報を提供することを目的とした移住者のためのプログラムを企画、実行する。
2. カナダ雇用センター（CEC）において移住者に直接サービスする一部のカウンセラーや職員は、利用者の中で比較的多人数のグループが話す言語を話せることが望ましい。
3. カナダ雇用センターの職員は様々な文化的背景を持つ利用者に効果的なサービスを提供できることが望ましい。
4. カナダ雇用センターの職員の一部が青年移住者に効果的に接しうよう特別なトレーニングを受けることが望ましい。
5. カナダ雇用センターは多言語、多文化の職員を雇用し、労働人口の中の移住者の特別な必要や問題に取組ませるとともに、他の諸機関や大勢の移住者を雇用する使用者のために出張サービスさせる。
6. 外国における学歴、職業訓練、職業経験を現実的で公正に評価することが移住者すべてに関して行われることが望ましい。
7. 仕事に関係のある英語、ないしは、職種別の英語の訓練の機会を設けることが望ましい。
8. 移住者が他の英語訓練に出席できない場合には仕事場でそれを受けられ

るようにする。

- 9 カナダ雇用センターがスポンサーとなっている英語訓練が移住の種別、カナダ在往期間などに関係なく、全女性移住者によって受けられるようにする。
- 10 需要が多く、入りやすい仕事（例えば、家政婦、ミシン縫い工、清掃人、ホテル従業員、その他のサービス関係の職種）のためのトレーニングの機会を増やすことが望ましい。
- 11 専門職業団体や資格認定団体は、専門職種の移住者がカナダで訓練を受けたり、職業経験を得たりすることを可能にするという問題に従来以上に積極的に取組むべきである。
- 12 移住した労働者（ことに女性）は、労働組合結成に関して、労働法の中に同結権が規定されており、その権利に基づいて他の労働者と行動を共にすることが出来る、ということについて知らさるべきである。
- 13 職場において移住者が出会っている障害を取り除くよう、各レベルの政府は小數者保護（Affirmative Action）のプログラムを作成すべきである。
- 14 最低賃金が支払われないことに対する不満の申立によって補償を得るといふ手続に頼らなければならぬ状況を改めるために、監査手続きを改善する。
- 15 違法行為を犯す使用者に対する罰金を増額する。
- 16 家内労働者にも最低賃金制を適用する。
- 17 カナダの職場で用いられるよう技術を適合させたり、向上させたりするための一定のシステムを導入する。

以上の提案の大部分は日本からの移住者にも当てはまるものだと思う。しかし、以上のような提案が妥当なものであるということと政府がそれを認めて問題解決に乗り出すということとの間には大きな距離があると言ってよいだろう。ことに、連邦政府の移住者定着プログラム（ISAP）の予算が削減されたという最近のニュースに接してその感が深い。

上記の提案の中で第1に挙げられているカナダにおける就職、労働法規などに関する情報の提供は、ささやかなものではあるが、当地の「移住者の会」に

よって努力されている。例会、会報、便利帳などを通じてそれが行われているが、包括的、組織的に行うことは容易ではないので、矢張り政府（雇用センター）が企画し、様々な言語で提供さるべきであろう。

英語教育と雇用との間の関連性についても現状では問題が多い。提案7)に触れられているように、仕事に役立つ英語教育が必要なことは明かである。それだけではなく、初歩のみを対象とした雇用センターがスポンサーする英語訓練が訓練を受ける以前に得られるよりも条件のよい仕事を保障するものにはなっていないことも大きな問題である。その上この英語訓練のレベルと、職業訓練校が要求する10年生ないし12年生の英語レベルとの間には大部分の移住者には克服することが難しい大きな差がある。

この点に関しても抜本的な改革が望まれるのである。

3. バンクーバーの日系人祭り

(1981年7月報告)

日系移民百年を記念した1977年にはじまるバンクーバーのパウエル街祭りは今年で5回目をむかえた。この祭りはかつて日本人町として賑わい、現在でも日系商店が集っているパウエル街のオープンハイマー公園で毎年行われている。今年の祭りは去る8月1日、2日の両日行われたが、好天気に恵まれて、昨年より2倍、4,000人の訪れる人があった、と伝えられている。

この祭りには最初、当地の日系団体の一つ、「隣組」によって日系人が気軽に参加できる百年祭の行事の一つとして始められたものであるが、現在では大バンクーバー地域の日系社会の主な年中行事の一つとなっている。この祭りの企画と実行は、日系4団体(隣組の他に移住者の会、3世グループであるパウエル・ストリート・レビュー、老人ホーム、さくら荘を運営する日加協会)からなる実行委員会によって行われ、日系市民協会からも財政的な支持を得ている。この祭りの財政は主としてロータリー・チケット(富くじ)によって賄われているが、その他に売店からの売上げのパーセンテージ、市当局の援助もある。

このパウエル街祭りは「祭り」と言っても宗教的な色彩はないし、商店街の客寄せという要素もほとんどない。むしろ、文化祭的なものと言うのが一番適当であろう。この祭で催されるものは、大小の屋外舞台でくり抜かれる伝統芸能の紹介、芝生の上での武道のデモンストレーション、さらに数多くの屋台が出て、手芸品、民芸品が即売され、和風の弁当なども売られている。

この祭りには、毎年、日本や北米の他地域からの参加がある。今年は日本から日本舞踊の藤間流の師匠や弓道の女性チャンピオンなどが参加して祭りに花を添えた。しかし、参加者の大部分は当地に住む日系人や移住者である。コミュニティの祭、参加する祭である。見物客の中には日系でない人の姿もかなり見られるから、この祭りは日系文化紹介に大いに役立っていると言えよう。

ここで、この祭りと新移住者との係わりについて触れておこう。この祭りを企画、実行するにあたって、戦後の移住者は個人としては祭りのあらゆる部分

バンクーバーの日系人祭り(1981年7月報告)

に参加していると言ってよい。毎年、この祭りの世話役(コーディネーター)を出している3世のグループと並んで、祭りの原動力となっている。

移住者の会の企画として、今年は相撲大会と劇の上演を行った。相撲は今年初めてこの祭りで行われた。子供の部と大人の部とに分かれ、ことに大人の部の勝抜きは白熱した試合になり、大勢の観客を喜ばせた。劇の上演は恒例となっているものである。昨年は「夕づる」を上演して好評だったが、今年は「皿屋敷」を上演した。出来ばえはさておき、古い日本を舞台の上に再現することにより、日本の伝統を紹介するよい機会であったと思う。観客の大半は日本語が解らない人たちのようであったが、結構楽しんで見ている。

このような芝居の製作は、新移住者相互の交流を促進する絶好な手段とも考えられる。毎年、移住者の会の劇の製作に協力している筆者は出来る限り来加して日の浅い新移住者に参加するよう推めている。今年の芝居の出演者6名中、3名は移住後2年未満の人たちで、このような活動への参加を通じて、新移住者の定着が促進される、と考えている。

4 多様文化社会のある一面

(1981年8月報告)

去る7月下旬にバンクーバーの新聞にインドから夫を尋ねて当地を訪れたサンドウ夫人 (Mrs, Sandhu) という人に関する記事が掲載された。同夫人をめぐる事情は多種多様な文化的背景を持つ国民からなるカナダ社会がかかえている問題の一端を示していると思われるので、次にその内容を簡単に記してみよう。

この人は1978年にサンドウ氏と結婚した。夫は間もなく単身カナダへ移住、現在ではカナダ市民になっている。あとから妻を呼び寄せる約束であったが、3年待っても呼び寄せの連絡がないため、サンドウ夫人はシビレを切らせ、一時訪問者として昨秋、カナダにやって来た。

サンドウ夫人は夫の所に2.3日しか滞在できなかった。夫にはガールフレンドがあり、サンドウ夫人のスポンサーになって夫人がカナダに滞在できるようにすることを夫は拒否したのである。今年の2月に家庭裁判所は夫に月額200ドルの生活費支払いを命じたが、夫はその後、行方をくらませている。

サンドウ夫人の強制送還の日が迫った(このような処置が決った一つの理由は、入国のさいにサンドウ夫人が夫はインドに居るといふ偽りの申告をしたことによる)。移住担当大臣に特別な配慮を要請する意見書が当地の大学の社会学や人類学の専門家から提出された。ある意見書は、強制送還がサンドウ夫人にとって「社会的な死」を意味する、と述べている。別の意見書の中では、より一層明確に、同夫人には「自殺するか、売春婦になるか」という道しかない、と指摘されている。

同夫人の弁護士もインドでは夫に捨てられた妻は皆の爪弾き (Outcaste) なのだ、父は小農民で母は死亡しており、継母が彼女を受入れるとは考えられない、と説明している。平たく言えば、出戻り娘の身の置き所がない、ということなのであろう。

コミュニティ、ことにインド系のいくつかの団体もサンドウ夫人の支持を明かして、同夫人が引続きカナダに滞在できるよう運動し、その結果、同夫人の

滞在期間の特別な延長が認められて、ともかくも強制送還は免れた。（『バンクーバー サン』1981年7月24日）

話が以上で片付いたのであれば、この一件は、世論の力でとかく杓子定規になりがちな移民当局のやり方が抑えられて、人道的な配慮の必要を当局に認めさせた事件だった、と特徴づけることができるであろう。

ところが、この一件が報道されてから約10日ほど経って、同じ新聞にティルトンカール・ボースという人の投書が掲載された（8月4日）。この投書によって、上記の事件には上に要訳した特徴とは別の興味ある一面のあることが明らかになった。

ボース氏の投書の趣旨を簡単に言えば、サンドウ夫人を自殺か売春に追いやるような家族はインド社会の中でも例外的でごく少数である。同夫人を支持している弁護士や専門家の見解は、インド社会がすべてサンドウ夫人の家族のようなものから成り立っているという印象を与えている点で間違っている。そして、そのように誤ったインド社会に関する見解が報道されることによって人種的偏見を煽る結果を生じる恐れがある、と指摘している。

今ここで、新聞の記事と投書とくらべて、どちらが事実か、どちらが正確なのかについて判断をする材料を筆者は持っていない。筆者は、この記事と投書とを読んで、外国や民族集団（エスニック・グループ）について詳しい知識を持たない場合、自分の限られた知識や体験を元に片寄った判断や類推をしてしまう危険、専門家の意見ということで疑わずに受入れてしまう危険などがあることに遅ればせながら気付かせられた。例えば、新聞記事を最初に読んだ時に特に疑問を感じなかったのは何故かを考えてみよう。「日本でもひと昔前までは出戻り娘やその娘をかかえた家族は肩身の狭い思いをしていたではないか、そんな事情がインドにはまだ残っているのだらう」という考えが漠然とだったかもしれないが筆者の頭のどこかにあったために記事の内容をスナリと受入れた、と思われるのである。

周知のようにカナダは10年ほど前から「多様文化主義」という理想を国の基本的な政策として採用している。その政策にはカナダ国民を構成する様々な民族集団の固有な文化や伝統の維持・発展を図ること、そうした文化や伝統を相互に理解し、積極的に評価することなどが含まれている。このような政策

は少数民族集団に属する者にとっては、自分が属する集団の個性が認められるという点で、極めて望ましいもの、と思われる。しかし、同時に小数集団の独自性が強調され、主流社会や他の集団がそれを理解するさいに片寄ったところがあった場合には、強調されたものが事実と異なしたもの、ないし、積極的な内容を持つものであっても、偏見を増大させる機能を果たすることがあるだろう。サンドウ夫人の事件は、多様文化主義政策やその中に含まれて然るべき人種的偏見に対する対抗策などがきめ細い配慮や計画なしには所期の目的を達しえないことを示唆している。

5. 1980年代のカナダの労働市場

(1981年9月報告)

今年7月、カナダ連邦政府の移住・雇用担当相、ロイド・アクスウォージーは、同省がまとめた1980年代の労働市場に関する報告書(討議資料)を発表した。この報告書の内容は同省発行の小冊子“Are We Ready to Change? Canada's Labour Markets in the 1980's”に記されている。この文書は移住政策については極く僅かしか触れていないし、移住者の定着に係わる問題にも言及していない。しかし、この報告書からは不足する労働力を移住者に頼ってきた年来のカナダの労働政策への反省が読み取れる。その点から見てこの文書は今後のカナダの移住政策、具体的に言うなら、どのような職種の人が移住を認められやすいか、移住後の定着に対する援助がどのような形で提供されるかなどを判断する一つの材料になると見てよいであろう。

1980年代の労働市場の特徴

この報告書の中では先ず、1980年代には、従来とは異った労働市場に関する一連の条件が現われ、従ってそれに則した労働政策が必要になる、という基本的認識が示されている。

考慮されなければならない予想される主な事実は次の3点である。

- 1) 今後10年間に労働力の成長率が著しく低下する。成長率は1970年代には3%であったが、1990年までにはその半分、2%以下になると思われる。実数においても18才~24才の層は10万人減少すると予想される。
今後10年間に労働市場に参加する260万人の内、2/3以上に当たる170万人が成年の女性である。原住民中の労働可能な年齢層は、カナダ全体と比較して4倍の成長率である。ことに大草原地域の都市部における労働力の成長の30%が原住民出身者の増大によるところも出てくると予想される。
- 2) 1980年代には280万の新しい職場が創出されると予想される。そうした職場の多くは高度の熟練を要するブルーカラーの職種やコンピューター技術をはじめとする専門的な技術職であろう。
- 3) 労働力需要の成長が最も著しいのは西部3州(BC州、アルバータ、サ

スカチュワン)であろう。カナダ全体としては都市での労働力の需要が多少とも増大するものと予想されるが、東部カナダの非都市圏における成長は極めて低率であろう。

変化への対応策

以上のように予想される変化に基づいて報告書は以下のような政策の導入を提唱している。

- 1) 高卒者を対象とする科学、技術、工学関係の職業訓練を拡充する。経営や技術に関する訓練が企業内研修を奨励する政策と結びつけて拡充されるべきである。
- 2) 生産活動において、女性、原住民、身障者の雇用、昇進が可能になるような訓練、貸金の補助などの処置が導入されるべきである。
- 3) 失業率が高い地域における雇用創出計画を抜本的に改革する。例えば、新しい組織(Canada Opportunity Development Corporation)を通じて地域の実情に則した長期的な地域経済の発展を図る。
- 4) 斜陽産業への関税、税制上の優遇策による援助を減らし、雇用に結びつく雇用者への現金による援助を増額する。
- 5) 労働市場に関する情報、仲介のサービスを改善する。
- 6) 斜陽産業から成長産業への転職を望む労働者に大幅な援助を与える。

以上のような政策提案の中で、とくに注目すべき点として、職業訓練と移住政策との関連を見ておこう。

- 1) 職業教育・職業訓練、一定の分野の技術者や熟練労働力が現状のままでは極度に不足するという予想は、すでに2、3年前からしばしば主張されていて、特に目新しいところはない。この不足への対策として、大学教育、見習工養成、マンパワーの職業訓練プログラムなどの再検討や手直しが提唱されているのも当然であろう。

高等教育に関しては、人文・教育系への援助を抑制して、不足する技術系への援助を増額するという方針が示されている。とくに製造業の熟練工の再教育や、前期見習工(Pre-apprenticeship)養成の拡充に力点が置かれようとしている。マンパワーの職業訓練については、従来は初歩的・基礎的な訓練、移住者の英語訓練などこれから労働市場に参加しようとする人への援

助に力点が置かれていた。今後はそれよりは高度な技術訓練が強調されるとともに、就職が困難な人（例えば女性、原住民出身者、身障者）への援助に力点が置かれると思われる。しかもその援助の方法は、基礎的な職業訓練を与える、というよりは、むしろこうした人を雇用する雇用主に対して賃金の一部を援助するという方式が採用されるものと思われる（この方式はすでに見習工の雇用促進策として実施されている）。

2) 移住政策との関連：すでに触れたように、報告書の基調は労働力の需要を国内での供給によって満たすことを目指したものである。しかし、いかに熟練労働力養成に力を入れても一朝一夕にはいかないし、需要に応じ切れない分野が出てくることが予想される。こうした必要を満たすため、移住者に頼らざるをえないところがどうしても残ることになる。この報告書は、今後10年間、年平均の移住者受け入れを20,000～25,000と予想している。（この数字は自主申請者、近親者援助の種別で移住する特定職種の人で、家族を含めると50,000～60,000となる）毎年発表される移住統計には移住の種別による数字がないので上記の数字が従来の実績とどのような関係があるのか精確には分らない。しかし、ここ2、3年、年間の移住者受け入れが10万前後であることから見て、その水準が維持されることを予想した数字と思われる。換言すれば、一定の労働力不足を補うための大幅な移住者受け入れは当面、考えられていない、と言ってよいであろう。

6. 何を持って行ったらよいか (1981年10月報告)

— カナダ移住の携行品 —

カナダに移住しようとしている人から「何を持って行ったらよいか」と質問されることがある。移住の際には現に使用している日用品、身のまわり品などは無税で持ち込めることになっている。私も最初に外国で暮らすことになった時に友人や先輩に同様な質問をし、様々な答えが返ってきたので、他人の助言を全部聞き入れたら身動きが出来なくなるほど大量の品物を持って行かなくてはならなくなると感じたことがある。

何を持って行ったらよいかについて、簡単明瞭な答えが出しにくいのは、私たちの所持品、身のまわりの品物の種類が多く、また、個人差も大きいからであろう。そこで、何を持って行くかについて決めようとしている人のために、私の経験に基づいて一般的な考え方や具体的な助言を託してみよう。

1. 品物より大切なもの 健康と書類

言うまでもないことだが、本人や家族の身心が健全であることが、移住当初のストレスを克服するために必要である。移住後も引き続き医師に診てもらい必要があるなら診断書を用意しておいた方がよいかもしれない。カナダで保険がきかない歯の治療も済ませておくべきであろう。

次に大切なものとして、一連の書類がある。外国に渡航するのだから、旅券、査証、航空券などが必要になることは当然である(移住後、査証(移住の証明書)は再発行してくれないから特に大切にしなければならない)。

その他に職業上の資格や訓練を証明する書類、学校の成績や卒業の証明書、勤め先からの推薦状なども、出来れば翻訳と共に用意すべきであろう。バンクーバーやトロントの場合にはカナダに来てからでも翻訳を頼むことが出来る。予め翻訳しておく必要はないが、戸籍謄本や子供の学校の証明書、母子手帳なども持参すべきであろう。

履歴書も用意しておいた方がよいが、日本語のものをそのまま翻訳してもカナダ流の履歴書にはならない。そこで先ず、英語の履歴書とはどんなものかについて知った上で草稿を作り、事情に通じた人に直して貰うとよいだろう。

う。

2. 携行品についての考え方

ここで「何を持って行くべきか」についての方針を考えてみよう。日本と同様、カナダでも消費生活がかなり発達しているので、日本にあってカナダには無い生活必需品は多くはない。しかし、a) 日本的なものでカナダでは入手困難なものがあるし、さらに、b) カナダで入手出来ても日本と比較して高価なものもある。そのような物を持って行った方がよいということになるが、a), b) に該当する物でも荷作りの手間や送料などを考えて無くても済ませるだろうと見切りをつけるとか、カナダで買うことにする、と判断できる場合もあろう。

何を持って行くかを定める一応の目安として、出費を抑えることも考慮に入れながら、a) すでに所有しており日常生活に必要なものはなるべく持って行く、b) 新たに用意するものは厳選し、カナダで得られるものは予め購入しない、といった方針が考えられる。

以上の点を判断することを容易にするために、a) 現在所有している物の詳しいリストを作る、b) 購入予定の品のリストを作る、などの作業をしてみることを勧める。ことにa) のリストは通関に必要な荷物の明細書(別送申告書)の基礎になる。その明細書の中に当面送る積りのない物も、後送する物として含めておくとよい。そうすれば、後に必要が感じられて送るよう手配した時に通関が容易になる。

3. 携行品・別送品

- 工具類：職業上、工具や計測器を必要とする人は自分で用意することになっている。
- 職業的能力を示すもの：作品、設計図、写真、論文など。
- 図書：職業に関する日本語の参考書、用語字典などはカナダで入手困難である。その他に英和・和英、国語辞典も用意したい。一般的な辞典や図書はどちらでも買えるが、価格は日本の2倍位である。
- 衣類：一般に衣類は日本の方が品数が豊富で安い。ことに小柄な人の背広や靴は得にくい。下着、靴下なども種類が少ない。女性の場合、和装一式、男性でもユカタ位あった方がよいかもしれない。防寒用のブーツやコ

ートはカナダで購入した方がよいと思ひ。

- 台所用品、食器など：毎日必要だし、カナダで日本製品を買おうとすると高い。私の場合、日本の庖丁、小皿、茶わん、ドンブリなどを重宝している。
- 電気器具：110V、60サイクルなので、日本で使っていたものがそのまま使えない。しかし、トランスを用意してくれば使えるもの（例えば電気釜）もある。モーターの付いているもの（例えばレコード・プレーヤー）はモーター、部品の交換などによってカナダで使用可能かどうかを確かめ、改造した上で持ってきた方がよい。テレビやFMラジオは周波数が違うので持ってくるならカナダで使える外国仕様のもを入手する必要がある。
- 寝具：日本風のフトン、枕、座ブトンなどは手に入らないので必要と思ひならざった方がよい。
- 家具：かさ張るので送るのは考えものだが、まともな物はカナダでも高価である。骨トウ的な価値のあるもの、愛着のあるものは送った方がよいだろう。私の場合、最初、日本に置いてきたが、こちらで適当なものが入手できなかったので、食卓やピアノを後から送るよう手配した。
- 自動車：現有使っている車は無税で送れるが、送料、仕様の変更などの費用、通関の手間などを覚悟しなければならない。私の場合、日本で使っていた車は処分し、こちらでカナダ製（アメリカ車）の中古を入手した。カナダには日本のような車検制度がないので中古車の維持が比較的容易である。
- 携行資金：見知らぬ土地でとかく頼りになるのが金。いくら多くても邪魔にはならない。ことに利子率が日本の3倍にもなっていること、住宅の価格が日本並に高くなりつつあることを考えても予備の資金があることが望ましい。

安全で有利に送金、ないし携行する方法を銀行などで相談するとよい。蛇足だが、移住者の中に到着直後に所持金を盗まれたり、宝石、貴金属など貴重品を紛失したりする例がある。カナダの治安は悪くないし、カナダ人は一般に日本人と同様、あるいはそれ以上に正直だが、油断している隙につけ込まれることがある。現金など貴重品を宿の部屋に残して外出する

のは論外として、宿のフロントに預けた物についてもトラブルが起った例があるから、貴重品は肌身離さず持っていた方がよいのかもしれない。到着後、一日も早く、銀行口座を作ったり、銀行の保護金庫を借りたりした方がよい。

- 趣味のための道具など：使いなれた物と同様なものを新たに求めるのは面倒なので持参するとよい。私は日旺大工のための日本のカンナ、ノミ、曲尺、砥石などを重宝している。但し、電動工具はカナダの方が数段発達している。
- 子供のもの：子供のある人は子供にとって大切なものを荷物の中を含めるべきであろう。例えば、ヒナ人形、鯉のぼり、玩具、童謡・童話のレコードや絵本など、子供にとって親しみのある物は、環境の激変の影響をやわらげるためにも必要になると言えるであろう。

4. おわりに

以上のように列挙してみると荷物は可成りの量になる。そこで、すでに触れたように、最初どうしても必要だと思われるものだけを送り、しばらくカナダで暮らしてみても必要になった物を後から送るのも一案だろう。(この場合、日本で保管してくれる家族などがいないと面倒だが)

移住者の引越荷物でも、新たに購入した物や嫁入道具などは関税の対象になっている。しかし、そうした物品が荷物の中のごく一部分でとくに高価なものでなければ、あまりうるさくは言われぬように思う。私の場合、未使用の物として申告したのは、ステレオ・アンプだけだったが、何も言われなかった記憶がある。

なお、携行品については、国際協力事業団発行の資料、「カナダ移住の案内」、「カナダ案内—移住の手引き—」の中でも説明されているので合せて参照されたい。

7. バンクーバーの「隣組」(1981年11月報告)

— その由来と活動 —

バンクーバーの下町の一角、東ヘイスティングス街に「隣組」というささやかな看板を掲げた日系人のドロップインセンターがある。このセンターはバンクーバーとその周辺地域に住む年寄りの一世をはじめ、新移住者を含めた日系人に広く利用されている。筆者は数年前からこの隣組の人たちと知り合い、現在もボランティアをしているので、その経験や記録などに拠りながら、このセンターの由来や最近の活動について託してみよう。

1. センターの由来

このセンターの活動の背景には日系カナダ人の半世紀の歴史がある。戦前にカナダに渡った人たちの95%がBC州に定着し、その大多数がバンクーバーを中心とする大平洋岸の地域で漁業をはじめ林業や農業、さらに小商店の経営などに従事していた。そして今世紀はじめにはバンクーバー東部の中華街に隣接して日本人街が出来ており、このリトル東京と呼ばれた街には銭湯があり、芸者ややくざまで居たと伝えられている。この日本人街の繁栄は第二次大戦勃発後の1942年に全く解消されてしまった。すなわち、真珠湾攻撃の後、日系人は国籍如何を問わず、「敵性外国人」と見なされ、2万2千人の日系人がBC州の奥地へ強制移動させられたからである。その結果、日系人は家や土地、商売などを失ってしまったが、そうした物的な損害に加えて、日系人が蒙った精神的打撃には測り知れないものがある。

戦後、カナダ東部に移動した人、日本に帰国した人もあったが、昔なじみのバンクーバーに戻ってくる人もあった。そうした人たちの多くは現在老境に入っている。強制移動に象徴されるBC州の戦前の人種差別のために戦前に移住した一世たちは白人社会の中に入れず、一般社会から孤立した閉鎖的な日系コミュニティーを依り所にして生活しなければならなかった。半世紀以上この国に住んでいても英語が不自由な人が多いのはそのためである。強制移動のために家族や親しい友人から切り離された人も多い。財産や生活手段を失った人たちは戦後再出発するには年寄り過ぎていた。こうした人たち

の多くは、旧日本人街の近くの安アパートなどに孤独で貧しい生活をしている。

このような年寄りに援助の手を差し伸べたのが浜田ジュンという1980年に亡った二世である。当時すでに病身であった彼は現在でも隣組の職員をしている山城猛氏をはじめとする新移住者や三世のボランティアと共に日本人街地域に住む年寄りを訪問してその数や必要を調べるとともに、サービスを開始した。1973年のことである。翌年、資金難のために活動を一時中止しなければならないこともあったが、東部地域住民協会(DERA)という活動的な団体の支持を得て活動を再開した。1975年には州政府の援助金が得られ、現在の地(573 East Hastings Street)にセンターを開設した。その後、市当局からも援助金が与えられるようになり、順調に活動を続けている。

2. 活動の内容

1975年に隣組を非営利団体として登録した際に作成された規約の中では、日系社会に各種のサービスを提供する、と唱われており、年寄りへのサービスという点が特に強調されているわけではない。しかし、従来の活動は、コミュニティの中で最も援助が必要と考えられている年寄りへのサービスに力点が置かれている。

センターは週7日間、常時開かれており、日系老人の憩いの場になっているが、そこで提供されているサービスや、このセンターを利用して行われている活動は次に記すように多岐にわたっている。

a) 個人対象のサービス

政府・民間の各種の福祉機関と協力しながら、日・英2カ国語が堪能な職員によってさまざまな援助が提供されている。ことに、年寄りの身上相談に応じたり、年金、福祉金、医療、住宅などに関する手続きを手伝っている。そうした手続きに必要な書類を準備したり、翻訳したりする他、必要があれば付添、通訳、病院訪問などを行っている。年寄りの引越しの手伝いをすることもある。

このセンターは到着直後の新移住者の数少ない立寄り場所の一つでもある。新移住者からは住宅や就職の相談が多いが、センターの掲示板がこうした

情報を提供するのに大いに役立っている。その他に移住者からは勤め先（ことに日系企業）における賃金や労働条件についてのトラブル、移住法の問題（家族の呼び寄せなど）、家庭問題などに関する相談が比較的多い。

以上のような個人対象の援助の要望は毎日20件位はある。なお隣組は会員制をたて前としているが、サービスの提供に関しては非会員を差別してはいない。

b) その他のサービス

センターの活動の中には主として年寄りを対象とする次のようなものがある。

i) 安い料金による中食の提供、ii) 趣味のクラス（生花など）、iii) 食品・日用品のバザー（えびす市と呼ばれ毎月1回開かれる）、iv) ビンゴ・ゲーム（毎週）、v) ビデオによる日本語テレビ番組（毎日）、vi) 日帰りのバス旅行、vii) クリスマス・正月などのパーティー。

以上のような各種の活動は現状の下で確保されている2～3人の職員によっては到底消化し切れないので、多くをボランティアに頼らなくてはならない。例えばセンターの鍵の管理や清掃、片付けなどは年寄りの会員によって行われており、中食の調理や、特別の催し（パーティーやバス旅行、バザーなど）の人手も大部分がボランティアによって提供されている。ボランティアとして登録している人は100名近くあり、新移住者や三世が多い。なお、会員は600名以上あり、大半が65才以上の年寄りである。

c) 文化センターとしての役割

この隣組の活動の中でもう一つ見過しにできないのは、ささやかではあるがカナダにおける日系文化の維持や、日本文化のカナダ人への紹介に貢献していることである。

例えば、1977年以来毎年夏にバンクーバーで日系人の祭り「パウエル街祭り」が開かれているが、この祭りは最初、隣組の職員やボランティアが始めたものである。当初日系社会の中にはこの祭に対する不信や反対があったようだが、最近ではバンクーバー日系社会の最大の催しとなり、一般市民を含む数千人の来訪者がある。

その他に学校、コミュニティ・センター、個人などから、しばしば日本

文化や日系社会に関する情報や資料、資材の提供を求められることがある。

さらにこのセンターの一角には日本語の図書や新聞が置かれており、ことに新移住者の間に利用者が多い。

3. 今後の課題

上に見たように「隣組」は老人への各種のサービスをはじめ、新移住者への援助、日本文化の紹介など多岐にわたる活動を行っている。そうした活動はいずれもコミュニティーの必要に答えようとするものであるが、それは同時に日系社会の中にある潜在的なエネルギーを引き出すことにも役立っていると言えるであろう。例えば、隣組は老人福祉に関しては、老人ホーム「さくら荘」と協力しているし、新移住者援助に関しては、各種の言語による移住者サービスを行っている「モザイク」や「移住者の会」とも密接に連絡を取っている。さらに注目すべき点は、この「隣組」が日系老人へのサービスをきっかけとして、日系社会の中の各世代、一世、二世、三世、新移住者のつながりを強める役割をはたしてきた、と言える点であろう。バンクーバーの日系社会の中にも世代や考え方の違いなどがあることは確かだが、この隣組の活動に見られるような有意義な活動が継続的に行われるならば、日系社会の中での対立を和らげる意味を持つことが従来の経験から見て明かである。このような点から見れば、バンクーバーにおける隣組の存在は貴重なものであると言えるであろうし、今後ともその存在意義が容易に失われることはないであろう。

隣組の活動を維持、拡大していくための最大の障害は何と言っても慢性的な資金難である。現状においては州および市当局からの援助金によって2名の職員の給与と家賃、光熱費が支給されているだけである。さらに隣組の自己資金によってハーフ・タイムの職員を雇っているが、このような2~3名の職員では上に見たような各種の活動を続けていくのは難しい。さしあたり、2~3名の追加の職員を雇入れるだけの資金が得られることが望まれるのである。

資金難は家具や備品などを新しくする余裕のないことを意味している。日本からの来訪者やカナダの平均的なオフィスや住宅を見なれた人はこのセンターを古ぼけた家具や備品が所狭しと置かれているうらぶれた施設と見るの

ではないか、と思う。

資金難解消の方向として政府の援助の増大には到底期待できない。ことに最近の福祉や医療に関する連邦、州の予算の削減から見てそう判断してよいであろう。むしろ、日系コミュニティの中での組織的・計画的な基金作りが考えられる必要があるだろう。しかし、それは隣組だけの手に負えるものではない。矢張り日系社会全体が取組むべき課題であろう。例えば、日系会館の建設というような大きな計画の一環として考えられるべき問題だと思う。

8 紅白歌合戦と日系文化会館の設立

(1981年12月報告)

去る12月27日、午後1時からバンクーバーのジョン・オリバー高校の講堂で「第2回歳忘れ紅白歌合戦」が盛大に行われた。この催しは「紅白歌合戦実行委員会」(委員長、秋田谷秀樹氏)が主催したものであるが、この委員会に参加して実質的な企画や運営を担当したのは、移住者の会をはじめ、隣組、さくら荘、バンクーバー新報など日系コミュニティの活動的なグループの代表やボランティアの諸氏である。

今年の歌合戦には、昨年と同様、男女15人づつの出演者があり、昨年とは違って今年は紅組が優勝、個人の順位は決めなかった。いずれにせよ、男女とも素人の域を脱しているような歌手が多く、審査員は大分判断に苦しんだようだ。個人賞を得たのは「別れの朝」を歌った岩月テリー(JCCA杯 歌唱賞)、木谷英雄(実行委員会杯 ユーモア賞)、宮里アキ子(総領事杯 努力賞)の3名である。男女の司会者も今年は3度目で場なれがしていた。2人の軽妙な会話やカタリ太鼓演奏をはじめとする各種のアトラクションも観客を大いに楽しませた。

今年は入場券の前売りを徹底して行った結果、昨年のように入場できずに帰る人や立見の人が多勢ある、という混乱を避けられた。このような経験が積み重ねられれば、ますます立派な催しになるであろう。昨年、今年とも900人以上入る会場が満席であったことから見て、将来、さらに大きい会場が得られればもっと多くの人に楽しんで貰うことが出来るだろう。

今年は観客の層が若くなったような気がする。一昨年、昨年の催しの際には年配の観客が目立ったが、今年は若い人、子供づれの人も多く、この催しが日系コミュニティの中で各層の関心を集めていると言ってよいのではないだろうか。

今年からこの催しが日系市民協会(JCCA)によっても後援されるようになったこと、さらに、総領事杯が提供されたことも記しておきたい。このようにこの歌合戦はバンクーバー日系コミュニティの行事として定着しつつあると言

えよう。

この点よりもはるかに重要な意味を持つと思われるのは、この歌合戦が「日系文化会館設立基金募集」を目的に掲げたことである。昨年の第1回の歌合戦の純益は日系のシニア・シチズンにサービスを提供している「隣組」と「さくら荘」とに配分されたが、今年から右の目的のために取っておかれることになった。

日系文化会館の設立という大きな目的を達成するためには、コミュニティの総力を挙げての各種各様の努力や長期的な展望が必要であることは言うまでもないであろう。しかし、ささやかではあれこのような目標に向って第一歩が踏み出されたことは誠に喜ばしい。歌合戦のプログラムにも日系文化会館の夢が記されていて楽しい。そこに示されているビジョンの中で一点だけ、今後、立入って検討した方がよいと思われるところを指摘しておこう。それは次のような個所である。

「資金はなまじ政府の助成金などに頼るよりは、日本の大手ビル会社に投資して貰ったらどうだろうか。日加合併でビル運営会社を作り、その一部に文化会館が入る、それでいいではないか」

このような考え方は文化会館を実現する一つの方向を示しているに違いない。しかし、このような方針を採ることが望ましいのか、それとも他に採るべき方向があるのかなどの点は、当地の日系コミュニティが文化会館設立によってどのような目的を達成しようとしているのか、それに最も適した方針はどのようなものかなどに関する論議をつくした上で選択すべきものであろう。そうしないと、「文化会館」という容れ物だけは立派なものが出来たが、その中身は多くの人にとって期待はずれのものになる恐れがある。（そのような事例が他のエスニック・グループの場合にあると聞いている）いずれにしてもこの歌合戦を契機にして文化会館設立に関する関心や論議が高まることを期待したい。

9. 「家事手伝い」に関する新政策

(1982年1月報告)

去る1981年11月26日、カナダ連邦政府の雇用移住担当相、ロイド・アクスウェージーは移住政策に関する新しい方針を発表した。この新しい方針は「家事手伝い」(domestics)としてすでにカナダで就職している人、これからこの職種でカナダに入国しようと考えている人に永住権を取得しやすくしようという内容を含むものである。カナダに移住したいが、適当な技術を持たないために従来移住を諦めていた人の中には、この方法による移住を考える人があるに違いないので以下、この新しい政策の要点を見てみよう。

I. 背景

住み込みで家事手伝いとして働こうという人は、日本と同様ここカナダでも極端に不足している。それと言うのも、個人の家に住み込んで働くという特殊な条件があるために、労働時間が長く不規則になりやすい、プライバシーや自由時間がない、低賃金であるなど、問題が多い職種だからである。カナダから得にくいなら外国から家事手伝いを入国させて雇おうという発想になるが、従来、家事手伝いとして就職しようとする人で、自主移住を認められるための選択基準(点数)を満たせる人は少なかったようだ。それが主な理由と思われるが、労働ビザ(正式には就業許可Employment Authorizationと呼ばれている)でカナダに滞在している人、11,009人の中、96%が住み込みの家事手伝いとして就業しているという1981年7月31日現在の興味ある調査結果がある。同じ調査によると、その内の約2,000人が3年以上労働ビザでカナダに滞在している。従来、労働ビザで4年以上カナダに滞在している人に移住が認められる場合もあったが、家事手伝いの場合にはカナダで自立して生活できるだけの収入を得る能力がないなどの理由で永住申請が認められにくかったのである。

こうした状況に対処する政策の一部はすでに1981年4月以後に次の3点に関して導入されていた。

a) 住み込み家事手伝いとして移住を希望する人で育児および家政について

の訓練ないし経験のある人は、職業技術を持つと見なされ、移住の選択基準に関する点数、10点が与えられる。

- b) すでにカナダ国内で労働ビザを持って家事手伝いとして働いている人が、自己の誤りによらず 労働賃金、労働条件等の問題で 失職した場合には、マンパワーは別の就職先を探すことを認め、かつ、これを援助する。
- c) 外国人で労働ビザによって家事手伝いとして就業する人が不当に搾取されるのを妨げるために、雇主との間に仕事の内容や雇用条件を明記した書面を作成するよう指導する。

このような新政策にもかかわらず、依然として、家事手伝いに関して次のような問題が残っていた。a)労働ビザをカナダ国内で移住ビザに切りかえることができない、b)家事手伝いはカナダで何年働いてもカナダの労働市場に加わって競争するのに必要な技能や経験を得ることが難しい。

このような問題に対する解決の方向を示したのが、1981年11月の新政策である。

II. 新政策の内容

新政策の要点は次の2点にまとめられる。

- a) 今後、期限付きの就業許可で入国する家事手伝いに対して、一定の年数を経た後、永住権を得る機会を与える。
- b) すでに家事手伝いとしてカナダ国内に居る人で、永住権を得たいと考える人に対しては、今後入国する人に対してと同様、カナダで自立して生活できるだけの技能を取得する機会を与える。すでに2年以上カナダに滞在し、さらに訓練を受けなくても自立する能力があると見なされる場合には、カナダ国内からの移住申請を認める、というものである。

以上の2点についてももう少し具体的に見てみよう。

これから入国しようとする人：労働ビザで家事手伝いとしてカナダに入国し、将来、永住権を申請しようと考えている人は、労働ビザ申請のさいに、その旨意思表示する必要がある。そして、移民官によって適応性や、訓練を受けてその効果があり、自立出来るようになるか否かについての判定を受けることになる。

家事手伝いとして入国した人に対して雇主は、学習、訓練のための時間を

「家事手伝い」に関する新政策（1982年1月報告）

毎週少くとも3時間与えることになった。さらに低賃金であることを考慮して雇主は訓練に要する費用の一部、最高月額20ドルを負担することになった。

1年間経過後、そして2年間経過後に労働ビザを更新しようとするさいには、移民官は更新を認めるに先立って、家事手伝いの進歩についての正式な評価を行うことになった。2年後の更新のさいに進歩が顕著で、自立能力があると判断される場合にはその時点で、あるいは、在籍中の訓練コース終了後に国内での移住申請が認められる。なお、移住手続きには最低6カ月を要する。

もしも自立能力がない、と判定された場合には、1回かぎりのビザの延長を認められ、その期限が来た時には帰国しなければならない。

いずれにせよ、移民官の評価の結果が雇主に通知される。さらに、雇主が予定を立てやすいよう、移住申請が受けられたか、それとも、更新されたビザの期限が来たら帰国しなければならないかも通知される。

すでにカナダ国内で就業している人：カナダ国内で移住申請を希望する家事手伝いとして働いている人は、次回のビザ更新のさいにその旨の意思表示の必要がある。

移住が認められる可能性を増すために、マンパワーの訓練プログラムの中の家政や育児のコースを取ることににより、就業中の家事手伝いと関連したこの分野での収入能力を増大させることが適当な場合が多いものと思われる。

未だ自立する能力がない人の場合には、新たに入国する人と同様な訓練の機会が与えられる。

すでに2年以上カナダに居て労働ビザ更新のさい自立能力があると認められた場合には移住ビザの国内申請が認められる。（その能力がないと判定された場合には、そのビザ更新が最後となるのは、上の場合と同様である）

Ⅲ. 結び

ほほ以上のような家事手伝いに関する新政策の中で、積極的な意味を持つと思われる点は、a)労働ビザ更新に3年の期限が付けられた点であろう。これによって暫定的な性格を持つ労働ビザによる長期間の滞在が妨げられることになった。b)その上、訓練コースへの出席の機会が与えられることによっ

て、外の社会との接触、新しい社会への適応、友人の獲得などの機会が与えられることになった。c)労働ビザで就業する場合に移動の自由をはじめとする権利が移住者にくらへて制限されてはいるが、しかし、この新政策によって家事手伝いの不当な搾取が妨げられることが期待されるのである。

最後に日本人の移住希望者について考えてみると、この家事手伝いの場合に限らない一般的なことだが、語学力が最大の問題となるのではないか、と思われる。一般の移住者には、マンパワーの英語訓練（全日制で5カ月間）が認められることが多いことを考えると、労働ビザで入国することははるかに不利になる。

この点に関連するが、一定の期間内に永住基準を満足させる能力を身につけることを目的とし、就業中に訓練コースに出席する、というこの新政策も、英語圏からの入国者の場合は別として、英語の能力という点で無理がある。この問題をマンパワーのカウンセラー、ないし、移民官がどのように判断するだろうか。いずれにしても、カナダに「労働ビザ」で入国した場合、マンパワー（カナダ雇用センター）のカウンセラーと十分に連絡を取って、適当な訓練が受けられるよう助言して貰う必要がある。マンパワーがスポンサーになっている訓練コースに無料で出席できる場合があるはずである。

10. BC州の労働基準（1982年3月報告）

1981年春に労働基準に関するBC州の新しい法律が施行された。この法律は雇用基準法 Employment Standards Actと呼ばれるもので、その中で最低賃金をはじめ、労働時間、超過勤務手当、休暇などについての規則が定められている。

もしも労働組合があって、それに加入している人であれば、この基準法は適用外になる。その理由は、組合があれば、労資の間でこの法律よりも従業員にとって有利な協定を結んでいるはずだからである。その他、適用外となるのは、銀行、航空、鉄道など連邦の管轄下にある業種の従業員やベビー・シッター、職業訓練を受けている学生などである。

最低賃金：

BC州の最低賃金は1980年12月1日から次のように定められている。

18才以上の人 1時間当り3ドル65セント

18才未満の人 1時間当り3ドル

となっている。この最低賃金は男女ともに適用される。なお、農業労働者、住込みの家事手伝いについては、日給29ドル20セントと定められている。

1日当りの最低賃金：

従業員が1日の仕事を始めた場合には、その日の途中で仕事を中止しなければならなくなった場合でも、4時間分以上の賃金が支払われることになっている。この規定は授業のある日に働いている学生の場合や、雇い主はどのような事情で仕事を中断しなければならなくなった場合には適用されない。

出勤したが、仕事を始める前に帰宅しなければならなくなった場合には、2時間分の賃金が得られることになっている。従業員が仕事を続けられなくなった場合とか、労働災害補償(WCB)の規則に従わなかった場合などには実際に仕事をした時間に対してだけ賃金が支払われることになる。

賃金の保障：

雇主は1カ月に最低2回、賃金計算上の期限を過ぎてから8日以内に賃金を

支払わなければならない。従業員が退職するさいには、賃金や有給休暇手当 (Vacation Pay)などを最後に仕事をした日から6日以内に支払うことになっている。雇主の都合で退職しなければならなくなった場合には、退職の時点で賃金や手当の全額が支払われることになっている。

天引きが認められるもの

まず、所得税、カナダ年金および失業保険の掛金の天引きが認められている。それ以外のものについては賃金の取得者が書面で認めた組合費、保険、年金の掛金、慈善、貯蓄などの積立金だけが天引き出来ることになっている。従って、雇主の資金ぐりのために賃金の一部を留保しておくとか、会社の物品を破損した弁償金などの名目での賃金からの差引きは認められない。

賃金の明細書

賃金支払い日には賃金の明細書が渡されることになっている。その中には賃金の額面、超勤手当、天引きされたものの明細(目的と金額)、手取り額などが記されている必要がある。但し、金額が前回と全く同一である場合には明細書の作成を省略することができる。

労働時間と休憩時間

1日の標準労働時間は8時間である。若干の例外があるが、大抵の人は5時間連続して働いた場合に30分間の食事時間が与えられることになっている。お茶の時間(いわゆるコーヒー・ブレイク)については何ら規定はない。

さらに毎週、少くとも32時間の連続した労働をしない時間が与えられなければならない。

交代制(シフト)の場合

緊急の場合を除いてシフトの間には8時間自由時間が与えられることになっている。分割勤務(昼夜2交代制のようなスプリット・シフト制)の場合には、それが12時間以内でなければならない。

超過勤務(オーバー・タイム)

1日に8時間以上労働した場合には超過勤務手当が得られることになっている。1日当りのこの超過勤務手当の規定は次の通りである。

- 8時間を超える3時間については通常賃金の1.5倍
- 11時間を超える時間については通常賃金の2倍

さらに1日8時間を超える時間を別にして週あたりの労働時間について次のような超勤手当の計算をする。

- 最初の40時間は通常の賃金
- 次の8時間は通常賃金の1.5倍
- 48時間を超える時間については通常賃金の2倍

となっている。なお、1週間は日曜日に始まるものとして計算する。また公休日（General Holiday）を含む週の超勤手当については特別な規定がある。

超勤手当を支払わなくてもよい職種がいくつかある。例えば、農業労働者、住込みの家政婦、家事手伝いなどである。その他にバスやトラックの運転手、鉱山の鉱夫などについても例外が認められる。

年次休暇：

1年間働いた人は少なくとも2週間の有給による年次休暇が与えられることになっている。その手当は全給与の4パーセントと定められている。5年以上継続して勤務した人に対しては年次休暇は3週間、手当では全給与の6パーセントとなっている。なお、休暇中に公休日がある場合にはそれが休暇の日数に加えられることになっている。

公休日：

公休日というのは年間9日ある有給の祝祭日で、それは、新年、イースター、ビクトリア女王記念日、建国の日、ブリティッシュ・コロンビアの日、労働の日、感謝祭、戦没者記念日、クリスマス、となっている。

以上の公休日に勤務しなければならない場合には超勤手当または給料と代休日が与えられることになっている。大抵の場合、公休日の出勤について通常の賃金の1.5倍のものとそれに加えて後日、有給（通常の賃金）の代休日が与えられることになる。

この公休日の規定の適用を受けるためには少なくともその公休日の30日以前から勤めていて、その30日間に少なくとも15日間就業していなければならない。例えば12月25日のクリスマスが有給休暇となるためには、11月25日には仕事を始めていて、しかもクリスマスまでに15日間以上働いている必要がある。

産休と仕事の保障：

本人が医師の証明を添えて申請すれば、無給の産前産後の休暇が認められる。出産予定日の11週間前から出産後6週間まで休暇が認められる。この休暇中、従業員が掛金を負担する積りがある場合には雇主は保険、年金等を引続いて加入しておかなければならない。産休終了後、その従業員は以前と同一かまたはそれに準じた職場に復帰できることになっている。

解雇

雇主は次のような書面による通知をしなければ解雇できないことになっている。

- 1) 6カ月以上連続して雇われていた場合には2週間の予告
- 2) 3年連続して雇われていた場合には3週間の予告。就職していた期間が3年以上の場合、8年まで就職期間1年につき1週間を加える。従って最高8週間の予告が与えられることになる。

予告をしなかった場合には、雇主はそれに代る退職手当(Severance Pay)を与えなければならない。年次休暇が取っていない場合、それが予告期間に加えられるが、あるいは、それに相当する手当が支給されることになっている。

解雇通知が必要でない場合もある。それは、

- 1) 正当な理由がある場合、
- 2) 予想できない事情が起った場合、
- 3) 特定の仕事のために雇われたとか、特定の期間だけ雇われた場合、
- 4) 一時的解雇、
- 5) 他の仕事を提供されたが、それを断った場合。

なお、一時的解雇というのは20週間の期間の内で13週間を超えない解雇を言う。

苦情の申立て:

雇い主がこの雇用基準法の規則に違反していると思われる場合には、労働省の雇用基準局に苦情を申立てることができる。苦情の申立てによって調査が行われ、その結果、雇い主の方に違反があると判断された場合に、基準局はその違反を正すよう勧告する。実際に未払いの賃金や手当が支払われる場合が多くある。

なお、苦情の申立ては匿名でも出来るし、雇主は苦情を申立てた従業員を解

BC州の労働基準（1982年3月報告）

雇したり罰したりしてはならないことになっている。

この法律の運用については例外規定が多いため、自分に当てはまるかどうか判断が難しい場合が多くある。その場合には、雇用基準局に問合せばよい。

バンクーバーの場合、最寄りの雇用基準局は次のところにある。

Employment Standards Branch, Ministry of Labor 4946 Canada

Way, Burnaby, B.C. V5G4J6

Tel.: 299-7211

11. もしも財布を無くしたら

(1982年4月報告)

日本とカナダとを比べてどちらの方が犯罪率が高いのか精確なことは分らないが、一般的に言ってカナダは日本と同じ位、あるいはそれ以上に治安が良いような気がする。それでもスリに遭ったり、自分の不注意で財布を落したりすることがあるかもしれない。私には幸いその様な経験がないが、そんな目にあったら途方に暮れるだろう、と思うことが時どきある。

仮りに財布を取られたとしよう。財布には現金が若干入っていたし、免許証などの証明書の他にクレジット・カードも入っていた。クレジット・カードで泥棒が買物をしたり、豪遊したりするかもしれないし、取られたものの中に預金通帳や小切手帳も含まれていたら、預金が引き出されてしまうのではないかとということも心配になる。泥棒がカードで買物をした場合、それについてカードの所有者は代金を支払わなくてもよい仕組みになっている。それでもすべてを元に戻すには手間や暇がかかる。

先ず第一に警察に盗難届けを出しておく必要があるのは当然だろう。泥棒が捕まる可能性はあまりないとしても財布が落し物として警察に届けられる可能性が無いわけではないから、どんな財布で、中身は何かを届けておくに越したことはない。

急を要するのは何と言ってもクレジット・カードの会社への連絡である。盗難届けと同時に新しいカードの発行を申請する。届け出が早ければ早いだけ悪用を防ぐことが可能である。事情に通じている泥棒ならばカードをチェックされなくて買物できる限度額(大抵の場合50ドル)で手早く買物をして発見される前にカードを処分してしまおう。

既に述べたように他人に悪用された場合にはカードの所有者は代金を支払わなくてもよい。カードによる買物の請求書に身に覚えのない買物が記載されていたら、カードを悪用した者が捕まらなくてもカードを発行した会社が代金を負担することになっている。ただし、カードの所有者は、その買物をした覚えがない、という供述書を提出するよう求められることになる。

盗難にあったカードに対する処置はクレジット・カードの会社によって、若干の違いがある。例えば、アメリカン・エクスプレスの場合、中央データセンターに盗難カードの番号が登録され、そのためにそのカードによって買物をすると商店のレジに盗難カードである、というサインが出る。そこで、その客を待たせている間に店員が他の所から警察に連絡するということになる。さらにアメリカン・エクスプレスは旅行中でもカードを1日位の間で再発行する、というサービスをしている。

ヴィザ(ロイヤル銀行と提携しているクレジット・カード)もほぼ同じ仕組みで盗難カードをチェックしているが、再発行には2~3週間かかるようだ。

商店の中にはカードの有効・無効を調べる器械を使っているところがある。カードの良否によって、緑または赤のサインが出る仕組みになっている。そのような器械を使っていない店ではクレジット・カードの会社が発行している無効・紛失カードのリストを調べ、さらにクレジット・カードの会社に電話で番号を伝えて再確認するという方法を用いている。

デパートもクレジット・カードを発行しているが、デパートのカードの場合には買物が出来る所が限られているために紛失カードのチェックがはるかに容易である。例えばイトンズ・デパートの場合、買物がどんなに小額でもレジと一体になったコンピューターでカードの良否をチェックしている。イトンズにカードの盗難を届けると新しい番号と仮りのカードを発行してくれる。それは30日間有効だが、2~3週間で新しいカードが送られてくる。

カナダ自動車協会加盟のオートモビル・アソシエーションの中には中央カード登録サービスを行っているところがある。オートモビル・アソシエーションの会員であればこのサービスを利用できる。このサービスの特徴は自分で持っている各種のカードの会社全部に自分で連絡しないでよい、というところにある。この中央カード登録サービスに連絡するだけで各会社への連絡を代行してくれる、というものである。エッソ、シェルなど石油会社にも類似のサービスがある。

以上、クレジット・カードについてかなり詳しく述べてきたが、その理由は、カナダではクレジット・カードが日本にくらべてはるかに普及していること、しかも、他人のクレジット・カードの悪用は子供にも出来る位簡単で、それを

完全に防ぐことが難しいからである。盗難とは関係が無いが、クレジット・カードには会社側の手違い（例えば二重の請求）によるトラブルが付き物である。そんなに面倒なら一層のことカードなど持たぬ方がよいのではないかとカナダで暮らしたことのない人は考えるかもしれないが、クレジット・カードは身分証明書としての意味があるために持たないと何かと不便である。例えば、小切手で買物しようとする時、2種類の身分証明書の提示を求められる。最もよく使われるのが自動車運転免許証だが、その次によく使われるのがクレジット・カードである。（それに較べて政府発行の社会保険番号カードは身分証明書としての通用度が低い）

さて、話しを本題に戻そう。無くなったのはクレジット・カードだけではないはずだ。運転免許証、社会保険番号カード、医療保険証、銀行の通帳、小切手帳なども無くしたとしよう。ことに銀行の通帳、小切手帳などは署名を真似され、他の証明書があれば、現金を引き出されるのに悪用されるかもしれないので、すみやかに銀行に連絡すべきだろう。

運転免許証については発行した州の役所に届出る。州毎に若干の違いがあるが、他の身分証明になるものと手数料とを添えて再発行を申請すると短期間有効の仮免許証を発行してくれ、本免許証は1～2カ月の内に郵送されてくるはずである。

社会保険番号の再発行はCEC（メンバー）の失業保険係りに申請する。2種類の身分証明書が必要になる。何が認められるかについては予め問合せの方がよいだろう。番号は以前と同じである。日本の旅券の再発行のためには最寄りの総領事館、大使館に連絡するとよい。受領には本人が出頭する必要がある。カナダ市民なら、市民権証明書の再発行の必要があるかもしれない。その場合、本人が申請に出かけていく必要がある。医療保険証の再発行は電話でも受付けてくれる（BC州の場合）が、保険証番号を伝える必要がある。

こんな風に見てくると、財布を盗難にあたり、紛失したりした場合に備えて用意しておくといふことがあることが分かる。先ず、財布に入っている証明書やカードの表裏のコピーを取って安全な場所に保存しておくといふだろう。さらにそれぞれの証明書やカードの盗難届や再発行申請のために連絡すべきところの電話番号も書きとめておくといふであろう。こうした準備があったから

もしも財布を無くしたら(1982年4月報告)

と言って紛失を防げるわけではないが、無くなった時の心配や手間が半減するはずである。

12 移住者受入れに関する一時的制限 (1982年5月報告)

— 雇用移民相の声明 —

去る4月29日、カナダ連邦政府、雇用移民相は就業することを目的としている移住希望者受入れについての一時的な制限に関する声明を発表した。この声明に示された政策の変更によって、カナダで就業を予定している自主申請者の多い日本からの移住には大きな影響が出てくるものと予想される。雇用移民相の声明の内容は次のようなものである。

5月1日から実施される行政的処置は、就職先が事前に決定している就業予定者を例外として、カナダで就職を希望する移住者に対する一時的な制限を目的としたものである。この制限は、カナダの異常に高い失業率に示される労働市場に対応しようとするものである。そこで、職業的需要等、労働市場の条件が選考の際に考慮の対象となる移住希望者すべてにこの制限が適用されることになる。

具体的な手続きとしては、職業的需要 (Occupational demand) を零点と評価する。それによって、カナダ雇用センターによって正式に承認された就職口のない就業を予定する移住希望者の移住申請が拒否されることになる。

ただし、面接済みですでに移住を認められた者は入国を認められる。しかし、その人に対しては、1) カナダの現状における就職事情から見て、安定した生活を確立することが難しい、という警告と、さらに、2) 出発を見合わせる移住予定者に対してはビザの期限後もその効力を認めることということが通知されることになる。

今回の制限は家族区分 (Family Class) の移住者や難民には影響がない。むしろ、そうした人々やカナダ側が必要とする就業予定者に関しては申請から認可までの日数が短縮されるものと思われる。

以上の制限にもかかわらず雇用センターの承認の手続きを踏めば外国からの労働力の獲得の道が残されているが、それは特定の産業部門において緊急に必要な労働力に限られ、それがカナダ人のために職場を増やす結果を生み出すという性格のものである必要がある。

移住者受入れに関する一時的制限(1982年5月報告)

雇用移民相はカナダの雇用主による外国人労働者に対する求人が過去4カ月間に著しく減少していると指摘している。昨年12月に鉱山業、建設業に関する外国からの労働力の獲得に関する制限が明かにされているが、ことに今回の制限によってカナダ移住が困難になったという感が強い。過去1、2年の間は就業先が決定していない日本からの移住者が多く見られ、雇用センターの承認がなくても雇用主と本人との間に話がついていれば、それが移住を認められる根拠になっていたようだが、最早、そのようなことは期待しない方がよいであろう。

以上の雇用移民相の処置は「一時的」と唱われているが、この処置がカナダの労働市場の状況の結果として取られたものであること、換言すれば、カナダの不況と直接関係していることから考えて、短時日のうちに撤回される、とは思われない。

13. 今年のパウエル街祭

(1982年8月報告)

1977年、日系移住百年記念の年に始まったバンクーバーの「パウエル街祭り」は今年で6回目を迎えた。この祭りは戦前、日本町として賑わい、現在でもその名残りのあるパウエル街にある小公園で毎年催されている。

今年の祭りは7月31日と8月1日の2日間行われた。2日とも霧雨模様の夏とは思えない寒い日で、観客の出足がにぶかったが、幸いにして行事を中止しなければならない程の雨にはならなかった。

この祭りは従来、日系4団体(隣組、移住者の会、3世グループ、老人ホーム「さくら荘」)の代表からなる実行委員会によって企画、実行されていたが、今年は新たに「日系市民協会」(Greater Vancouver JCCA)がこの祭りの主催者となった。日系市民協会はすでに2、3年前からこの祭りに援助金を支出しており、祭りの規模が年を追って大きくなっていることから、日系社会を代表する団体としばしば見なされている日系市民協会が主催者となったことは、当然の成り行きと言えるかもしれない。しかし、日系市民協会が主催者となったことについて不満を感じている人もある。とかく不活潑で少人数の役員によって運営されている団体としばしば批判される日系市民協会が祭りが盛大になってきたところで乗出してきた、という印象を持つ人もあるのである。従来の経緯からそのような印象を持つ人がいても仕方がないかもしれないが、しかし、祭りの規模が実行委員会を構成している4団体の手に負えなくなりかねないまでに大きくなっていることを考えると、日系市民協会の参加は、例えば将来、大きな赤字が出たといった場合には大いに有効なものとなると思われるのである。

この祭りの主な財源はロータリー・チケット(富くじ)の売上げと、売店の売上げに対するパーセンテージであり、ことに後者は天気に大きく左右されるから、今年は赤字になったようだが、祭の実行委員会には従来の累積黒字があるので、それで十分に補えるものと思われる。さらに小額だが、市当局も援助金を毎年支出している。

この祭りの催しは大小の舞台の上で練りひろげられる日本の伝統芸能の紹介や芝生の上での武道の演技などを中心に2日間行われるものであるが、今年は従来以上の屋台が出て手芸 民芸品の展示、即売や、ヤキトリ、イカヤキ、タコヤキ、ソーめん流しなどをはじめとする和風の食べ物にも人気が集っていた。

この祭りは回を重ねるごとにカナダの多様文化社会にふさわしいものになりつつある。例えば、武道の演技など、日系人以外の参加が目立っているし、舞台を見たり、屋台でヤキトリなど食べ物を買ったりしている人の半分は言葉が分からない日本人以外の人のようであった。さらに近くの中国系団体もボランティアを出したり、売店を出すなどして、この祭りに参加している。

この祭りには毎年ゲストの参加がある。今年は広島県からお神楽の一行が参加し、さらに秋田県の民謡と津軽三味線のグループも出演した。地元のグループの中では例えば、3世を中心とした「カタリ太鼓」グループのダイナミックな演奏はいつもながら観客を魅了している。

この祭りには新移住者も個人としてはあらゆる部分に参加している。「移住者の会」は実行委員会に参加している他、相撲大会、劇の上演などを行っている。相撲は昨年はじめて行われたものだが、大変好評で、今年も人気が集った。ことに昨年の優勝者、松本氏と、全カナダ柔道チャンピオンでもある広瀬氏との決勝の一番は迫力があり、後者の優勝となった。

毎年、移住者の会が上演している劇にも大人、子供を問わない大勢の観客がある。最初に英語で説明をするので、言葉の分からない観客も終りまで見ている。今年は「浦島太郎」を取上げた。例年の通り、到着後間もない移住者も何人か参加している。日本の文化的伝統を紹介するという意義の他に、移住者相互の交流、自己表現などのよい機会であるという意味もあるのではないかと関係者の1人として考えている。

14 老後をカナダで（1982年9月報告）

— 退職者移住の勧め —

カナダの不況と異常に高い失業率とを反映して、今年（1982年）5月から移住者の受入れが非常に厳しくなった。カナダの景気が回復して移住者受入れ制限が改められるのは何時になるか予想が難しいが、いずれにしてもそれまでは一般の自主申請者の移住は不可能に近いと考えた方がよさそうだ。現在のよるカナダの不景気では、仮りに移住が認められたとしても就職口を見つけることが著しく困難である。

さて、以上のような制限があっても、それとは関係なく従来と同様、移住が認められる場合がある。その中でよく知られているのは(1)家族の呼寄せ (Family Class) で、この範囲に入るのは、すでに移住している人がカナダ市民になっている人の配偶者、フィアンセ、親、未成年で未婚の子供などであり、健康な人ならまず移住を認められると考えてよい。とくにカナダ側が奨励している移住の方式として(2)「企業者移住」がある。この種類については、しばしば説明されているようにカナダで企業を設立するか、買い取るかしてその企業に5人以上のカナダ市民または移住者を雇用することが期待されている（例えば、「海外移住」1982年8月号, P.10）。そこで不景気で失業者があふれていても、この種類の移住は歓迎されるのである。しかし、この方式を利用できる人はかなり限られていると思われる。それには外国で企業を経営して行けるだけの経験や才能、さらに可成りの資金が必要になる。その金額についてははっきりした数字があるわけではないが、一説によると最低15万ドル（約3千万円）用意しなければならない、と言われている。

以上の(1)、および(2)を利用して移住できる人は少ない筈である。しかし、もう一つ比較的に利用されることが少ないと思われる種類がある。それが(3)「退職者」(Retired Person)という移住の方式である。この種類を利用できる人は、(1)や(2)にくらべて非常に多いのではないか、と思われる。しかも、移民法上の条件も簡単なものである。

「退職者」移住の条件についてここで見てみよう。

- 「退職者」は「少くとも年齢が55才で、カナダで求職したり就職したりする意図を持たない移住希望者」と定義されている。
- この「退職者」には、企業者を含めて適用される点数制度は適用されない。
- その代り、選考の基準となるのは、以下のような一般的な判断の基準である。
 - (a) カナダで予定している目的地はどこか。そして例えば、そこに住宅が容易に得られるか。
 - (b) その目的地に友人や親戚がいるか。
 - (c) 言葉(英語またはフランス語)ができるか。
 - (d) 個人的な適応性や経済的な裏付けがあるか。

以上の基準のうちで経済的な裏付けというのは経済的に安定した生活が出来るだけの資金、収入があるか、ということで、一定の金額が明かにされているわけではない。一説によると、年収手取り1万2千ドル位が1人あたり必要だと言われている。いずれにしてもカナダ側の福祉金(生活保護)のお世話にならずに生活出来なくてはならない。

ついでに言えば、カナダに10年以上住んでいて65才になると、老令年金が受給できるようになる。その基本的な誰でも受けられるものは大した金額ではないが、本人の他の収入が少ないか皆無の場合には、年金の追加金、さらに州政府の福祉金が受けられるので、その段階では1人あたり月収手取り400～500ドルの所得が誰にも保障されることになる。

この「退職者」という方式を利用して移住できた、とすると、経済的には安定した暮しが出来るはずである。従って移住後の最大の問題は本人とその家族が新しい土地で楽しく充実した生活が出来るかどうか、という点に絞られるかもしれない。とくにその点が問題になるのは、本当に隠退してしまうには、55才という年が若すぎるからである。しかし、この「退職者」はカナダで就職しないことが条件になっている(尤もこの条件をどの程度厳しく守らなければならないかという点についてはよく分からない)。そこで、ボランティア活動、趣味やスポーツなどを通じて充実した生活ができるか、という点を予め考えておく必要があるだろう。

この点を考える上で、重要な要素となるのは言葉の問題であろう。言葉がある程度できないと交際範囲が限定されてしまうだろう。しかし、言葉が上手でなくても、こちらにいる日系人なり一般のカナダ人なりが関心を持っていることに熟達した人であれば、そうした知識なり技能なりをこちらに居る人に示したり教えたりすることによって有意義な活動が出来るであろう。

一例を挙げてみよう。最近ではカナダでも日本式の経営や品質管理などの方法について関心が高まっている。もしも「退職者」が日本の企業に長年勤め、以上の点について経験や知識を積んだ人であれば、その人に関心が寄せられるに違いない。

さらに日本の伝統芸能、武道、工芸などに通じた人、日本のジャーナリズム、演劇、映画などの分野で活躍したことがある人も、その道の専門家として歓迎される筈である。

筆者の知己の中で当地で活躍している年長者の1人に武田年子さんが居る。この人は戦前に移住した人だが戦後、日本に帰国し、数年前にまたカナダに来た人である。墨絵、水彩画、習字などが上手で、日系人の代表として、催しがある毎によく墨絵などのデモンストレーションを頼まれる。墨絵のクラスも行っている。(写真は去る6月、バンクーバーで行われた「ニュー・ホライズンズ」(連邦政府の老人福祉プログラムの一つ)10周年記念行事の際、厚生大臣モニク・ベジャン女史(右端)の前で短冊を画く武田年子さん、中央は筆者)

以上のような特技を持たない人でも趣味の活動やスポーツなどをやっていたら、それだけで満足だ、という人にとって、ここカナダは恵まれている。ことに当地バンクーバーは四季を通じて様々なスポーツの天国だ、と言ってもよい。例えば、ゴルフ、テニス、スキー、スケート、登山、セイリング、魚釣り、キャンプなどが簡単に出来る。このような活動に興味がある人なら、その活動を通じて交際範囲を拡げて行くことが出来るだろう。

15. 10周年を迎えたモザイク

(1982年10月報告)

バンクーバーの「モザイク」は今年(1982年)9月に創立10周年を祝った。この機会にこの移住者に関係の深い組織の由来や現況について概観してみよう。

モザイク(Mosaic)というのはグレーター・バンクーバー(バンクーバーとその周辺地域)に住む英語の不自由な移住者やカナダ市民にサービスを提供することを目的としている公益団体である。この団体は、英語がよく分かりカナダの事情に通じた人であれば利用可能なカナダの政府や民間の各種のサービス、ことに教育、司法、医療、社会福祉などのサービスを移住者にも受けられるよう援助したり、さらに移住直後の不案内や孤立を速やかに克服できるよう助言したりすることを目的として活動している。

1. モザイクの由来

1972年にモザイクの前身となる2つの団体が設立された。その数年前から始められた出身国による差別のない技術移住が本格的になったのが丁度この頃であった。イギリスやアメリカのような英語圏から移住した人にくらべて非英語圏から来た人たちにとってカナダの環境の中に定着することは容易ではなかった。その第1の理由は何と言っても言葉の障害であり、それを短時間のうちに克服できる人が少なかったのである。

1972年に設立された団体の一つは、マルチリンガル・ソーシャルサービスと呼ばれるもので、YWCAがスポンサーになって英語の不自由な人たちにも社会福祉機関のサービスが受けられるようにすることを目的としていた。これとは別に、ランゲージ・エイドという組織が同じ頃に作られた。この組織は他の団体と特別なつながりを持たない独自の組織として、情報提供、通訳、家庭訪問などをはじめた。この組織の設立には日本からの移住者である坂田道子さんが関係していた。

以上の2つの団体はいずれも政府の援助金が途絶えたり、政府や利用者側の抵抗に会ったりして、サービスを維持していくのは並大抵のことではなか

った。1976年になってこの2つの団体に援助金を出していたマンパワー移民省の指示もあって両団体が合同、「モザイク」となった。その目的は以前と同じく、地域社会に根ざした2カ国語を話す職員による英語の不自由な人びとに対するサービスの提供である。「モザイク」という名称はカナダがモザイク模様のように多種多様な人種、文化から成り立っていることを意味するものだが、Multilingual Orientation Service Association for Immigrant Communities の略称でもある。

2 モザイクのサービス

モザイクが提供しているサービスの内容には、その中心となる「直接サービス」に加えて、ボランティアによって行われる翻訳や通訳のサービスがある。

(1) 直接サービス

直接サービスというのは個人対象の援助活動であって、社会福祉の用語で言うケース・ワークないしはそれに準じたサービスである。モザイクの常勤職員20名のうち15名はこの直接サービスに携わるコミュニティ・ランゲージ・ワーカー (Community Language Worker) である。この15名の各国語を話す職員によって各種のサービスが提供されている。言語別のサービスを見ると、そこには内外の政治や経済が直接に反映されていることが分かる。例えば昨年から今年にかけて難民の受入れや定着に関する仕事が増えている。東南アジアやポーランドだけでなく、エル・サルバドル、グアテマラなど中南米からの難民、ソ連からの亡命者などへのサービスも増している。

難民以外の人たちに対するサービスの中では、最近の経済不況の影響で、失業中の人たちの就職相談、失業保険や社会福祉手当の手続きに関する援助が増えている。

次に直接サービスの内容を「情報提供」、「通訳」、「相談」に分けて説明してみよう。「情報提供」にはありとあらゆる内容が含まれるが、比較的多いのは政府に対する手続きや政府によるサービスについての問合せである。就職、住宅、学校などに関する情報を求められることも多い。

「通訳」の中には法廷通訳をはじめ、雇用センター、移民局、福祉事務

所、医院、病院、弁護士などを訪問するさいの付添通訳が比較的多いが簡単に用が足りる場合とか急を要する場合には電話による通訳を行う場合もある。

「相談」というのは、こみ入った問題に関する助言やカウンセリングで、就職問題、家庭問題が多い。ソーシャル・ワーカー、医師、弁護士など専門家と共同で相談に応じることもある。

ほぼ以上のような内容の直接サービスには極く簡単なもの（例えば電話加入の方法）から複雑で経験や知識がないと出来ないもの（例えば法廷通訳、失業保険、労災保険などの再審査請求など）もある。「相談」の中にも出身国とカナダとの文化や習慣などの違いによって難かしくなっている問題が多いから、モザイクの職員はそうした違いを相談を持ってきた人と専門家との間に立って両方に説明する、いわゆる「文化の通訳」をしなければならぬことも少なくない。

(2) その他のサービス

直接サービス以外にもモザイクによって提供されているサービスがあるが、それはボランティアを組織することによって行われており、3名の担当職員（Co-ordinators of Volunteers）によって運営されている。

翻訳サービスは Community Translation Service と呼ばれ、約150名のボランティアによって31カ国語の翻訳サービスが可能である。年間1千件近い依頼があるが、このサービスの対象となるのは営利には関係のないものに限られており、移住者が就職や学校入学などの際に必要となる証明書などの翻訳が多い。このサービスは小額だが有料（英文1字につき5セント）でその手数料は翻訳を行ったボランティアへの謝礼となる。

通訳のサービスには次の2つがある。まず Community Interpretation Service と呼ばれているのは約70カ国語による通訳ができるよう190名のボランティアを組織したもので、年間1千件余りの依頼がある。これとは別に Emergency Interpretation Service と呼ばれるものがある。これは警察、消防など緊急電話を英語のよく分からない人が掛けた場合に通訳サービスを提供するもので、このサービスは24時間可能である。

3. 組織と財政

モザイクはカナダにおける多くの同種の団体と同じく非営利団体 (Non-Profit Organisation) として法人化されている。一応会員制になっているが、会員であるか否かを問わずサービスが提供されているし、会費は収入の中でほんの僅かの割合を占めるに過ぎない。

モザイクの年間収入の90%以上が3つのレベルの政府から与えられる援助金である。1981-82年度の収入は41万ドル余りであったが、その内の約半分は州政府から与えられている。ヒューマン・リソースと呼ばれる州厚生担当省は同省の業務を補完するものであるという立場からモザイクの予算の31%に当たる援助金を出している。州労働省が19%に当たる援助金を出しているが、これは同省が難民援助の予算を持っていることによる。

次に連邦政府について見てみると、雇用移民省が移住者定着援助を目的として14%相当の援助金を出している。同省の援助が比較的少ないのは、同省が3年以内に移住した人に対するサービスを対象としてその内容に応じた料金を支出するという援助の仕方をしているためである。連邦政府の多様文化担当省 (Department of the Secretary of State) は上述のボランティア組織化のための援助金を出している (10%)。

さらにバンクーバー市政府は16%に相当する援助を出しているが、その中には上述の緊急電話への協力のための予算も含まれている。

以上のような3つのレベルの政府の援助金にほぼ全面的に依存しながら運営されているモザイクの今後の見通しは決して明るくないものではない。それと言うのも、不況が深刻なものであることから、政府は支出を引き締めようとするであろうし、今年5月から実施されたような移住制限が続けば、移住者援助のための予算獲得が難かしくなることは明かである。

4 日本語によるサービス

ここで日本語による直接サービスを概観しておこう。年間の取扱い件数は約1,000件 (モザイク全体では15,000件余り) である。先ず到着直後の移住者について見るならば、住宅の探し方、医療保険や育児手当の手続き、英語訓練、子供の学校についての情報提供などが多いが、履歴書の書き方について指導したり、引越し荷物の受取りを手伝ったりすることもある。

移住後数年あるいはそれ以上を経た人たちの場合、家族 (フィアンセ、両

親など)の呼び寄せの手続きとか、住宅の売買についての助言などがある。一番複雑なものは家庭問題についての相談であろう。家族や離婚等に関する法律や習慣が日本とカナダでは大幅に違っているし、身近かに頼れる親戚とか友人などを持たない人が多いので問題が深刻化する場合が多いようだ。離婚裁判の通訳の要請もある。法廷通訳は交通違反の被告や盗難事件の証人(被害者)のために行うことが多い。

年長者(戦前に移住した1世)に対する援助の主なものとして年金や税金の手続き、医院への付添いなどがある。以上のような移住者、日系人に対するサービスに関して、日系人のためのサービス機関である「隣組」と密接に協力してそれを行っている。この「隣組」センターの活動は従来日系の年長者へのサービスが中心であったが、最近ではモザイクと同様に新移住者にもよく利用されている。

最後にモザイク、および、隣組の連絡先を記しておこう。

MOSAIC, 1161 Commercial Drive, Vancouver, B.C. V5L 3X3

Tel. (604)254-9626

TONARIGUMI, 573 East Hastings Street, Vancouver, B.C.

V6A 1P9

Tel. (604)255-2651

16. 1983年の移住者受入れ(1982年11月報告)

— 移住担当相の年次報告書から —

去る11月1日にカナダの移住担当相、ロイド・アクスウォージー(Lloyd Axworthy)は「1983年における移住者受入れに関する年次報告書」Annual Report to Parliament on Immigration Levels, 1983を連邦議会に提出した。その中でカナダの移住政策の中心をなすのが「家族の再会(Reunion)」や「人道的配慮」であると指摘されており、それと同時に労働市場の現況から労働力としての移住者の受入れは従来以上に厳しく制限されることが明かにされている。

この報告書の中では難民の定着、家族にスポンサーされた移住者などの要素にも触れ、1983年の移住者受入れ予定数を105,000—110,000としている。この数字は1年前の年次報告書の中で示されていた134,000—144,000をはるかに下まるものである。そうなった主な理由は自主申請の移住者の中で雇用されることを予定している者の減少が予想されているからである。その数は8,000—10,000、あるいはそれ以下、と予定されている。この数字は1年前の予想(20,000—25,000)の半分以下になっている。

なお、この年次報告書の中で示されている移住者受入れ目標数は1984年に関しては、115,000—125,000、1985年は、120,000—135,000となっている。

1983年の予想される移住者受入れを種類別に見ると大凡以下のようになる。まず「労働者」すなわち、雇用されることを予定している移住者については、2桁の失業率が続いている現況の下で、政府はカナダ人の職場を確保することを優先し、外国からの労働力の受入れを厳しく制限しようとしている。すでに今年5月1日から雇用されることを予定している自主申請者の事実上の移住禁止の措置が取られているが、これが来年も続けられることは確実である。カナダ国内で需要を満たす——すなわち、人材を得る——ことが不可能な特定の職に就業を予定している移住希望者のみを受け入れる方針である、と報告書の中で述べられている。だが従来、そのような特定の職が何かが明かにされたこと

はないし、しかも、そのような職種の人が雇用主の雇用の承諾が得ることが出来たとしても、さらに雇用当局(マンパワー)の承認を得る必要があるという難関があるから一朝一夕には行かない。従って、一般の移住希望者は当分の間移住が不可能と考えた方がよいであろう。しかし、カナダで雇用を創出することが期待されている事業家、自営業者の移住は従来通り奨励されている。

次に日本からの移住者にはほとんど関係がないが、「難民」の受入れについて見てみよう。1983年に政府が援助する難民を12,000とし今年の予定数、14,000を若干下まわる水準を維持しようとしている。難民の受入れについてはこれ以外に民間グループの援助によるもの(予定数、2,000-3,000)、国連協定に基く国内からの難民身分請求者(1980年1,500、1982年3,700)などがある。

「家族区分」と呼ばれるカナダの近親者がスポンサーとなる呼び寄せは1980年、1981年ともに51,000人余りであった。1983年にはこの家族区分の移住者の一時的な増加が予想されている。その理由は移民局の在外出張所が未処理の申請の整理に特に努力しようとしているからである。1984年、1985年については大きな変化はないものと予想されている。

「家族の再会」ないし「再結合」と呼ばれているのは難民受入れの一つの方式として用いられている移住者選択基準の緩和措置である。政治・経済的な危機の犠牲者でカナダに親戚がある場合、緩和された選択基準の適用が認められるものである。現在、ポーランド、サルバドル、レバノンがその対象になっている。さらに、以上の国からの一時訪問者にはカナダ国内からの移住申請が認められている。なお、ベトナムについてもこの「家族の再会」の方式が適用されている。すでにポーランドからは5,000人以上のこの「家族の再会」に関する申請がある。サルバドル人も1,000人近い人たちがこの特例を利用している。

以上のような年次報告書に示されている来年以後の移住者受入れ政策を見ると、カナダで就職を予定している自主申請者が相対的に多い日本からの移住希望者にとって移住が今まで以上に難かしくなったことが明かである。

ここ当分の間はすでに触れたような事業家、自営業者、家族の呼び寄せ、退職者移住の種類で移住できる人しか移住を考えない方がよい。しかし、長期的に見るなら、年間10万の移住者受入れは不十分であろう。カナダから外へ移

住して出て行く人は年間75,000人もある。移住の出入の差は年間、3万前後で、人口増加の中で占める移住の割合も12%余りで多くはない。こうした点から見てもひと度、景気が回復すれば、熟練労働力の不足が叫ばれ、それを移住者に求めざるをえなくなるものと思われる。

17. 三世の日本体験, 移住者のカナダ体験 (1983年4月報告)

— 春の親睦会レポート —

去る3月30日の夕刻, バンクーバー「移住者の会」の研修を兼ねた親睦会が行われた。この親睦会の目的は会員の親睦を深めることに加えて, 移住者のカナダ社会に対する理解を深めること, 合せて新会員の獲得を計ることなどにあった。

会員への連絡は, 通知を郵送することによって行われたが, 会員以外の人, ことに新着の移住者に対しては, 邦字新聞や電話連絡などによって参加を呼びかけた。

当日の会合はビジネス街の中心にある中華料理店, 北京樓で開かれたが, 出席者は準備を担当した会の役員が予想していた人数を上まわり, 家族を含めて約50名が参加し, 夕食後に行われたゲストのスピーチをめぐって活潑な意見交換も行われ, 盛会で有意義な会合であった, と言ってよいであろう。

先ず, 会報編集担当者(友金健司)によって出来上ったばかりの会報3月号が配布され, 続いて, 会長(久保谷信治)の挨拶, ゲストの紹介, 参加者の簡単な自己紹介が行われた後, 夕食となった。

夕食の後, ゲストのスピーチと討論が行われた。この部分の司会をしたのは会の広報担当の私である。ゲストとして招いたのはバンクーバー生れの3世で, 現在, バンクーバーの3世を中心にして作られている「カタリ太鼓」グループの有力メンバーでもあるルーシー・小森さんで, 当地の大学を卒業した後, 数年前に2年間日本に滞在し, 日本語を学んだり, 英語を教えたりした経験がある。

小森さんには会側の要望に基づいて「3世の日本体験」についてスピーチをお願いした。このテーマを選んだのは, (1), 移住者は私たちと年令的に同世代である日系3世との交流を通じてカナダをより一層よく理解できるようになると思われる, (2), 3世の日本体験は, 私たちの「カナダ体験」—— 言い換えれば移住者の現地社会への適応の過程を考える上で参考になる点を含んでいると思われる, などの理由からである。

小森さんのスピーチは英語で行われたが、それは出席者の英語の研修を兼ねる、という趣旨がこの会合にあったからである。その内容はほぼ、以下のようなものであった。

先ず、小森さんは、日本に滞在することになった理由として、(1)、子供の頃、日本語しか分らない、しかも話し好きの祖母から話しをされて分らないのが残念だった経験をしてきたため、日本語を学びたいと思った、(2)、子供の頃は東洋人だということで、ひやかされ嫌な思いをしたことがあるが、その後、北米西部の東洋系、日系の自覚の高まりの中で自分の文化的、社会的な背景についての関心が強まり、日本の文化や社会に直接触れて学びたいと考えた、などの点を挙げた。

日本滞在の1年目は日本語の習得に苦勞した。人混みの中で自分が他人と毛色が違っていることを意識しないで済むという点では居心地がよかったが、しかし、表面的には日本人と全く変わらないのに不完全な日本語しか出来ず、買物などのさいに「バカじゃないか」というような顔をされる経験をした。

2年目に入ると言葉の点では楽になったが、日本の社会が自分の育った環境と非常に違っていることが分かるようになった。例えば、日本では男女の役割がはっきり決っていて、ことに女性は25才位までには結婚し、2人か3人子供を持つ主婦になる、という定まった形があって、教養や才能がある人でもそれが生かしくい。そのような女性のあり方は自分には到底受け入れられない。

文化ショックというものは以上のように外国に行った時にだけ起るのではない。外国に滞在した後、自国に戻った時にも体験するものである。自分がカナダに帰って来た時、「おとなしく、消極的」になったと言われた経験がある。

以上のような英語のスピーチの内容を司会者が要訳して説明した後、討論に入った。出席者の中から活潑な発言があったが、その内のいくつかを記してみよう。

- (a) 日本の社会には家制度、親子、兄弟などの密接なつながりがあるために、本人が消極的であっても、まわりが面倒を見る、ということが起りうるが、カナダでは、個人が中心になっているので本人が積極的でなければ何事も達成できない、という違いがある。
- (b) 質問として、子供の日本語教育はどうしたらよいか、放っておくと失われ

てしまいそうだが、という発言が約1年前に家族と共に移住した人からあった。これに対して、ゲストの1人として出席していたスティーブストン生れの3世、マユミ・高崎さんから、自分は子供の頃、英語もよく分かるのに、家では日本語でしか話しをさせてくれなかった親をうらめしく思ったことがある。しかし、その後、大学などで日本語を学んでみて、子供の頃に覚えたものが身についた日本語であることが分かり、今では親に感謝している、という答えがあった。

- (c) さらに高崎さんは、カナダ社会への適応に関する移住者へのアドバイスを求められたのに対して、言葉（英語）の習得が肝要である。しかし、言葉の習得は文法的に正しく、日本語を翻訳したことが言えるようになればよいのではなく、言葉のニュアンスが分かるようになってはじめて本当に理解できるのであり、それには時間がかかる、と答えた。
- (d) ゲストの発言の中に日本という単一民族からなる社会で育った移住者とカナダの中の少数民族の一つという環境の中で育った自分たちとは非常に違うという指摘があったが、そのように違っている2つのグループの交流や理解はどうしたら出来るか、という質問に対して、小森さんから、日系社会全体に共通の活動、例えば、例年の「パウエル街祭り」への参加、協力という形でそれが出来るであろう、という答えがあり、“お互いの違いを理解した上での共通の目的のための協力”という点がこの会合の討論の一つの結論と言えそうである。

18 カナダにおける生活への適応

(1983年5月報告)

バンクーバーの移住者援護機関「モザイク」は今年(1983年)春に新移住者の健康、ことに精神衛生のための小冊子“Adjusting to Life in Canada”を作成した。移住者に配布することを目的としているために平明に書かれている。英語の小冊子は5カ国語に訳されているが、日本語訳はないので、以下に訳出することにした。

カナダに最近到着した人は今までになかった難しい事態に対処しなければならないものと思われます。従来とは違う生活様式や未知の外国、よく知らない外国語などに適応しようと努力すると、以下のようなことが起りがちです。

- 不安を感じる。
- 将来のことが心配になる。
- よく眠れない。
- 目まいがする。
- いらいらし易い。

さらに、

- 胃の調子が悪い。
- 食欲がない。
- 頭痛がする。
- 集中力がなくなった。
- 物忘れをするようになった。
- 元気や活力がなくなった。

そして、

- 以前にくらべると、医師に診てもらいことが多くなった。
- こうしたことの原因は何でしょうか。

1) 今までと違った生活様式への適応

先ず第1に、英語や住宅、仕事、医療制度や教育制度などに馴れるのは容

易なことではないでしょう。しかし、以上のような生活上の様々な面について様子が分ってきて、さらにカナダの習慣についても知識が増えてくると、新しい生活環境が次第に快適なものに感じられるようになるでしょう。

2) 職業・職種が変ること

資格を取ったり、英語の上達のために勉強している間は、従来とは違った仕事に就くことを考慮しなければならないかもしれません。そのために生活が変わることもあるでしょう。

3) 密接な結びつきが断たれること

生れ育った国の親しい家族や友人から離れたために、最初、孤立、孤独を感じることも当然です。しかし、時が経つに従って新しい友人も得られるはずで。

4) 子供たちとの間に距離を感じるようになる

親と子の間に感情的な対立や誤解が生じているかもしれません。子供は毎日学校に行っているため親より早く英語が上手になり、親の知らないことも理解するようになります。子供にとって2つの文化環境の中で生活することは混乱の原因になるかもしれません。しかし、子供たちには家族の言語や文化を維持するよう勧め、それが実り豊かなものであることを示し、子供たちが抱えている問題があれば、それについて子供たちや学校の教員と話し合うとよいでしょう。

5) 伝統的な価値観や信条を疑うこと

カナダ人の価値や行動様式を理解することは重要です。しかし、だからと言って自分の伝統や習慣を捨てなければならないということはありません。時が経つにつれてカナダ的なものに親しみを持つようになり、そうしたものの中には自分の生活の中に融け込んで来るものもあるでしょう。

6) 心の狭い態度

カナダは各種の人種、民族集団、言語、宗教からなる多様文化社会ですが、何らかの形での差別を経験することがあるかもしれません。貴方にいら立った態度を示したり、失礼なことをする人があった場合には、その人は無知や無理解からそうしているのです。貴方の方も自分とは違う人が住んでいる社会に適応しなければなりません。カナダに住んでいる人はすべて誰にも開放

され誰をもりけ入れる社会を築くよう協力しなければなりません。

有益と思われるいくつかの提案

1) 英語の学習

カナダの生活に馴染むためには英語の学習が大切です。英語が上達するにつれて人と話をしたり、英語を話す人と友達になったり、就職したりすることが容易になり、医師などの言うことがよく分かるようになり、そして、子供たちの活動やコミュニティの活動に参加することができるようになるでしょう。

2) 実現できる目標を定める

高望みすることによって失望を味わうことを避けるようにしましょう。例えば、失業したとしても、それが自分のせいではなく、一般的に難かしい時期だからかもしれない。異質の社会に馴染むこと、外国語を上手に話せるようになること、友達を作ることなどいずれも時間のかかることなのです。

3) バランスの取れた栄養のある食事

心身の健康にとって適切な食事を摂ることが大切です。様々な種類の食物を摂るよう心掛けましょう。「カナダ食品の手引き」によると、毎日、新鮮な果物や野菜、乳製品（ミルク、チーズなど）、穀類（パン、ソリアル）、蛋白質（肉、魚、大豆、卵）などを食べるよう勧めています。栄養についてさらに詳しいことは医師、または保健婦に問合せて相談して下さい。

4) 積極的な姿勢を保ちましょう

そのためには自分で楽しむことをするとよいでしょう。そうすることが気分をよくなり、生活の変化から生じた問題に取り組むエネルギーを与えてくれるでしょう。同国人の団体、宗教団体に参加することもよいでしょう。また、カナダ人がよくしているように、各種のコミュニティ・センターの活動とか、体育・スポーツの活動に参加したり、ボランティア活動をしたりするのもよいでしょう。

5) 気がかりなことを話す

家族、友人、牧師、その他うちあけて話しの出来る人に気がかりなことを相談してみましょう。カナダでは情報や専門的な助言を得るために公私の機関に連絡することがよく行われています。そうした機関のサービスは秘密を

カナダにおける生活への適応(1983年5月報告)

守り、多くの場合無料です。そのような機関からはどのようなサービスがあるかについての情報を得たり、文書の翻訳について援助をうけたり、個人的な問題や仕事や就職の問題について相談したりすることが出来ます。

バンクーバーに住んでいる人は以下のところから日本語による援助を受けることができます。

- モザイク(MOSAIC, 1161 Commercial Drive, Vancouver, B.C. V5L 3X3 Tel.:254-9626)
- 隣組(Japanese Community Volunteers Association, 573 East Hastings Street, Vancouver, B.C. V6A 1P9, Tel.:255-2651)
- 日系人教会等

在トロント

江口静子移住協力員報告

1. 移住者の体験を語る座談会

(1981年2月報告)

当地の新移住者協会では、去る1月31日、移住者の体験を語る座談会を行った。出席者は、1979、80年に移住してきた所謂新来者と、1966年以来ここに住んでいる移住者をあわせて、20数名であった。この様な会合が、公的に開かれたのはこれが初めてである。

出席者らの職種は、現在カナダで最も需要が高いと言われるコンピューター、デザイン、機械関係などの工学技術系で、他に企業主や事務系の人も参加した。座談会では、個人の職種や経験を通しての意見がのべられており、これが代表的カナダ移住者の声とは言えず、個人により、考え方も生き方も百様である。しかし乍ら読者がこれを参考に、何らかの指針を得られたら幸いである。

1. 移住の動機、移住当初の生活など

移住の動機と言っても、個人により異なるが、概して人生の可能性に挑戦したいという前向きな気持が根底にあるようだ。出席者中、独身女性の一人は、日本の型にはまった生活に抵抗を感じ、国外に出て自分の望む生き方をしてみたかった、とその動機を語った。

移住してまだ日の浅い男性は、仕事を探す前に英語力を身につけたいと考え、今マンパワーセンターの英語学校に通っている。ここでは週70ドルをもらい、6ヶ月間英語を学ぶ。そろそろ期間も終ろうとしているが、日本で覚えた英会話とは違い、いまだに会話のスピードについてゆくの難しいという。

2ヶ月前にカナダに来た男性は、日本で大手電機メーカーに勤めており、それが評価されて、コンピューターのハード・ソフトウェア関係の、日本でしていたと同種の仕事口を見つけたばかりである。彼は、労働環境の良さに満足しており、英会話についてゆけるのは時間の問題だという。実績さえ上げれば職場での個人評価は確実だと自信がある。又日本の過剰サービス社会に慣れてきたため、カナダに来た途端なんと冷めたい所かと思った。地下鉄やバスでは、駅名を言ってくれないので、自分で地図を暗記するか、他人に

聞く以外になく、英会話の必要はカナダに着いた時から始まる。

就職の際の面接では、日本的謙遜は絶対さけるべきで、未熟な英語に、消極的な印象を与えては断られるのが当然。自信をもって自分の有能性をオーバーに売りこんでも、まだ足りない位だ、という意見も出た。

2 職場のこと、職種の展望など

マシーニストをしている男性は、熟練工の代表的例である。彼は日本で、商業高校を出てから、当人が学んだとは別の分野、つまり機械関係の会社で8年間経験を積み渡加、今の会社で10年、下積みからこの技術をマスターし、現在職工長をしている。彼の見た範囲では、カナダ人は一般に、日本人より仕事に対するきびしさがたりないという。

メカニカル・マネジャーをしている男性の発言によると、カナダには所謂熟練工が不足している。これは多くの会社に、日本にあるような徒弟制度がなく、又それに対応する教育制度もないためで、この様な事情から企業側としては、会社に役立つ技術を持っている者を初めから求めようとする。日本での経験、技術がいかに必要かを示している発言である。

トロントには、移住者の企業主が中心となって、3年程前「新企会」とよぶ団体が出来た。現在30数名の会員がおり、各自のビジネス向上を目指して、セミナーや勉強会をしている。会社勤めからの独立が、以前は容易だったが、最近は資本の調達が難しくなっており、政府との交渉も考えているという。

3. 生活・仕事面での英語の必要

英語を読み、書き、聞く、話すことは、移住当初は勿論、移住後もずっと必要である。

移住当初、仲々英会話が分からず苦労した男性は、分からない時には、わかる迄聞き返す、という態度を続けて難関を切り抜けたという。カナダ生まれでない日本人にとっては、長年ここに住んでいても語学のハンディキャップはあるもので、それは仕事の面で一流となりカバーすれば解決するという意見もでた。

4. 人種的偏見・差別について

オフィス・クラークの面接に行った女性は、その断られ方で、偏見のよう

なものを感じたという。日本の職場とは違い、各国からの移住者が働いており、一日何時間かを共に過していると、ふとした機会に、人種的、文化的背景の相違に気づくことがある。それが議論でも始まると、いつ迄も行き違いとなって表われてまずい雰囲気になるという。これに対しある男性は、カナダ丈ではなく、諸外国の経験もあり、どこへいっても人種の相違、偏見はあるものと考えているので、特にカナダで異和感を覚えたことはないという。

5. 多様文化主義社会での生き方

アメリカで生活したことのある女性は、それと比較してカナダが国策としている多様文化主義社会に疑問を抱いており、ここでは他のエスニック・グループの中へ入ってゆくのが難しいようだ、という。これに対し多様文化主義社会というのは、各民族の固有の文化を尊重できる社会なのだから、不満は全くないという者もいた。

日本製品のセールスをしている男性は、この社会では日本人であることが誇れるので、仕事はしやすく、均一社会ではない良さを感じるという。

6. 結婚問題について

就職と同じか、それ以上に難しいのが移住者の結婚であろう。ここでは単身でくる男性にとっては、伴侶の選択に限界があり、一旦帰国し、結婚してくる例が多い。

ここには適令期の女性が少ない、ということだが、単身女性にとっても同様、ある種の限界があるようだ。カナダ人と結婚して幸せに過している人もいる一方、不幸に終る例もある。折角日本まで行って相手を連れてきたのに妥協できずに別れた人もあり、又限られた人達の中から相手を選んで幸せな人もいる。一般に男性は、相手を自分の型にコントロール出来るが、相手にあわせてゆくのが難しいようだし、これに対して女性は、相手に順応しやすい面があるのでは…という発言は、男性は日本人を選んだ方がよく、女性は外国人とも、人によっては妥協してゆかれるという暗示なのだろうか。

7. 余暇の過ごし方

週休2日制で、日本に比べ娯楽機関が少ないため、仕事には熱心だが、無趣味という人には、カナダは住みにくい所だ。移住前に趣味の領域を広めてくること。

ここには、無料で利用できる公共施設が多い。例えば体育館、図書館、公園など、皆我々の税金でまかなわれているので、多めに利用すべきである。

8. 移住後の挫折感

日本人移住者のみならず、各国からの移住者が、移住はしてきたものの、早々に帰国してしまふ者が多い。理由は様々だが、移住をしてくる人の中には、予め何年間かの計画をもって移住し、可能性を試してからその経験を生かして日本に戻り、成功している人もいるという。従って帰国を、挫折と考えるのは誤りという意見・個人には、居住地を選択する権利があり、本人の望む所に移ることができるのだから、初めから骨を埋めようなどと意気込んでくると、問題が起きた時のショックが大きいのではないかという意見もでた。帰りたくとも帰る国のない移住者に比べたら、日本人には帰れる国がある。ということで移住自体に甘い考えが出てくるのも事実のようだ。挫折ではなく、これを人生の方向転換とよぶならば、帰国を考えるきっかけは、家族のある場合、子供が学令に達し、子供がカナダか日本の国籍を選択しなければならぬ時期とか、職業上の自立を考えてそれにまつわる資金問題や対人関係に壁に当たる時などであろう。このような例丈ではなく、移住生活を続けてゆくうちには、幾つかの挫折感に似たものを体験するのが、移住者の常である。これはどこに住んでも、生きている限り同じだ。こういう時に、確固とした移住目的、或いは人生の目的があれば、迷い乍らも道は探せるはず、いたずらに問題逃避を企てず、それと直面し全力を尽してみることだ、という意見があった。

9. 家族呼寄せ移住

日本人移住者は、家族呼び寄せ移住に協力的ではない、といわれているが、在住者の声は、こちらで呼びたくとも家族や親類が、日本を離れたがらないという。日本の高度経済成長のため、一昔前とは事情を異にしているのだろう。

10. カナダの情報は、日本に正しく伝わっているか

最近きた移住者は、日本で抱いていたカナダのイメージと違っていったという。住宅・交通事情など、トロントのような大都会では、日本と余り変らないだろう。

カナダの政治・経済・職業市場などは常に動揺している。現状が正しく日本に伝わることを望む。

11 座談会出席者より、日本の移住希望者へ助言

日本で取得した資格が、カナダでは認められないことがあるので、前もって調べてくること。移住前に、何故自分は移住するのか、その目的を十分検討してくる。移住の決心がついたら、先のことを余り心配せず実行に移すこと。初めから望む専門職につこうなどと考えず、それに近い仕事があったら、まずそれにつくこと。生活に慣れたら現地のあらゆる機会を利用して、目的の実現に努力すること。日本での仕事の経験は勿論、特殊技能を必ずもってくる。同時に、対人関係や人生の問題解決に必要な正しい判断力など、心の準備も忘れてはならない。日本で結婚をしてきた方がよい。十分な貯金をもってくる。就職に当っては、人種差別など絶対ない。もし面接で断られたら、それは自分の技術のせいと考え、自信を持って次の機会にチャレンジすること。現在の移住は、“国際就職”という言葉で代表されるので、国際的感覚をもった日本人としての準備をしてくる。ここではその実践の場が与えられているので、移住を高い次元から考えてきてほしい。

企業移住を望む人の参考に、日本でオンタリオ州内のビジネス関係の情報を知りたい人は、東京の浜松町にあるMINISTRY OF INDUSTRY AND TOURISMへゆくと得られるので利用すること。

12 最後に、国際協力事業団のトロント駐在、斉藤所長より移住者及び移住希望者に、当座談会の総括をかね助言を頂いた。

- (1) 移住希望者は、移住の目的を確立してからくること。移住後は、たとえ遠回りをしても、目的実現のためにいかなる努力をも惜しまぬ気概が大切で、決して妥協してはいけない。
- (2) 最近の移住生活は、昔に比べ決して容易ではない。カナダの現状を理解し、どんな障壁にも立ち向う意志のある者だけが、移住に成功すると言える。カナダの社会状況、就業事情など、事実を正しく日本に伝えるよう努めたい。
- (3) 日本の職業経験と専門技術は、必ずもってくる。カナダでは分業が余り進んでいないため、一定技術だけではなく、幅広い応用のきく技術を

修得してきた方が、就職には絶対有利である。

- (4) カナダの技術者の不足は、大都会より僻地に多い。人情として日本人の多い都会に、移住者は集中しがちだが、自分の技術を生かせる職場が僻地にあったらそういう所でも働らく、という気持で来ること。都会で失業しているより、仕事のある所でまず経験を積む方が将来のためになる。
- (5) 単身でくる男性には、伴侶を得る機会が当地では限られている。出来れば日本で結婚をしてきた方がよい。異国での生活は、そのスタートが特に大変である。新生活を築く苦勞をこそ共に分かちあうべきである。
- (6) 携行資金は、可能ならむこう一年間の生活費（\$ 6,000）位は用意してきた方がよい。移住当初は、まず英語の上達に専念し、その後に仕事探しを始める位の物心両面の余裕をもつことだ。
- (7) カナダには、日本にある年功序列はないが、レイオフ（解雇）がある。つまり実力が正当に評価される社会である。日本で習得した技術をもってきても、日進月歩の世界で生きてゆくためには、たえず実力向上に努めなければいけない。幸いここでは、働き乍ら安く学べる色々なコースが、大学やカレッジにある。こういう機会を積極的に利用して、専門知識の向上に努めたり、カナダの資格をとることをすすめる。カナダも徐々に学歴社会に移行しつつあるので、日本の学歴や技術だけでは、生存競争についてゆけなくなるだろう。

座談会後、国際協力事業団企画の記録映画「カナダからの手紙」を全員で観賞した。

結び

カナダに3年住み、本人が望めば、カナダの市民権をとることができる。しかしカナダの市民権をとっても、肌の色が変わるものではなく、又日本人としての文化的背景を捨てられるものでもない。日本とは異なる社会に生きる者として、国際的感覚をもった日本としての自覚を持ち乍ら、環境に順応してゆくことが出来れば、移住は成功したものと言えるのではないか。

2-1. 社会から孤立している移民女性

(1981年3月報告)

去る3月20日、オタワで政府の後援により、移民女性に関する会議が行われた。当日集まった人達は、カナダ各地の社会団体に働く人達、移民女性の生活相談に携わっている各機関の人達、各職場の組合指導者、そして国や州の労働、保健、移住部門で働く役人等160余名の代表者達であった。

当日、多様性文化主義大臣であるフレミング氏は、「移民女性の多くは自分を犠牲にして夫や子供達が、カナダ社会に融合することに協力しており、家族の者がカナダ社会と連帯をもって生活を始められるようになって、主婦等は常に社会から遠ざかっており、社会から無視され、時に全く除外された所で生きている。自己犠牲は美德であり、この様な移民女性は、カナダの声なき英雄と言えるが、同時に英語社会に生きるためには、自らも英語を学ぶ機会を積極的に得るよう努めることも、家族への配慮以上に大切なことである。英語を理解出来るようになれば、夫や子供との交流も進み、カナダ社会により良く適応できることになる。これは同時に、所謂低賃金職にとどまる必要もなくなることに連がる。

多くの移民女性は、英語を話せないということもありその必要の少ない衣料関係の工場で働いている。低賃金以下で、超過勤務手当もなく長時間働くことに甘んずるのでなく、夫と同様、生活の保障を主張する勇気が必要である」と述べた。

当日提起された移民女性の直面している問題は下記のようなものである。

- 1 最低賃金以下で生活の保障もないまま働く者の労働環境、条件の改善
- 2 或る移民官による、人種差別問題
- 3 英語復習プログラムが、それを望む多くの移民女性に均等に与えられていない
- 4 移民女性を、非技術系の低賃金職から解放するための教育機関の不足と職業指導の欠如

(ザ・グローブ・アンド：メール 1981.3 21)

2-2 1980年代における働く女性のための

職業指導について

日本からの移住者、と言えば一般に男性を指すが、彼等は家族を連れてカナダへ来る。移住当初、主婦は新しい生活を築くために夫に協力することになるが、子供が大きくなったり、家庭の事情で主婦も働かねばならない機会が、いつか起きてくるかもしれない。当記事がそんな時の参考になることを望むが、女性を伴ってくる男性自身にとっても、カナダの特に働く女性の現状を知っておくことは、よりよい生活計画をたてる上でも是非必要である。

当記事は、オンタリオ州の労働省の中にある婦人局で出版しているニュースレターの一部を要訳したものだ。これは所謂カナダ女性を対象としている。しかしそれだけでなく、移住者は勿論、移住希望者にとっても移住先国の現状を知っておくことは有利であり、読者の参考になることを願うものである。

A 働く女性の傾向

多くの女性が、所謂旧来の女性職という分野から脱出して、男女同等の立場で働きたいと望む傾向にあり、この様な女性のための職業相談機関の必要が最近特に望まれている。

過去10年間の急激な職業市場の変化は、職業指導をどの方向に、どのようにしたらよいのか専門家にとっても混乱期にあった。特に1970年代、多くの女性が、労働市場に参加した事は注目すべきで、この傾向は1980年代も続くであろうと言われている。昔に比べ倍の女性が労働力に参加しており、多くは家庭の主婦で、6才以下の子供を持ち家庭の経済力に大きな寄与をしている。

働く女性の数が増えたに関らず、働く女性の地位が向上したと言うには程遠い現状である。男女の賃金格差を小さくし、職業の機会均等をすすめるよう、という声が上がったための運動が始まったばかりで、現実には解決の必要ある多くの問題が山積しており、女性のための職業指導機関の設置が強く望まれるようになった。

1960年から1970年にかけて、経済力の急激な伸びが多くの女性を、販売業、サービス業、事務系の職種で雇い出した。当時の職業指導と言えば、

働く女性の自意識向上、職業計画よりアカデミックな職種の紹介などであった。しかし現在の職業指導には、再就職に必要なあらゆる情報を提供したり、再就職に伴う諸問題（託児所の問題など）などに応える指導力も要り、又社会の要望に応える技術の習得や、ハンデキャップのある者、50才以上の婦人の抱える問題の相談、移住女性の抱える諸問題など、女性にふりかかるあらゆる差別問題とも取り組まなければいけないのが現状である。

B 働く女性の利用すべき社会機関

オンタリオ州にある婦人局では、上記の諸問題を検討し、これに対応する情報や対策を社会の各機関に提供している。例えば、教育機関、カナダ職業センター、地域社会の女性向け就職プログラムコース、女性労働を求める各企業主や組合系に協力している。

オンタリオ州には、INTOプログラムというのがあり、これはINTRODUCTION TO NON-TRADITIONAL OCCUPATIONSの略である。婦人局がこのプログラムの推進に努めている。

<カナダ職業センター>

国政府により運営されているローカルセンターが、各地域にあり、仕事を探す場合の助言や、仕事口の提供をしており、個人相談員が夫々配置されて対個人ベースで相談にのっている。各所には特に女性が就職に望み直面する諸問題の相談をする婦人カウンセラーもいる。

前述のINTOプログラムは、8週間のコースで、所謂伝統的女性職以外の仕事を、工業分野で求める時に必要な技術を教えるものである。1981年2月現在、オンタリオ州では約千人の女性がこのコースを終了しており、その後或る者は、更に技術や知識をうるためコミュニティーカレッジの技術系コースに進学したり工業界で、既に学んだ技術を生かして働いている。

<カレッジと大学>

各大学には、将来の職種に必要な知識や技術を学ぶコースがあり、又女子学生のための就職相談員もいる。

<地域社会の講習課程>

職業指導機関が、女性だけに限らず男性に対してもあり、これらに関する情報は、各地域の情報センター、図書館、YWCA等で得られる。

C 婦人局の就職に関する出版物

1. CAREER SELECTOR 7冊のブックに200職種がのっており、各職種の内容、労働条件、雇用資格、給料などが記載されている。
2. JOB SEARCH 当人に適した職業を探す案内書、就職に必要な各種資料（履歴書など）について説明されている。
3. NEW SKILLS FOR WOMEN 技術関係分野での様に職業技術を身につけるか、その教育制度についての説明がある。
4. OPTIONS 職業指導員も含めて、職業相談を求める人達にも役立つ情報があり、女性の職業訓練問題、労働市場の研究などについてかかっている。

以上の冊子は、オンタリオ州に住む者には無料で婦人局よりえられる。

D 働く女性の数

1979年、オンタリオ州の労働人口に参加した女性は、26万1千人で彼女等は、ほとんどが6才以下の子供を持つ主婦であった。オンタリオ州で働く女性労働者の49%が上記の主婦らによって占められていたという。

2000年迄には、カナダの労働人口の50%は女性により占められると予想されている。

3-1. 3月の失業率(1981年4月)

カナダ統計局の発表によると、カナダ全体の失業率は、2月より0.2%高い7.4%という数字が3月にでた。これは主に15~24才迄のグループに集中して高く、男性では14.1%、女性では12.7%となっている。25才以上のグループでは男性が4.5%、女性が6.2%である。更に労働市場については、既に仕事についている人と仕事を探している人を含めて、2月に11,511,000人であったのに対し、3月は11,609,000人とわずか上昇している。

次に各州の失業率を2月と3月で比較すると下の様である。

| 州 | 3月 | 2月 |
|----------------------|-------|-------|
| Newfoundland | 13.2% | 12.7% |
| Alberta | 4.1 | 3.6 |
| Prince Edward Island | 12.8 | 10.8 |
| Manitoba | 6.3 | 5.1 |
| Nova Scotia | 10.3 | 10.0 |
| Quebec | 9.8 | 9.5 |
| British Columbia | 6.1 | 5.9 |
| Ontario | 6.6 | 6.5 |
| Saskatchewan | 4.6 | 5.3 |
| New Brunswick | 10.6 | 11.1 |

カナダ各市の失業率は、限られた集団を対象として出されたものであり、月毎に変動がみられる。

| 市 | 3月 | 2月 |
|---------------------------|-------|-------|
| St. Johns | 11.0% | 11.5% |
| Halifax | 9.1 | 9.1 |
| Saint John | 8.2 | 10.7 |
| Chicoutimi-Jonquiere, Que | 12.2 | 9.2 |
| Quebec | 9.3 | 8.9 |
| Montreal | 10.2 | 9.4 |

3月の失業率(1981年4月報告)

| 市 | 3月 | 2月 |
|-----------------------------|------|------|
| Ottawa-Hull | 6.7% | 7.0% |
| Sudbury, Ont | 8.3 | 8.5 |
| Oshawa, Ont | 6.2 | 6.2 |
| Toronto | 5.5 | 4.6 |
| Hamilton | 7.1 | 7.2 |
| St. Catharines-Niagara, Ont | 10.8 | 12.0 |
| London, Ont | 8.1 | 7.9 |
| Kitchener-Waterloo, Ont | 8.8 | 7.8 |
| Thunder Bay, Ont | 10.3 | 7.4 |
| Windsor, Ont | 7.8 | 6.4 |
| Winnipeg | 5.8 | 5.5 |
| Saskatoon | 10.0 | 8.7 |
| Calgary | 4.3 | 4.5 |
| Edmonton | 4.9 | 4.4 |
| Vancouver | 4.9 | 4.7 |
| Victoria | 8.1 | 7.3 |

3-2 カナダの市民権取得試験に落ちたある主婦の話

31年間もカナダに住んでいながら、住んでいる国に関する知識が不充実なため、カナダの市民権を得られなかった主婦がハミルトン市にいる。

エリザベス・ハミルトンという37歳の家庭の主婦がその人で、彼女は、1950年祖母に連れられてスコットランドからカナダへ移住してきた。ハミルトン夫人自身は、長年カナダに住んでおり、愛国心も強いので当然これだけでも市民権を得られると、試験におちた今でも考えている。彼女によれば、「主人も娘もカナダ人なので、カナダに住んで以来ずっと私はカナダ市民なのだと思っていた。又ある一定期間以上ここに住めば、自動的に市民となれるものだと思っていた。私は小学校3年迄の教育しかなく、頭もそれ程良くないので、カナダ市民権取得試験では、色々な質問に完全に答えられなかった」という。彼女には、短時間だが、時々記憶力がなくなる持病がある。今回の市民権取得試験に落ちたことで、彼女はカナダに今後も住めるかどうか心配になってきたと言いつつ、「いつか警察が家へ来て、荷物をまとめて帰国しなさい、と言われるのではないかと、とても不安だ」とも言う。

これに対しハミルトン夫人の面接をした試験官は、「彼女は五大湖の名前や市長の名前、それにオンタリオ州の首相の名も知らず、カナダ総督の名前さへも答えられなかった。更に簡単なカナダの地理に関する質問にも答えられなかった」と言う。ハミルトン夫人は、もともと政治に余り感心がなく、もし市民権をとっても選挙の時には投票しようとも思っていないので、政治には全くうといのだと言うが、試験官によれば、「我々は、例えば政治に対する個人の考えを聞くのではなく、政党や政治家の名前など、市民として当然知っていなければならないことを聞くのであり、カナダ市民を志願する者にはこの種の質問は、まぬがれるものではない。新らしくカナダ市民となる者には、投票の権利があり、又住んでいる国についてのある程度の知識は、是非もってほしいし、又市民としての責任や特権についても自覚をもってほしい」という。

移住者で、市民権を望む者には、面接試験に必要なあらゆる知識を学べる小冊子と、カナダの地図などが配布されるので、これらをよく読み、理解すれば

決して難しいものではない。前述の試験官は続ける、「25分間以内に50問に答え、一問でもまちがったら落第などというきびしい試験では全くなく、子供でも知っている様なカナダについての一般常識に対する口頭試問であり、カナダ市民としての最低限の知識を調べるものだ」と。

ハミルトン夫人は、国外追放などはされず、多分無期限に市民権取得試験に再志願する機会が与えられるようである。

ここに住む日系移住者も、3年以上住んでいると本人の自由意志で、カナダ市民権取得の申請が出来るので、多くの人が市民権を得ている。ハミルトン夫人の様な例は日系移住者では聞いたことがない。移住希望者が日本にいてすでに知っている様な知識など、極めて易しい質問が面接であり、これは移住許可を得る以上に易しいと思えばよい。ただすべての事務処理に、ここカナダでは時間がかかり、半年位が市民権の申請から取得までかかるようである。

4 オンタリオ州における STATIONARY ENGINEER について (1981年5月)

大きなビルディングや工場、例えば醸造所、洗濯屋、酪農工場では、機械据付工が必要とされる。

現在、多くの職業市場では、新技術の導入により職種が削減されているのに対し、機械据付工（又は定置機械担当技師）の需要は常に求められている。

機械据付工の主な仕事は、圧力が関係しているボイラーや冷却・圧縮装置などの調整をしながら、それらを監視し、記録したり、サンプルテストを行ったり、エネルギー消費量のチェックで指針計を読んだり、又機械維持部の分解修理や精密検査などが含まれている。

機械据付工のためのトレーニングは、トロントでは短期大学の HUMBER COLLEGE や GEORGE BROWN COLLEGE で行なわれている。トレーニングの期間は、技術の必要度に応じて異なり、オンタリオ州では、短大・大学局が資格取得試験も含めてすべてを管轄している。この資格取得試験に合格した者は、登録された圧力関係の工場で、最下級の4級資格を得るために、最低3ヶ月間の実務経験を積みねばならない。その後4級資格証明書を得るためトロント大学で講義と技術訓練を16ヶ月間受け、卒業すると初めて4級の資格が与えられる。

4級から3級資格を得るためには、更に12ヶ月の実務経験が必要とされ、2級資格には30ヶ月（2年半）、1級のためには60ヶ月（5年）の経験が夫々要求される。実際には、1級機械据付工となった多くの者は最低10年の経験を積んでいる。

オンタリオ州では、これらの資格免状は、OPERATING ENGINEERS ACT が管理している MINISTRY OF CONSUMER & COMMERCIAL RELATIONS の THE PRESSURE VESSELS SAFETY BRANCH で交付される。機械据付工の各級が必要としている経験年数を積んだ者は、その資格証明書を前記 MINISTRY の TECHNICAL STANDARD DIVISION へ申請することが出来る。

機械据付工としての最下級の資格をうる経験期間、3ヶ月間の仕事口を探す若者の多くは、限られた仕事口に殺到しており、競争も激しいので最低限の経験を得ることさえ極めて難しい現状である。加えて多くの雇用主は、これらの見習生を雇い、訓練することをためらっている傾向にある、というのは、見習生の多くが雇われても途中で、より自由が利き、賃金のよい職種へ移ってゆくため、会社にとっては役に立たぬということである。これに対して、3級又は2級の資格を持つ者は、仕事口を得るのに余り問題はない。1級士は、4級士を望む者と同様に仕事口が仲々見つからない。これは年季の入った認定資格を持つ機械技士が過剰にいるため競争がはげしいためである。

機械据付工には前述の様に4段階の資格があるが、級が上るに連れ、賃金も高くなるのが普通である。しかし同級の資格があっても、異なる産業戦域で給料に差がある。例えば、政府所属の工場で働く2級機械担当技師は、年間2万5千ドル得ているが、同資格で同じ仕事を或る醸造所で行っている者は、年間3万5千ドル得て、更に週毎にビールの箱詰めを1ヶ無料で支給されている例がある。

この職種の不利な点と言えば、屢々ある時間交替制だ。かなりの経験年数を持つ或る機械据付工は、PRESSURE VESSEL TECHNICIAN又は TECHNOLOGISTの資格をうるコースをとって、より良い職種に挑戦している。

最近、ボイラーやコンプレッサーを調整、監視する機械が開発され、遠隔操作も可能になっているが、いかに近代化が進んでも、機械据付工の需要は常に続くとみられている。INTERNATIONAL UNION OF OPERATING ENGINEERSに勤務するサリバン氏は言ひ、「工場がどんなに近代化され、自動化が進んでも、機械据付工は必要だ。どんな仕事でも、最後には機械を動かす人の手と知識に頼らねばならないのだから……」と。

STATIONARY ENGINEER の仕事に限らず、その仕事を通して賃金を得るということは、決して楽なことではない。そして勤労、勤勉、向上意欲が最後の勝利を決めるのは、日本でもカナダでも同じである。

5. 新技術を導入する労働市場と労働人口の変化 (1981年6月)

新しい技術を職場に採用することで従業員の再教育が必要とされ、又最近目立つ求職者の職域変更・移動性の増加などにより、オンタリオ州における労働市場と労働人口の様相は、将来変わったものになるだろうと財務省の主任経済学者、BRYNE PURCHASE氏は、去る3月のグローブ・アンド・メール紙で述べている。

時代にあった知識と技術を学校で学んだ若者達の労働市場への参加が出生率即就学率の減少に連がるため、年々低くなっており、市場の需要に間に合わず、現役に新技術や知識の再習得が必要となってきた。PURCHASE氏によれば、現在の労働人口を構成している大部分は、30~40代の働き盛りの者であり、彼等の中からやがて企業主になる者もいようと考えられるので、オ州における企業体の増加は予想されるが、ここ数年間は大きな期待はもてないという。

労働人口の伸び率

オンタリオ州における雇用の伸びは、国全体のそれに比べ低いだろうと予想されている。雇用移民局の労働市場分析者、TERRY STOPPA氏の推定によると、1980年から85年迄の伸びは、22%位とみている。オ州の昨年の雇用率は14%であったが、1981年度は多分前年度より低くなるだろうし、1985年迄は、年間平均2%かそれ以下とみている。

カナダ統計局では、オ州における労働人口の伸び率は、1981年より86年迄、年間平均22%、1986年より91年迄は15%とみている。

オタワにあるPRIVATE RESEARCH ORGANIZATIONのカナダ協議会局の発表では、オ州の失業率は、今年末頃には昨年の6.9%から7.7%に上るだろうと推定している。

オ州より西部州への労働者の移動は、当分続くものとみられているが、その度合いはゆるやかにされるだろう、と財務局の推定である。1970年と71年には、他州よりオ州へ流入した人口が4万7千人であったが、1979・80年のカナダ統計局の調査では、2万人が他州へ、主にB.C.州とアルバータ州

へ流出していった。STOPPA氏に言わせると、オ州から西部州へ労働人口が移動することは、オ州の失業率を多少は抑えるだろうが、長期的にみてオ州における特殊分野の労働者の欠乏を招くことであり、特に働き盛りの30~40代の者がオ州を去るとしたら(最も多い移動層は25~34才台と言う)、オ州自体にとって深刻な問題になるうとみている。

今迄は、オンタリオ州における技術労働の供給は、ほとんどが多くの移住者によって満たされていたが、オ州に定着する移住者数の減少している現在需要と供給のバランスをとることが難しくなっている。因みに、1973年にはカナダへの移住者の56%、つまり約12万人がオ州に定着したのに、1980年には6万人と、43.8%に減少していた。

労働人口の推移

オンタリオ州の人口は、現在約869万人で、政府の推定によると1986年には917万5千人、そして1991年には956万1千人とみている。経済省の発表によると、労働に関与する年代の人口は、次の20年間で徐々に増加を示すかもしれないが、19才又はそれ以下の労働人口は、現在の31%から23%に下るだろうと言う。又現在20~64才の人口は、2000年迄に現在の63%より59%と推定しているが、寿命が一般に伸びている傾向にあるため、65才以上の人口は、現在の10%より13.6%になるものと予想している。以上の統計からオ州における若年層の減少は、将来の失業問題を若干緩和するかもしれないが、逆に高年齢層の職業市場は、人口増加により緊迫化するだろうと考えられる。

オ州の労働人口は、1980年、30万人の失業者を含めて436万7千人であり、全人口の66.8%であった。労働省の推定によると、1986年迄には、現在の労働人口482万9千人から495万1千人と予想され、又1991年迄には504万8千人から525万人になるだろうと言う。女性の労働者は、1980年25才以上の者が50.4%働いており、その失業率は6%であった。モントリオール銀行の発表では、1990年迄にカナダの労働人口の45%は女性により占められるだろうという。因みにオ州では、1979年、全労働人口の40.9%が女性であった。

| 1979年と1980年における職種の統計比較 | | (仕事の数) | |
|------------------------|---------|-----------|-----------|
| 職 種 | 百分率 (%) | 1979年 | 1980年 |
| 農 業 関 係 | 3.5 | 146,000 | 144,000 |
| 第一次産業(森林・鉱山系) | 1.5 | 45,000 | 60,000 |
| 建設・建築関係 | 5.5 | 227,000 | 223,000 |
| 交通・通信関係 | 7.5 | 294,000 | 305,000 |
| 商業関係(卸売も含む) | 16.4 | 684,000 | 666,000 |
| 金融・保険・不動産関係 | 6.2 | 238,000 | 252,000 |
| サービス業(地域、商業、個人) | 28. | 1,114,000 | 1,138,000 |
| 製造業関係 | 24.9 | 1,011,000 | 1,103,000 |
| 公共管理、政府系 | 6.5 | 250,000 | 266,000 |

上の表で、建設工業界が前年度よりかなり減少した数を示しているが、これは近い将来回復するものと、STOPPA氏はみる。又製造業界の新技術の発展は、労働生産力の向上にも寄与するものとみている。サービス関係では、特に電気通信、航空関係でその成長が強く示されていた。

6. 建築技師として働くために

(1981年7月報告)

建築技師とはどんな仕事をする者であり、又それになるためには、どの様な学校で何を学ぶのか等についてのべる。

日本の移住希望者の中には、この分野で仕事をしたい人がいるかもしれない。そして多くはすでに学校を出て、何年かの職業経験をもっているかもしれない。運良く渡加前に、カナダでの仕事を得られればよいが、得られない人も多いだろう。私見になるが建築技師としてカナダで働きたい人は、もし事情が許すならば、カナダで資格を取り直すことをすすめたい。日本とは計算の単位も異なり、又建築に関する考え方も違うかもしれない。これらは、カナダに来て運よく仕事につき、少しづつ身につけ乍ら会得できるものだが、もし当人が将来の立場を真剣に考え、後悔をしたくないと思うなら、急がば回れ式生き方をする事だ。ここで3年間或いは4年間学生生活に費やしたところで、これは長い人生から見ると、決して空費ではない。むしろ利する所多く、貴方の人生を豊かにし、カナダ人と互格で仕事ができることになる、と言いたい。

いかなる職業にも言えることだが、建造物のデザインや建設に関する仕事は、その分野における広く深い知識と秀れた技術をもつ個人が集まって行われるものであり、チームワークの結晶がその完成物である。集団の中には、建築家おり、製図屋おり、機械設計やその他の明細を書く人、更に建築現場のマネージャーや、ビルディングの契約者ら、そしてここでのべる建築技師達である。夫々が持つ特殊な才能や、技術が一つのプロジェクトに集中することになる。

近代生活が複雑化するにつれ、ビルディングのスタイルも多様性をもってきた。高層オフィスビルディング、一戸建家屋、アパート式住宅、工場、学校、ホテル、病院、図書館、劇場、博物館等と対象は実に多い。従って建築家は、仕事の多くの分野を建築技師の技術に依存してゆかねばならぬ現状である。

建築技師が建築家のオフィスで働く場合には、構造物に関する設計製図や、機械的製図をしたり、設計明細書を作ったり、契約書類を作ったり、ビルディングの模型を作る。建築技師が働く所は、他に政府や州、又は市町村の建築部

門、又商業・工業関係の会社や建設会社等である。

オンタリオ州建築技師協会の役員で、GULF OIL CANADA 社に勤める建築技師のスミス氏の言葉をかりると、建築技師の仕事は、働く領域が多岐にわたっているので、一定の職種に限定されないところが特色であり、広域にわたる知識と技術が要求される。しかし或る者は、技術面からはなれて、設計に関する明細書を作る専門家になったり、建設プロジェクト下の管理職についたりする。

建築技師として働く者は（オンタリオ州で）、州の建築技師協会員でなければならず、これに加入するためには、州で認定されたカレッジで3年間の教育を受け、卒業証を持っていること。そして更に免許をもった建築家の監督下、最低3年間の職業経験を持つ事が加入に必要とされる。

オンタリオ州にあるコミュニティーカレッジで、建築技師としての教育課程をもっている所は、ALGONQUIN(OTTAWA), CENTENNIAL(SCARBOROUGH), FANSHAWE(LONDON), GEORGE BROWN(TORONTO), MOHAWK(HAMILTON), NORTHERN(TIMMINS), そして ST. CLAIR(WINDSOR) COLLEGEである。何れも3年制であるが、トロントにある RYERSON POLYTECHNICAL INSTITUTE というカレッジでは4年制のプロジェクトをもち、ここを卒業すると BACHELOR OF TECHNOLOGY IN ARCHITECTURAL SCIENCE DEGREE という学士号がえられる。当大学に入学するためには、GRADE 13（高校4年生で日本の高校3年はグレード12に相当するので、当地でグレード13の授業を受けるとよい）の資格がありとくに英語、数学、物理の単位は、合格していること。職業経験のある者は、特に作品（設計製図など）を要求されるかもしれない。大学では最初の2年間は、建築に関する物理学や工学の基礎と応用、経済学や社会科学などを学ぶ。残りの2年間では、設計、材料学、構造などを広い分野にわたって集中的に学ぶことになる。

新卒者の初任給は、年間\$ 11,000~\$18,000(1981年7月現在)で、この他傷病手当等一般手当も支給される。

過去10年間、約3千人余の建築技師が資格をえて社会に出ており、この数は毎年増加している。

前述のスミス氏は、建築技師として40年間の経験をもつ人だが、建築技師の需要は確実に上昇しており、又建築技師の仕事は、かつて建築家がしていたことをカバーしている現状で、その質も高度になってきていると言ひ。

スミス氏は、人を雇う場合、相手のどこに重要度をおくかという質問に対して、「その人が与えられた仕事を十分にやりとげられるか、どうかという点です」と言った。極めて当然なことであり、簡単な答えだが、日本の移住者にとっては、技術もさること乍ら、英語の問題、コミュニケーションの問題が特にチームワークの仕事にとって大切であることを強調していることに注目してほしい。

7. エネルギー・テクノロジストの養成

(1981年8月報告)

カナダは豊かな資源に恵まれた国として、日本とよく比較されるが、1970年代に入り、その豊かな資源の限界がよく取沙汰される様になった。広大な土地柄、大様なカナダ人は、政府がいくら資源の限界を数字で説いても、電力は使い放題、高速道路には、まだまだ大型車が規定速度を越えて突走っているので、日本からの旅行者には驚きかもしれないが、それでもここ数年めっきり小型車が多くなっていることは事実である。

新しいエネルギー源の開発、例えば太陽熱の利用等が漸く真剣に考えられてきている此の頃である。太陽熱を利用するためには、その熱源を別な形に変えて、経済的にも妥当な状態で使うことになるので、そのための設計システムの開発が叫ばれている。

この様な業界の需要に応えるため、ここに新しい分野の職種、エネルギー転換技術者(ENERGY CONVERSION TECHNOLOGISTS)の養成がいそがれているので、これにつき概略する。

オンタリオ州では現在、州が必要とするエネルギー源を州内ではまかなうことが出来ず、全エネルギー源の3/4は、輸入に頼っている。従ってこれらの経費削減のためにも、熱交換システムの啓発・採用については、極めて積極的なのだ。

このような時代の要求に応じて、トロントにある2、3のコミュニティー・カレッジでは、ENERGY CONVERSION TECHNOLOGYという学科を創設したが、産業界の協力・後援がかなり大きいと言われる。

きたる9月には、トロントの都心にあるジョージ・ブラウン・カレッジ(GEORGE BROWN COLLEGE)で、エネルギー・テクノロジー・コースがスタートすることになっている。このコースの運営や内容については、エネルギー選択問題に携わっている(ALTERNATIVE ENERGY ACTIVITIES)産業界や教育・政府機関の代表者等が顧問として助言を与えている。

この特殊科目の調整に関わっているBAJIN氏に言わせると、このコースは

極めてユニークなものであり、授業では一般工学技術の分野をカバーすると共に、選択エネルギーに関する知識を学べる新設学科である。更に当学科の運営に協力している多くの者は、皆エネルギーに関する工業技術分野のエキスパートであり、産学共同の体制下、学生は教室で学んだ知識を直ちに現場で応用習得することが義務づけられている。

ENERGY CONVERSION TECHNOLOGYの3年間の時間割には、設計、エネルギー測定を転換システムの応用についての講義が含まれている。最初の2年間では、一般工学の原理の習得に力を入れ乍ら、機械工学、熱力学、製造工程、電気調整等について学ぶ。さらに当コースには、特殊科目を選択する余地もあり、材料工学、気象学やコンピューター分野のマイクロプロセッサを専門に学ぶことも出来る。最終年度では各学生が二つのプロジェクトを完了する義務がある。一つのテーマは太陽エネルギーに関して、他は人間の生活に密着した生物圏に関するものである。これらは大学の実験室で行ったり、産業界で提供する研究機関の実験室で行うことになる。具体的にこれらのプロジェクトで扱う問題としては、熱の収集や貯蔵システム、太陽熱による電流セル、太陽熱利用による熱ポンプの機構、更に水平あるいは垂直式風力タービンについてである。

当コースは、実験が多いため収容人数を35名と規定している。入学資格はグレイド12の修了証、特に英語、数学、物理学の修了証が必須であるが、これは日本の高校卒の資格と等しいと考えてよい。しかし外国の学生には、英語の試験と、更に前科目の英語による試験が課せられるかもしれない。どちらにせよ英語による理解度が望ましい。前3科目の他に、化学、電気や電子学、さらにコンピューターのプログラミングの履修証があれば尚有利であろう。

当コースを修了した者の展望は、現在社会からの要請が特に強いので、就職は確実と言える。因みにトロント市内にある選択エネルギー関係の300余の会社では、その半数以上がジョージ・ブラウン・カレッジの学生の卒業を待ち望んでいると言う。

同じトロント市内の西部にあるハンバー・カレッジ（HUMBER COLLEGE）でもジョージ・ブラウン・カレッジと類似の3年コースがある。ここでは特にMECHANICAL SOLAR ENGINEERING TECHNOLOGYを重点的に

教えている。最初の2年間で、冷却、空気調節などのプログラムを学び、最終学年で SOLAR ENERGY TECHNOLOGY を集中的に学ぶことになっている。

又トロント市に近いハミルトン市にあるモホーク・カレッジ(MOHAWK COLLEGE)では、3年コースの ENERGY SYSTEM TECHNOLOGY を産学共同により学ぶことができる。学生は3年間のうち1年を会社、工場又は建設現場で働きながら学ぶことになっている。このコースには、暖房、換気システム、更に照明や電力、製造工程に関する授業がある。学生は、環境システムにおける効率のモニターの一環として、商工業に関連するビルディングや住宅などの建築施設の光熱量の収支の計算をしたり、デザインの研究にも参加することになる。

選択的エネルギー源(ALTERNATIVE ENERGY SOURCES)とそれに関する技術の開発は、かつては夢物語だったが現在は全く可能な対象として注目されており、従来の石油系や水力、電力より高価につかぬ様にするための経費面での研究に拍車がかけられている。

もし貴方が、機械に強く、更に工学技術面に興味があれば、新分野の ENERGY CONVERSION TECHNOLOGY を身につけた暁には、将来の保証は確かであり、時代の要求に応じた最も有利な職業となるだろう。ENERGY TECHNOLOGIST の初任給は、現在年間平均\$ 15,000~\$20,000なので、これは4年制の大学卒と比べても決してヒケをとらないものである。

8 溶接工として働く人のために

(1981年9月報告)

溶接作業が必要とされる分野は非常に広く、例えば船舶、自動車、航空機等の組立ての際不可欠である。又橋脚、油田の掘削、高層建築ビル、そしてパイプラインや貯蔵タンクの建設の場合にも必要であり、凡ゆる重工業機等の組立てや製造工程においては、溶接の技術なくして何一つ完成しない。一見単純に見える溶接作業程、重要な工程はないのだ。

溶接工を養成している大学の一つとして、トロントにはGEORGE BROWN COLLEGE OF APPLIED ARTS & TECHNOLOGYがあり、ここではWELDINGとPIPEFITTINGの基礎コースを持つ。又WELDING SPECIALISTのための上級コースもある。

WELDING FITTER プログラムの中では、機械や粗製品の色々な場所の溶接に用いるメタル・アーク、ガス・メタル・アーク、ガス・タングステン・アークそして酸素アセチレン・アーク等のプロセスが理解出来るようになっており、又あるプロジェクトを完成させるために、提供された製図から適確な溶接を行うための作業技術の習得も与えられる。このコースは、実技を学ぶことに重点がおかれており、同時に製図や数学、更にインダストリアル・コミュニケーションに必要な知識と技術を教える事にも力を入れている。

入学資格は、GRADE 10(日本の中学卒程度)を終了している者が対象、40週間(約1年間)のプログラムは、個人の理解度に合わせて調整されるので、すでに多くの知識経験を持つ学生は、定期より早く終了できるかもしれないし、又個人によっては、1年以上かかってよいという。

当コースを終えた者は、州のMINISTRY OF CONSUMER AND COMMERCIAL RELATIONSで施行される筆記試験を受ける事ができ、これに合格するとWELDERとしての資格証明書が得られる。1981年の9月現在、最近の当コース卒業生は、就職すると7ドルから9ドルの時間給を得ていると言われるが、実際にWELDERとして仕事に従事できる迄には、多くの人が一年余の現場での経験をしていると言う。

前記の上級クラスWELDING SPECIALISTのためのコースでは、現場に即した技術の習得と、それらの理論を学ぶことになり、溶接機器の選択、操作や故障発見など機工学的応用や、手動、半自動、全自動的な溶接機械についても学ぶ。

当コースを終了すると、溶接個所の検査や品質管理などを扱う分野で働く事が出来るし、又各種溶接操作の冶金学的な原理も学ぶので、実地で特に要請される分野でも働く事ができる。

このコースを取れる資格は、GRADE12（日本の高校卒程度）の修了証を持った者、更に英語、数学の必要単位をもち、カレッジでWELDING FITTER プログラムを終了した者、又は同等の実地での経験を持った者となっている。日本からの移住者で、自分の持っている資格や経験に、更に必要な入学資格を得たいと望む者には、PRE-ENTRY TRAININGのコースもあり、又現場経験は充分にあるが、それらに更に磨きをかけたいと望む者には、UP-GRADINGコースもあるので、これらについては、希望カレッジで相談すると良い。

溶接技術の急速な進歩に従い、各種の職域では、より高度な技術を持った溶接工を必要としている。この様な社会の要望に応えるのがWELDING SPECIALISTのコースであり、当コースの卒業生は、100%が就業しているという。溶接点検の確認とか、溶接部門の品質管理の技術は、以前よりはるかに複雑高度化してきているので、WELDING SPECIALISTはこれらに対応する仕事をしたり、或いは所謂溶接工の監督等もする事になり、大規模な会社や工場には特に専用の溶接検査部門を設けているので、そこで働く機会もSPECIALISTにはある。又オイルやガスパイプラインの敷設に当っては、莫大な個所の溶接作業が行われるが、それらは正確に溶接されている試験が必要なのでここでもSPECIALISTの要請がある。あるWELDING SPECIALISTは、技術サービスの代理人として複雑機器の設備サービスのコンサルタントとなったり、そこで働く溶接工に新技術を教えたりすることもある。

WELDING SPECIALISTの給料は、年間2万から2万5千ドルと言われ、これは大学卒と同等か、上位とさへ言える。仕事の内容にマネージメントや技士の監督、教育等が含まれると、それに伴って給料も高く払われる。

溶接工としての仕事には、何よりしっかりした腕と、強い視力が必要とされ、又常に危険を伴う労働環境にあるため、タフな神経と注意力、健康体が特に資本とされる。これを天賦と考える者にとっては、本人の努力が続く限り無限の機会が将来に約束されている職業と言える。

9. 新しい移住者との話合い

(1981年10月報告)

トロントにある移住者の団体・新移住者協会宛に最近、日本の移住希望者から様々な問い合わせがくる様になった。すべて移住に関する質問や、助言を求めてくるのだが、当方としては最善を尽くして返事を出しているものの、夫々に限られた範囲の事しか分からず、又各々本業あり、生活ありで、相手が望む事に十分応えられないのは残念である。

インフレ、高失業率、物価高、高利息の住宅、そしてアパートの不足等、余り良いニュースの聞かれない毎日だが、今年になってからトロントには、約50名近い新移住者が日本から来ているという。そう言えば協会には、アパート探しの助けを求めてくる者や、就職の相談を持ちかける者がめっきり増えてきた。

今迄協会では、特に新しい移住者を対象に座談会を持った事がなかったので、この際出来るだけ多くの人達に集ってもらい、色々とおしゃべりをする事は、時機を得ているのではないか、ということになった。先ず国際協力事業団のトロント駐在員佐々木仁氏にお願いして、新来者のリストを頂き、約40名近いトロント在住者に一日がかりで電話した。

紅葉が日毎にその美しさを増してきた10月のある土曜日の午後、日系文化会館には、20名余の新移住者が、夫婦で子供を連れて、或いは友人を誘って集まった。この会には、移住歴10年前後の人達も10名余参加し、移住当初の諸問題を中心に、新旧移住者の意思を交換した。

集まった新来者のほとんどは、今年の夏前後にきた人達で、半数以上がマンパワーの英語学校に通っている。多くの人には、日常の英会話についてゆくのには暫くは時間が必要であると痛感している。カナダに着いて1ヶ月以内にカー・メカニックの仕事を得た男性は、仕事をしながら夜は英会話学校に通い、英会話に一日も早くなりたいという。又コンピューターのプログラマーとして働き始めた男性は、日本でしていたと余り変らぬ仕事の内容のため、仕事の面での悩みはないようだが、彼の妻はキーバンチャーとして日系の銀行で働き出した。

日系の銀行とは言え、英語は必要であり、彼女は英会話やコミュニケーションの問題で、移住当初は可成り苦勞し、帰宅後はいつも泣いては不満を夫に話していたという。最近は少し慣れてきた、という側で御主人いわく「僕の不満はどこへ持ってゆけばよいのでしょうか？」

小さな子供を抱えた主婦も出席していたが、彼女等は、毎日の生活に慣れるのに忙しく、これからどんな問題が待ち構えているのやら想像もつかない様子である。10年前に夫婦で乳児を抱え乍ら移住してきたある主婦が経験談を語った。子供を抱えて他人の家に住んだことのなかった彼女は、子供が泣いたり、騒いだりする度にひどく気を使いそれだけで精神的、肉体的に疲れ果てた。更に夫の仕事の面での悩みや、英会話の未熟さも手伝い家族にとっては苦しい時期だった。彼女が日本へ帰りたいと言って泣き出せば、相手は共に泣いていられなくなる。互いに助け合い慰め合って、新生活の建設に頑張った。徐々に生活の基盤が出来、自分の家を買える様になったこと、子供が大きくなり余り手がかからなくなったこと、車の運転を覚えて、家にこもりがちな生活から趣味のコースをとった事等が、彼女を前向きの方に変え、今では移住当初の苦勞は思い出に変わったという。

移住後1, 2年或いは3年位までは、仕事をもって外で働く男性にとっても決して安易なものではないが、子供と共に家にいる主婦にとっては、身近な友人がいないという事で男性以上にノイローゼにかかるケースが多い。しかし先輩移住者の多くが、同じ様な体験をしながら、移住当初の関門をのりこえてきているので、おかれた環境に最も適切な生き方は何かを探求する努力を続ける限り誰でも必ず満足のゆく生活を築くことが出来ると信ずる。先輩移住者から、どの様にして英会話の問題を解決したか、又英語の実力をつける方法についての経験談もあり、新移住者等にとっては良い助言になったはずだ。

移住当初は、生活に必要な色々な情報を先ず得なければならないが、それには新移住者協会発行の「便利帳」が役立つ。しかし今回の集まりに出席したある人が「移住当初は、情報をどこで得るかという事より、その情報を得るためには、英語でどの様に話したらよいのか分からないし、又室を探しにゆく時でも、一緒に誰かがついてきてくれ話をすすめられると有難い」という発言があったが、これに対する先輩移住者の反応は、必ずしも好意的ではなかった。

「我々がカナダにきた時には、移住者協会もなく、日本人とは縁がすく新生活をスタートした。自分達は苦勞をしたので、出来ればなんでも手伝ったり、教えてあげたいけれど、これをする事は本当の親切ではないのではないか。片言でも自分で英語を使い、相手にこちらの意思が通ずる迄試すことだ。これを一日でも早くマスターしない事には、英語はいつ迄たっても上達しない」という意見が出たが、恥をかきながらも勇気をもって英会話をするクセを身につけることが、移住の成功を握る第一のカギであり、これは移住当初は勿論、何年住んでも強調されるものである。

出席者のある新移住者は、今は新生活の建設に関心満々だが、当地でフット淋しく思うのは、身近かな友人や親戚がいないことだといった。我々はおかれた環境で、本人がそれを望み、その為の適切な行動をとれば、友人を作れる機会は常にあるので、そのためにも今回の様な、移住者の集いをもつ事を続けたい。

当日出席を頂いた国際協力事業団トロント駐在所長の佐々木仁氏より、集いの結びに次の様な旨等があった。「英語は難しいと頭から思いこむと却って難解になる。生活に、心にゆとりをもって英語の生活に順応してゆくよう努めれば、自然と身につくはずだ。又英会話上達のコツは、英会話の本をよんだりする前に、そして白人の友を作る前に、ここに住む日本人と友達になり、人とのコミュニケーションを上手に持つこと、これは取りも直さず生活にゆとりを持つ事になり、英会話に上達する第一歩である」。定時をとくに過ぎても、新旧両移住者交々のおしゃべりは尽きなかった。

10. 移住に関する世論（1981年11月報告）

— その虚実分析 —

THE IMMIGRANT'S HANDBOOK という本の広告が、去る9月の新聞に出た。この種の本は、私の知る範囲では今迄なかったので、とても興味をひき早速取り寄せて読んでみた。この本の編集はオンタリオ州の司法組合が行ない、モントリオールのBLACK ROSE BOOKSから出版されたものである。

移住者の手引きとしての本書は、移民法と移民政策の歴史から始まって、訪問者、旅行者の定義、永住権をうる方法、市民権の問題、移住と子供、婦人と労働等々、移住に関する諸問題を15項目に分けて、日常英語で解説している。カナダに住む者は、移住者の如何を問わず読むべきだとすすめているが、日系移住者は勿論将来移住を考えている日本人達が、移住前にこの本を読む機会を持つ事を是非すすめたい。この本をよむと移住ということ、極めて現実的に考える事が出来、冷静に自分の行動を判断する助けになるのではないか。又この程度の英語の理解力が移住前にあれば有益である。

当ハンドブックの15項目の中に、「移住に関する世論の虚実について」と題して、虚実8例をあげて解説している。その中から、移住者に最も痛く響く世論の3例を抄訳し参考としたい。

<世論その1> カナダの失業率が高い原因は、毎年多くの移住者が入国してくるためである。

あるカナダ人は、移住者の入国が更に続くならば、カナダは人口過剰国になるだろう、と信じているが、これは誤りである。カナダの人口増加を支配する因子は、出生と入国移住者の数による。又人口減少は、死亡によるもの、及び在住者が他国へ移住する場合に起る。カナダの出生率は、年々減少を示しており、これは最近の傾向として女性一人が、平均1.8人の子供しか生まないという事による。この低出生率は、死亡率をカバーするには程遠いものであり、移住者の入国がなければ、カナダの人口減少をくいとめる事は出来ない。更に人口減少に拍車をかけているファクターは、毎年数千人が他国へ移動又は移住しているという事実である。

移住関係特別委員会の報告によれば、「次世紀までカナダの人口を一定に保持するためには、毎年150,000人の移住者受入れを継続する必要がある。しかし実際には、例えば1978年の統計によると、入国移住者数は84,000人と云われ、これは前記必要移住者数の半分を少しオーバーしているにすぎないのだ」と。

カナダ経済委員会の報告では、1980年には、労働の需要を満たすに足るだけのマンパワーがなかった、という事実があり、移住者を更に受入れない限り、労働力不足は必至であり、これでは将来のカナダ経済の発展は望めそうにないだろう。と言う。

あるカナダ人が、移民の受入れは時の動きにより調整されてよいのではないか、例えばカナダの景気が悪い時には、移民受入れを差控える等を提案しているが、これに対しカナダ経済委員会の委員長は「移民受入れ数に、大きな変動が年毎にあるのは決して望ましいことではない。何故なら移住者がカナダで支出したり、投資したりすることにも変動を伴い、結局は国の経済的不安定を招く原因となるからである。

カナダ政府は、常に人口減少を防ぎ、労働力の供給を継続するためにも、又経済的安定を保持するためにも、移住者の一定受入れが必要であると言い乍ら、実際に行動を起していないという事実が、移民に関する様々の誤解を一般市民に与えているのである。

<世論その2> カナダの失業率が高い原因は、移住者がカナダ人から仕事を
取り上げているためである。

移民問題と失業との関係は、極めて複雑なので、様々の要案を考慮に入れて論ずるべきである。ただ一つ明らかな事は、移民数と失業との間には、直接的な関係が全くないという事だ。

カナダ経済審議会の研究によると、カナダの経済を推進する要素をあげている。第一は、ベビーブーム年代の人達が労働界に参加してきていること。第二は、女性の労働参加がふえてきていること、そして第三番目に移住者数の増加があげられている。

1975年の失業率は、当時の移民受入れが仮に200,000人であっても或いはゼロとしても、失業率の値には変りがない、と経済審議会では報じてお

り、これは失業と移住者数とは無関係である証明である。

経済審議会が行なった展望によれば、1980年から1985年迄の労働成長率を平均2%とし、各年間に受入れれる移住者数を100,000人とすると、自然増加による労働成長率は46%、女性労働者による成長率32%、そして移住者による労働成長率は22%とみられ、ここでもし移住者の受入れを中止したとしても、実質的な労働成長を維持できるものと考えられる。

移住者は、カナダ人から仕事口を奪ってはいない。その理由は、移住を希望する者がカナダへ来る為には、近親者を除いて皆、特殊技術を持っていないからである。しかもこの特殊技術というのはカナダ国内では満たす事の出来ない技術を持っている者に限られており、又移住希望者が移住前に、将来の雇主から公認の職業提供を受けた場合となっている。後者を更に説明すると、カナダに住む雇主が、移住希望者へ仕事を提供する場合には、その公認を得る為、職業委員会のオフィスへ出頭し、移住希望者へ提供するであろう仕事口が、何故カナダに住む者により埋める事が出来ないかを説明しなければならない。

原則として、カナダにある仕事口は、移住者に提供する前に国内在住者に広告される。国内で適任者が見つからぬ場合には、職業委員会がそれを公認して、移住者の申請を受けるという事になるため、移住者がカナダ人から仕事口を奪うことはあり得ないのだ。

経済学者ARTHUR DONNERは、移住者が多く入国してくると、それだけ失業率は低下するはずだと主張している。即ち移住者がカナダで仕事をし得る収入は、日用品の購売やサービス業に支払われるためこれはとても直さずその分野の生産を高め、仕事口を増やすことになるのだ。又移住者が前住地より持ってきた技術や資本は、カナダ国内に住む者にも益する事が多く、移住を中止する事こそ失業率を増し、カナダの現状を緩和するとは考えられない。

<世論その3> 移住者は、大都会に集中しがちなので、各主要都市は、人口過密の傾向にある。

多くの新移住者は、国内の主要都市に先ず落着く傾向にあるが、これが都市を過密にしている主原因ではない。特別統合委員会の報告では次の様な事が明

らかである。即ち、カナダ人自身が、町村から都市へ、又州から州へと移動しており、この様な現象が、都市拡張を助長する原因である。この様に力へたかといって、当委員会が都市計画の推進に消極的であるとは言えない。勿論大都市に起きる最近の事件には、移住者の関係したケースもあるが、これだけで犯罪と移住者を結びつけ、移住者をせめるべきではない。カナダ人は移住者数を居住都市より除外することによって、都市生活の質の低下を防げると考えているが、これだけが都市生活の質向上をもたらすものではない事をカナダ市民は知るべきである。

以上本の極く一部を紹介したが、カナダに住む年数が重なり、色々な人と接する機会が多くなるにつれ、所謂誤った世論に出遇わず機会も多くなる。そして誤った考えか、正しいかの様な錯覚におちいることも事実である。移住を将来考えている者も、又移住をすでにしている者も、常に時流れに応じた情報を得、それを理解していなければいけない。そのためには、矢張り語学力が大きく助けとなる。読む、聞く、話す、そして書く英語力を30代よりは20代、中に40代よりは、30代中に出来るだけ身につける事は、移住を成功させる最も基礎的な、しかも最も重要な鍵たごつけ加えた。

11. クリスマス・ブルー

(1981年12月報告)

ブルー・マンディという言葉がある。憂うつな月曜日、2日間の週末を楽しんだ後で又働く週が始まることへの労働者の哀感を表現している。ここカナダでは、週5日労働制から週4日制へ移行しつつあり、週に3日も休暇をとっているのに、月曜日になると働くには余りに疲れすぎ、月曜欠勤者が多くなる。日本にいる人に想像がつくだろうか。最近の新聞に、クリスマス・ブルー、正しくはブルースと複数になるがこんな文字がよく見かけられた。これはクリスマスシーズンになると、憂うつ病にかかる人が多いのでこんな言葉がある。クリスマスは、子供を中心に、或いは家族単位でお祝いする傾向にあるため、独身者とか、離婚者、又は子供を持つ片親にとっては、何かとストレスが多いシーズンである。家庭をもっている者にとってさえ普段以上に物質的、精神的なストレスの強くかかる時期でもある。このクリスマスは、日本のお正月と似ていると考えてよい。各家庭は勿論、官公庁でさえ、クリスマスツリーに飾りつけがされ、夜ともなるとランプの明滅が美しい。クリスマスプレゼントを交換する習慣があるため、商品販売の宣伝がクリスマスの1~2ヶ月前から始まる。各種のパーティの数も多くなり、消費者にとっては、平素より出費は嵩み、加えて精神的ストレスも、大人はもとより子供にまでかかってくる。これだけが理由ではないが、クリスマスシーズンには、きまって自殺率が上り、社会学者や心理学者によるクリスマス・ブルーの解析がよく新聞に出るのもこの時期である。不幸な人は、不幸を一層痛感し、貧乏人は貧乏を再認識する。新しく移住してきた者にとっても、家族のある人、ない人を含めて、異なる環境で迎えるクリスマスシーズンは、異和感、疎遠、孤独など複雑な心境に見舞われるだろう。クリスマス・ブルーは、北アメリカ大陸では、カナダに限らず普通の現象と言われている。クリスマスにかけるカナダ人一般の期待は、とても大きい。善意を分かち合いキリストの降誕を祝うこの時期には、子供達は普段より良い子である事を要求され、両親も又良い両親である様努力する。仮りにクリスマスの時期には、幸せな家族団楽を持つのが理想であると望めば望む程、現実

が理想から離れてゆき、幸せであるべき家庭の団楽が、不幸な結果を生んだりして、クリスマスをのろい、クリスマスシーズンの長さにあきあきして、早くこの時期がすぎたしまえばよいという事になる。

どんな環境にある人でも、クリスマスシーズン中大切なことは、貴方はこの期間中、何を一番望んでいるのか、何を期待しているのかをよく考え、自分自身を整理してみることだ。パーティの多い時期、どのパーティーに出席し、どのパーティーは断るべきか、はっきりきめる。自分の意志に反して無理をしたり、背伸びをして他人に合わせることはないのだ。私の働く職場で数々のパーティーがあり、クリスマス前日のパーティーでは、1人4ドルを出してスナックをたべ乍らおしゃべりをするものだった。ある男性が、去年の経験から考えて4ドルで、あれっほちのスナックや飲み物は高すぎる、今年はお金を出さないよ！と行ってさっさと帰宅してしまった。私も実は、パーティーに飽き飽きしていたので、彼の決断力に敬意を表したものの、おしゃべりをしながら、普段顔だけ合わせている人や、色々な人と知り合いになる事が、仕事をする上でどんなに大切かを、カナダで知ったのでこれはお金の問題ではないと思う。誰々が出席するから、自分も出席するとか、この時期には集団心理的なストレスも多くなるが、いつも自分に素直に生きる習慣を持ちたい。

軽いクリスマス・ブルーにかかったある新聞記者が、カナダ脱出を考えて次の様な一文をこの大新聞に寄せた。

あと一週間程で終ろうとしている1981年、2ケタのインフレ率は痛かった。スーパーマーケットに買物にゆけば、その度に食品物価は上がっている。ガソリンスタンドに車をとめれば、ガソリン代はジワジワと上がっている。家を買う為のお金を銀行から借りようとしても、気狂いじみた高利子には手も出ない。貯金をしても利息はすべて税金にまわってしまう。何んと恐ろしくいカナダ！ 沢山の移住者がカナダへ来ているが、カナダのどこがよくて来るのだろうか？ 憲法問題やケベック問題、言語（英仏）問題、燃料費の高騰、短い夏に、長い寒い冬、もっと住み易い国はきいだろうか？

冬の長いカナダ人にとって、太陽の輝く南太平洋の島々は、憧れの国だ。特にこのクリスマスシーズンには、短い休暇に関らず多くの人が南へ寒さ逃れの旅行をする。どこにもゆく事の出来ない自分は、みじめだが、寒さ知らずの南

の島を永住の土地と想像してみよう。日光浴や波乗りはいつでも出来る。汚染のされていないきれいな海、太陽に輝く白い砂浜！でも待てよ、湿度の高い夜は眠れるだろうか？ エアコンディショニングなしでは無理だろう。皿洗い機などないだろうから持ってゆくとしても、それがもしこわれた時には直す人もいなければ、部品もないだろう。カナダで知っている人種問題以上に根の深いトラブルがよくあると聞く。そんな問題と向い合わせて365日を暮らすなんてガマン出来ない。

スキーの好きなカナダ人にとっては、スイスは理想の国だ。そしてスイスはカナダよりインフレ率がずっと低く、経済的にも極めて安定した歴史をもつ国だ。スイスが持つ古い伝統や歴史は、その乏しいカナダ人にとっては大変魅力的だが、古い伝統故に生活全般にしみこんだ習慣に、自由奔放に慣れたカナダ人がついてゆくのはとてもむずかしいだろう。しかも永住してそこに根をはり、少なくとも成功した人生を送る可能性や機会を期待することは出来ないだろう。つまり古い伝統に逆らったり、それと斗うのは難しい事なのだ。

それでは、英国はどうだろう？ そしてオーストラリアやニュージーランドは？ どの国も旅行でゆくにはすばらしい国々だ。よく写真で見かける英国の湖沿いに立つ石造りの別荘！ あんな所に住めたら、さぞやいいだろうナ、でも石造りの別荘ですごす冬はカナダ以上に寒いのではないだろうか？ オーストラリアやニュージーランドも、今カナダが抱えている国内諸問題以上に多くのものがあるのではないか？ 現に多くの人がカナダ移住をひどく希望しているのだから。

それでは、日本はどうだろう？（この記者は、日本を例にとったが、これはとても珍らしいケースである。それ程最近の日本は外国人の注目を集めている国なのだ）仮りに日本語がペラペラで、生活に支障はなく、永住していると想像する。日常生活を通して、日本経済の強さに触れる毎日だろう。又機械文明では、世界の最先端をいっているので労働環境や生活様式には、それらの影響が直入していることを体験するかもしれない。しかし待てよ、カナダの国土の4%にもみえない狭い日本列島に、カナダの人口の5倍もの人間がひしめきあっている。カナダでは今家が高くて手も出ないと言うが、まだ買家があるのだ。日本では、高くてもいいから買家があるのだろうか？ カナダに住みな

れた者にとっては、人間が必要とする最少限度の空間など、意識したこともないけれど、そんな事を再認識して早々にして日本脱出をするに違いない。

ここカナダでは、文明の利器が広く利用され、生活レベルが高い。水道の栓を回すと暖いお湯がでてくる事に特別の恩典を感じることもなく、これが普通と思いついでいる。ソフトなトイレペーパーもすぐ入手できるし、スーパーマーケットは至る所にあり、そこでは欲しい物がすぐ手に入る。文明の利器に取りまかれ、それに習慣化してしまっているカナダ人、政治家が一言カンリン代を上げるとでも発言しようものなら、喧々囂々たる投書を新聞に寄せたり、不満は絶えないのだ。どんなに多くの移住者が世界各国から集まってきたも、他国を知らないカナダ人は、青い小島を他にさがそうとする。今の時代に暮しやすい国をさがすのは、不可能に近いことだ。それでも丹念に調べ上げてカナダより良い国が見つかったら、こんなに問題の多いカナダなどあとにして移住したらよい。

行き所のない多くの我々は、どんなに住みにくくとも、ここにとどまる以外にない。地球上のどの国でも、問題は夫々違うかもしれないが、カナダと同じか、それ以上の問題を抱えているのだ、ということをお忘れないうち。

この新聞記者のクリスマス・ブルーは、現実の再認識という極めて理性的な判断を下すことによって終った。

1981年はカナダは勿論、世界的にも、多事多難な年だった。新しい年を迎えるに当り、日本で将来、移住を考えている人は、ここで一度原点に戻り、日本脱出とか、移住を離れて、限られた人生を生きるとは、どういうことなのか生きる場所の意味などを、静かに考えてほしい。決して移住に反対しているのではない。移住を成功させる為の大切な要素の一つは、熟慮断行であると信ずるからである。

1982年が、一人でも多くの移住希望者の夢実現の年とならんことをはるかに祈る次第である。

12. ひく手あまたのエンジニア？

(1982年1月報告)

資源加工産業界(RESOURCE AND PROCESS INDUSTRIES)では、当分野で働くエンジニア、デザイナーそして製図家等が不足しており、かつてなかった程積極的な人資源掘り出し作戦が、雇用主は勿論、職業斡旋業者らによって進められている……という記事が、1981年12月号のTHE ONTARIO TECHNOLOGISTという雑誌に出ている。この本は、オンタリオ州に住む工学系技術者を対象に発行されているもので、日本の移住希望者には当面役立つ記事ではないかもしれないが、カナダの現状を知る一助になれば幸いである。

アルバータ州には、資源加工産業界が密集しており、ここ数年オンタリオ州を含む東部の求職者や失業者は、西部の方が仕事の面でも、生活の面でも東部より有利であると計算して移動する者が多くなっている。アルバータ州のある会社では、他会社との人資源獲得競争下であり、国内では満たされない職種の提供を海外へ求めた。海外からの応募者には、他会社より25%も高い給料を宣伝し、更にカナダまでの移動経費まで負担するという熱い入れ方をしている。

一般的にカナダの会社(仕事を提供する雇主の一例としてあげるが)では、職種にもよるが、特殊分野での特殊技術を持った者をと、地域に限界を設けて要求する。求職者が会社の要求する条件を満たし、学歴や職歴が十分であればその職を得る機会が多いわけだが、問題は一つのポストに何百人もの求職者が集まるため、学歴、職歴だけでは採用を決められない要素も入ってくる。もしここに日本からの移住者が加われば、多数のカナダ人と対等に求職運動をすることになり、「ひく手あまたのエンジニア」などという文句につられて、移住を安易に考えると、大変なことになる。

雇用会社が必要とする、特殊専門分野の専門家を探し、採用を決定するということは、会社側にとっては決して安易な仕事ではなく、巷にあふれている大学の新卒者を採用することで解決はしない。又特殊分野で働く実力・経験豊かな専門家は、例え求人側から高給を提供されても、簡単に移動する傾向が少な

いので、これらが一層専門域での人材獲得を難しくしている。アルバータ州には、新興会社が多く、会社自体の組織の未熟さもあって、就職者に満足を与える程の機能を持たぬ段階で、先ずはビジネスを始めなければいけない。大規模なスタッフ集めは、いきおい職業斡旋業機関に依頼することになる。この際求人側は、職種の内容、将来性など、求職者が知りたい情報を十分に用意し、業者に依頼するわけだが、新興会社では、十分な展望資料を揃えることが出来ずに依頼することがある。それを受けついで斡旋業機関も、他業者との競争下であり実績をあげることに躍起で、資料不足と知り乍らも求職者に取次ぐことになる。例えば或る会社から、1ヶ月以内に13人のエンジニアと、20人のデザイナーを探す様頼まれると、頭数を揃えなければいけない斡旋業者は血眼である。この様な実状を知らずに会社と斡旋業者の間に立つ求職者は、生活を賭けて殺到する。斡旋業者は、求職者に十分な資料を説明せずに、或いは説明できずに終り、又求職者は、給料ばかりが気になって、もっと大切な点の質問もせずに、第一次入選にパスして会社に送りこまれたとしよう。幸運という言葉を、ここで使う事が出来るなら、幸運にも厳しい就職戦線に勝って職を得た。所が仕事を始めてみると、面接時の話とは違い、給料は安い、労働環境は悪い同系統の仕事をしていたので、特殊技術の経験はなかったけれど、ボスから特殊技術の指導は受けられるという話だったが、指導資格のないボスの下で、全く無関係な仕事をさせられたり、将来性があるどころかお先き真暗、就職早々に会社の倒産で、再び失業の憂目にあったり…会社や、仲介者をとがめても後の祭り、幸運が実は不幸に終る例が多い。

カナダでは、職場を変えることが日本より容易である、とよく言われる。事実多くの人が、年配者も含めてよく職場を変える。ここに住むある日系移住者は、移住後3年間に12回も職場を変えたと誇らしげに言っていた。将来性のない職場(或いは職席)に長年居座っているよりは、もし機会があって、その仕事が当人のキャリアを拡大するものであれば、機会は逃すべきではないし、この様な職場転換は、むしろ推せんされている。面接時に提供した履歴書が、転職毎に当人のキャリアの幅を広げていることを明示しており、しかも雇主が求める適任者であれば、採用の可能性はあるが、無関係な職種の羅列が、短期間に行われていれば、雇主によっては腹の軽い、信頼性の乏しい人と判断して

採用をしぶるのは当然である。

実際、人手不足に悩む雇主は、アルバータ州に限らず又職種に限らず非常に多い。そしてあの手この手で求職者をおひきよせている。職業提供者と斡旋業者の間に立つ求職者が、前述の様な犠牲者とならずにすむにはどうしたらよいか。

甘言にのらず、冷静に事態を判断する能力を持つことで、秘訣も公式もない。例えば、現在すでに仕事をしており、キャリアを広めるために新しい職場に移りたいと考えているとしよう。現在の会社と将来の会社での有利、不利な点を紙にかき、比較検討することは、一つの方法である。現在いる会社については、情報は十分に揃うかもしれないが、他の会社については、資料不足であれば比較検討することも出来ない。これらの資料収集と資料研究に時間をかけることは軽視されるべきでないし、失敗を未然に防ぐためにもどれだけ役立つことだろう。

同様なことが移住を考える場合にも応用されると思う。今の会社とある会社との比較などというものではない。日本とカナダ、住む国を生活の場を完全に変えるのだから、慎重にしすぎても過ぎることはないはずだ。えてして、隣の家、よその職場、よその国はよく見えるものだ。ただ余り考えることに時間をかけすぎて、それに行動が伴わなければ前進はない。一旦決断を下したら、行動を起し、それが不幸にも失敗と分ったら、ためらわずに次の手段をとるべきである。移住当初は、要領も勝手も分らず、一見無駄な失敗を重ねることが多い。失敗から何かを学び、それを次の機会に活用するという前向きな態度を維持することは、言う程易しくないが、これはどこに住んでも、又どんな立場におかれても大切な生き方である。

エンジニアの話から脱線した様だが、カナダ政府の移住引き締め政策や、カナダ人優先の労働政策などを憂慮せず、一人でも多くの優秀な日本人が、我々の仲間に加わり、実力を試す機会を持ってほしい。ドアは至る所にあり、機会は絶えずノックしている所がカナダである。

13. 職業分野における差別待遇（1982年2月報告）

— トロント市社会企画委員会の調査報告より —

トロント市内に住む少数民族（白色人種に対し、有色人種又は移住者）は、就職の際、又は職業分野において、何等かの差別をうけているという事が、トロント市の社会企画委員会が最近まとめた報告書で明らかになった。

人種差別又は差別待遇については、今迄屢々話題にあがったが、これを公的な機関が扱ったのは今回が初めてである。今回の調査を終えて、社会企画委員長をしているフレリッチ牧師は、「今回の報告書に出てくる事実から、差別問題の存在を確証するのは早計かもしれないが、様々な問題が累積していることは確かである」といっている。

トロント市の人口を構成している大半は、白系人であり、彼等は少なくとも常識として“雇用時に人種差別があってはいけない”と考えているに関わらずここに幾つかの差別件数が明らかになったのは、差別待遇に反対する世論があることの証しである、と考えてよい。

当調査報告書には、下記の様な事実が指摘されている。

雇用主は、雇用の際意識して差別待遇をしているわけではないが、結果的に差別待遇をしたととられる場合が多い。例えばある職種への申請者が、英語を読めなかったり、書けなかったり、又正しく話す事が出来なければ、雇用主としては、当人を採用することは差控えるだろう。又雇用主又はボスに取次ぐ秘書が、職種応募者と応待している間に気に入らなければ、応募者の申請の意図が、ボスまで及ばぬこともあり、結果的には拒絶ということになる。又人員採用の広告は、地方の一般新聞には出るが、少数民族社会で発行している新聞に出ることは、人種的背景を必要とする職種以外には、まずないので、英語を読めなかったり、或いは一般新聞を読まぬ移住者には、結果的に知る機会はなく職業戦線からしめ出された形になる。

職業安定所においても、職員が故意に少数民族グループを応募者の中から除く場合があったという。

今回の調査報告は、5つの資料をもとにしており、それらは1971年の人口

統計書、1969-1971年のメンバーと移住者の関係資料、1969-1970年の男性世帯主家族の統計書、1976年の人口統計調査、そして1978-1979年の多様人種調査研究資料等であった。

当報告書で特に指摘された幾つかの項目をあげてみると

- 1978-1979年の調査では、トロントに住む西インド系人種と白系人の給料の差が、同じ資格の職業を持っている者で西インド系の方が年間\$ 2,400～3,500も安いという事実。
- トロントに住むインディアンとパキスタン人の失業率が、1976年12%であり、これは当時の平均失業率の2倍であった。
- 1971年の統計調査では、当時のヨーロッパ系移住者の方が、黒人やアジア系の移住者より、職場における昇進率が高かった。
- 1980-1981年、オンタリオ州の人権擁護委員会で扱った問題件数中、その40%は、職業分野における差別待遇の不満や、人種差別の問題が対象であった。
- トロントに住む西インド系移住者の72%は、就職時や職業分野における差別待遇が彼等にとって極めて深刻な問題であると考えている。
- 約80%の白系人は“多くの西インド系移住者が雇用時に差別待遇をうけている”ことを認めている。

更に、今回の報告では、はっきりした数値はあげられていないが、西インド系、並びにアジア系の移住者が、雇用時において様々な差別待遇の対象となっており、同職種についている者でも、西インド系やアジア系の移住者の方が他の人種に比べ低給を与えられていることが明らかとなった。

現在、世論の注目をあびている経済低滞や、高失業率も間接的には少数民族への差別待遇を助長していることになり、問題は決して単純に考えられるべきではなく、単に差別待遇の事実を列挙しても問題の解決にはならない。

雇用時における雇用主又は雇用側の態度にも、批難されるべき点が多く、例えば、法律では、就職又は採用時に記入する申請書に人種や民族背景を問う項目はあるべきでないことになっているのに、実際はそれらを開き出す仕組みになっている。そしてこれらの情報をもとに少数民族を除き、応募者には、資格がないとか、教育、経験不足等を理由に上手に断ってしまうのである。

所謂少数民族とよばれる移住者の数は、ここ数年非常に増えており、古い資料をもとに、差別待遇を論ずるのは正当ではないが、今回の調査報告が、現実の問題点を広く世論に訴える第一歩を踏み出した事は確かである。

多様人種の集団が住むカナダでは、日本においては考えられぬ様々な問題が日常生活の端々に現われ、それらを遅かれ早かれ体験することになる。筆者は日系移住者から、差別待遇に対する不満を聞いたことがないけれど、これが即ち差別待遇ゼロに連なるとは考えていない。多様文化社会での生き方を、個人個人が生活の課題として考えてゆかざるをえないのが、カナダの現実であり、生活と真剣に取り組めば、実に多くのことを体験し学ぶことの出来るのが、カナダ移住であると思っている。

14 職業市場統計の盲点

(1982年3月報告)

「失業者112万人余、戦後史上最高の記録！」これが3月13日の当地英字紙のトップ記事だった。2月中旬現在全労働人口11,539,000人のうち86%は失業者、つまり112万人余が公的に登録された失業者だった。この中には、職を探すことを諦めた失業者95,000人は含まれていない。政府統計局では求職意志のない者(求職登録をしていない者)は労働人口として数えないが、仮りに彼等を、働らく意志はあるが現実の厳しさに疲れ一時求職運動を停止している者とみなし、労働人口に加え計算してみると、実際には失業者数が120万人余、或いは失業率は97%か、それ以上ということになる。この様な数字が公表されると、日本に住む人だったら、「観光旅行でカナダへゆくのはよいとしても、移住までして、言語、習慣、文化の違う国で残りの人生を過ごすことをためらってしまったも当然かもしれない。しかしそうすることは早計であると言いたい。

現代は、コンピューターの利用により情報伝達が迅速に行われ、コンピューターが提出する数字により人間の生活がかなり支配されている。コンピューターに使用する文字、数字は人間が組み込むものであり、その操作が正しく行われていれば良いが、常に信頼性をもった結果を提供してくれるとは言い難い。

政府のマニパワー企画部の人達は、現在カナダに100万人以上の失業者がいることをよく知っている。それと同時にある職域で求める有資格者が、どこに、何人いるのか分らず空きのある職種をみたすことが出来ない……という事実もよく知っているのだ。つまりマニパワー企画部には失業者らの資格や技術に関する情報が全くないのである。

現在人を探している職種は分っても、失業者又は求職者らの資格や保有技術のデータをして、どうして政府がカナダで必要とするマニパワーの未来計画などたてられるだろうか？これが大きな盲点となっている。

例えばブリティッシュ・コロンビア州の労働省のミッチェル氏は、州で不足している労働力や過剰労働力を職種別に数字を挙げる事が出来ない、それは

職種別による調査にかなりの経費がかかり、現時点でそれを実施することは不可能に近いからと言う。

カナダの多くの州では、職種別に過剰、不足のマンパワーを概述は出来るが、信頼性のある数字を持たぬのが現状である。大西洋岸州では、失業者の大半は建設労働者である、と言うことは出来ても、これら失業者のうちに何人の大工がいるのか、何人の電気技師がその技術を生かして求職しているのか分らない。

アルバータ州のマンパワー関係者も、州では工学者やコンピューター関係の技術者が不足しているとは言えても、何人のこれら技術者が必要なのか、正しい数値を出すことが出来ないでいる。同州マンパワー局のニコル氏は「正直言って手許には、労働力支給の情報が不足しており、これでは需要と供給のバランスを職種別に行うことも出来ない」という。

カナダ統計局には、職種別による失業者情報があるが、全職種を22にまとめてあり、例えばセールス関係、建設関係といった様に非常に大まかで、(各職種は、かなり細分化されており、それこそ必要とするのだが)これでは実際のマンパワー計画の目的のために利用することが出来ない。

政府の職業移民局では、国内に散在する政府付属の職業斡旋機関450所を通して、職業別による失業者の情報をもっているが、これらデータは信頼性に乏しくこれで失業者の現状を論ずるのは危険である。というのは、失業してマンパワーセンターを訪ずれ求職の登録をしたもののマンパワーセンター以外の手ずるで職を得た者は、登録したセンターにその旨連絡をしない者が多く、登録者とセンターとの連絡が十分に行われなため、登録者即失業者とはみなされないことになる。更にマンパワーセンターで扱っている情報は現在オープンしている職種であり、求職者の背景(available labor)ではないのだ。demand sideの情報は集まり易いが、supply sideの情報を集めることは、経費もかかり難しい問題である。United Steelworkers of Americaのティラー氏は「政府が発表する職業市場や失業者に関する情報は、実状を正しく伝えているものとは考えられない。政府のマンパワーセンターを利用しているのは、人手が今すぐほしい雇用主(例えばベビーシッターやガーデナー、店員を求めている者など)等が多くそのためマンパワーセンターは技術をもたぬ者の殺到するたまり場になりつつある」と批難している。トロントの勞

働力コンサルタントのワルデー氏は「すべてのビジネス経営者は仕事口に空きが出来たら政府の労働省に申請する義務がなければ国内の人資源在庫目録が出来、現状を改善するのに役立つはずだ。この様な意見は以前から提案されていたのだが、国営に対して私営職業斡旋業者らが、保有情報を公的に一本化することに強く反対しているため難行している」という。

職業大臣のアックスワーズ氏は「失業者の職種・技術別による分類は不可能に近い。例え追跡することが出来ても数字の変動が常にあるからだ」という。政府では職種計画を行うためのコンピューター化した機構作りをすすめており、時の経済的変動に基づいたマンパワー補充の指針を得ることが現在より迅速になるかもしれないが、ここでも尚失業者の技術に関する情報は得られないのである。

又労働省では、職種銀行というコンピューターベースの組織をもっている。ここには約8,000の職種リストがあり、地方に住む有資格技術者がそこでは得られない国内情報を得ることが出来る。つまり電話一本でカナダ国内の凡ゆる職業センターとの連絡がとれるわけなのだが、これも又職種の収集情報であり、どこに、どの様な技術をもった者が何人仕事を求めている」という情報ではないのである。

前述のティラー氏は言う「職種別による失業者の情報が欠けているため、労働市場の不均衡の是正が出来ずにいる。従ってより有用な正しい情報がない限り資格・技術をもつ求職者と求人側との要求をみたすことは出来ない」。

トロントでタクシードライバーをしている人が「失業危機？ それは言葉だけだよ。新聞の求人欄はいつも一杯じゃないか！」と。又アメリカのレーガン大統領も言い慣らされた言葉だが「仕事をする意欲のある人には、沢山の仕事口が待っている。仕事がないと不平を言ってる人は怠け者であり、失業保険に甘んじて生活している人達だ」という。一体失業率が高いということは真実なのだろうか？ 就職難などという言葉は、単に言葉だけなのだろうか？ 事実一体どうなっているのだろうか？ 政府の職業移民省の発表によると1981年12月にカナダ職業センターに登録された求人申し込み数は36,046、同省のハンター氏に言わせるとこの登録数は、全国で実際に求人をしていた数の1/5にしかならぬという。とすれば実際には180,000の求人があったと考えら

れるが、当時の失業者で仮りに全部埋めるとしても、全失業率は1%強下るのみで相変わらず数値の上では2ケタに近いのである。

オタワの経済コンサルタント、ロス氏は、「求人数と失業者数との差が大きすぎる。従って就職難は実在すると言える。しかしここで注意したいことは、新聞広告の求人に対応できる資格のある現失業者が何人いるか、ということだ。多くの雇用主は高度の資格・経験をもつ者を求めており、経営幹部役員職や社長職の空きは広告をしても大抵は、現職にあるものが移動するケースが多い。従って「新聞求人欄が継続している限り就職難はありえない」など簡単に言えないという。

カナダ統計局では1978年迄職種別による空席情報を集めていたが経費がかかりすぎ中止してしまった。又同局では国内18の大都市新聞に出ている求人欄を調査しある指標を導き出した。これは求人欄インデックスと称し職種別による求人傾向を知るだけのものである。それによると、1969年から1981年迄に求人指標は124%上昇した。同時期失業者数は148%の上昇であった。この求人指標は又就職の機会をうる率が地域毎に夫々違うことを知るのにも役立つ。例えば1969年から1981年迄、大西洋岸地域では33%、指標が上昇したのに対し、ケベック州では58%、オンタリオ州80%、又平原州では302%、BC州では250%に上昇している。

以上マンパワー統計に関する内部事情を説明したが、情報の乱れが現代の盲点を熟知の上諸々の行動を起してほしい。日本で移住を希望する人のみが就職の面で悩んでいるわけではない。当地に移住してきた者も、長年ここに住んでいる者も、日本人以外でも、カナダ人でさえも良い職につきたい。より満足な仕事につきたいと望んでおり、そのためには決して安易な方法はないことも知っている。情報に振り回されるナ！ 数値に怖れを抱くナ！ 多くの人は真の実力の10%も生かしていないという。せめて残りの90%を与えられた人生に一度位試してみてもはどうだろう？ その機会は移住することにより何度も貴方に訪ずれるはずだ。

15. 移住希望者への忠言

(1982年4月報告)

当地の日系新聞によると、日本では海外ブームに乗じて雑誌や週刊誌で各国の海外就職情報を大きく取り扱っており、読者は日本国内の会社案内でも見る様に、各国、各社の条件を比べて選択が出来る様になっているという。日本を離れて長年を経た筆者にとっては信じられない事だが、カナダの不況や高失業率に関わらず多くの移住者が、日本からカナダへきている現状は、当地では数少ない民族である日系人にとって喜ばしいことではある。しかし最近当地で起きたある事件で、これは日本の情報産業が生んだ悲劇ではなかったのかと思っただけである。

日本の大学を出て工学修士号をもった28才の男性が、カナダにきて僅か2週間で自殺をした。真相は本人以外知る者はなく、これを記事にする事に気遣いを覚えるが、移住を決意してここ迄来た人が、何故こんな短期間で死を選ばなければならなかったのか？ 多くの疑問と臆測が当地の移住者間でささやかれている。自殺をする一週間程前に、就職相談の電話を見ず知らずの私の友人にしており、私の友人は移住当初の苦い体験がありその心理もよく理解出来る人なのでまずは自宅に招待し食事を共にしながら色々と話を交換した。別れ際には前途を祈って乾杯をしたという。

私達が生を受けたこの世は、決してバラ色でもなければ、安易に生きてゆかれる処でもないことを、年を重ねる毎に分ってくる。生きる、ということは毎日遭遇する様々な問題と、どの様に取り組み、又これらをどの様に解決してゆくか、その方法を考え乍ら実践してゆくことの連続過程であると言える。これらの問題を中断したり回避をした所で、いつか又別の角度から我々に迫ってくるものであり、これは日本から脱出したからとってなくなるものでもなければ、むしろ外国に住むと、日本では考えられなかった沢山の問題に遭遇もし日本にいて感ずる以上にきびしく本人にぶつかってくるものである。移住を可能に出来る人というのは、先ず日本社会の生存競争に互してゆくコツを知った人であり、かつ人並以上に太い神経と強い忍耐力も持った人達だと思ふ。そうでなけ

れば、言葉や習慣の全く違う異国で、しかも日本人の少ない土地で生きてゆくことは到底難かしくなっている。

予期せぬ事故や病院で死ぬことはあっても、この世は本来生きるために戦う処であり、自ら命を絶つためにあるのではない。日本以上に生存競争の激しい処がカナダであり、これらに耐えられず死ぬためにカナダを選ばれては、そこに住む日系人はもとより、カナダは勿論日本国にとっても迷惑千万である。死ぬ当人は、そこまで考えることの出来なくなった人であり万言を尽くしても救うことは出来ないかもしれない。しかし今回の様な悲劇は、再び起ってはならないし、又同じ移住者の仲間からこの様な人を出したくないので、移住希望者はここで是非もう一度、移住とはどういうことなのか、貴方にとって人生とは何なのかを再考して頂きたい。

自殺した青年が泊っていたYMCAでは、初めてのことで大きなショックを受け何んの手がかかりもなく警察をよび、警察からトロントの総領事館へ連絡があった。そして当人に逢ったこともなければ、当人の名前も知らなかった移住者協会の代表が葬儀に列席した。YMCAの人達はきっと、日本人は簡単に自殺をする民族と思っているかもしれないし、日本人の顔をした人はもうここに泊ってほしくないと考えているかもしれない。ここでは移住者の一人一人の行動は、個人のそれというより民族人種を背景にして批判されることが多い。そして日本では想像もつかない位、日本人意識を強く自覚させられるのが外国生活である。我々仲間の多くは大げさに聞こえるかも知れないが、夫々日本外交使節の一人としてカナダ社会で行動している、といていたことを何度か聞いた。これは決して大げさではないのだ。事実生活と真剣に取り組んでいると自然とその様な自覚が身についてくるのである。

ある日何人かの仲間と色々とおしゃべりをしているうちに移住当初の苦勞話が出てきた。その時のある男性の告白・・・「僕がカナダへきた頃は今の様な移住者協会もなく、困ったことや分らないことがあっても誰にも相談することが出来なかった。何度日本へ帰ってしまおうと思ったか知れない。しかし日本を去る時、沢山の友人から盛大な送別会をもらい、銭別までもらったし、羽田を発つ時には、バンザイとまで言われた事を思い出すと、とてもおめおめ帰れないと思った。せめて皆が自分のことを忘れた頃こそり日本へ戻ろうかと

も考えた。そんな時期がいつしか過ぎて今では10年、ここがフルサトになってしまった感じ…。移住当初は誰でも多かれ少なかれ後悔や絶望に似た思いにさいなまれるものだしそこを通り越してきたのが我々ではないだろうか…。」と。「パンザイとまで言われ帰れないじゃないか！」いかにも日本人的発想だが、これを意地と言ってよいのなら、こんな意地のある人達がUターンをせずにここで根を下ろしている様だ。又移住をしてきた人達は、皆が皆英語力が抜群で大学出で、高度技術者ではないのだ。カナダ社会が要求する技術と資格を持った人であり、何よりも異国で起きるであろう様々の事態や障害に雑草の様なシブトサで対抗できる人達なのだ。これが移住の際要求されるいかなる条件にも優る必須素質でありこの様な人は、どこへいっても、どんな生存競争にも十分耐えてゆかれるはずである。

日本にいて移住を夢見、あれこれ考えている時期を恋愛期間に例えるなら、移住を決意し実行に移すことは結婚に似ている。極めて現実的なものであり、一生にとって大きな事業を開始する時なのである。単なる憧れでは、遅かれ早かれ破綻が来る。離婚が当然と考えられる時代だから、「カナダが駄目なら日本へ戻ればよい…」という人が多いからと言って嘆く方が時代遅れかもしれないし、今は柔軟性を持った生き方の出来る時代なのだから移住に対する考えを一律に規制は出来ないという人も多い。それでも筆者は尚強調したい。移住を考えられるのは貴重な人生の限られた一時期である。出来れば建設的な人生の方向づけをするために時間を十分にかけてから行動に移してほしい…。

先日、日本のある移住希望者から、カナダの就職情報を送ってほしいという手紙を受けた。カナダの就職情報？ そんな冊子があつたのだろうか？ 文面には発信年月日もなければ署名も無い。返信用封筒が同封されており、そこに当人の名前と住所が日本語でかかれていた。又返信用にと、日本の切手が同封されていたが……。

移住前には、情報を得るために未知の人に手紙を出す機会が多くなる。ここで言いたい事は、私の受け取った範囲で文通の際の常識に欠けた人が多いので驚いている。それだから当人の移住に対する心構えまで疑うのは間違いかもしれないが、所謂常識が欠けていては、移住という個人も含めた国対国の一大事業を全うすることは難しいのではないかと思う。

手紙には、発信年月日と署名をすることは海外文通に限らず常識である。又日本名、日本の住所は、字体と発音が時に一致せず判断が難しいので日本名とローマ字は是非添えてほしい。日本からの手紙は、英語文でこちらに届いても、こちらから日本に手紙を出す場合には、英語と日本名を併記することになっており、もし日本からローマ字文で当人の名前と住所をかかれては、当方としては正しく日本名をかく事が出来ず、折角時間とお金をかけて太平洋を横断した手紙が返送されてくる。日本の切手が当地で使えない事位知っていないのたるうか？ どうしても返信用切手を同封したい場合は、日本の郵便局に国際切手があるのでそれを同封すると、こちらでカナダの切手に換えることが出来る。

又手紙の内容について言えば、手紙をかく場合に当人の意図を明確に書いてほしい。この種の文通はビジネスレターであり、日本で桜が咲きはじめたことをかくより、単刀直入に日本でどんな分野でどの様な仕事をしており、カナダではどんな仕事をしたいのか、又現在何を知りたいのか具体的に書いて頂いた方が返事は出し易い。筆者は移住の専門家ではないので、一日に5通も6通も移住相談に応える手紙を書ける程の時間を持たない。漫然とした手紙では返事の出し様もなく何度も読み返しているうちに頭が痛くなってくる。

当地にある新移住者協会では、移住希望者への情報もかねて何度か便利帳なるものを発行した。これは日本の国際協力事業団にも届いていると思われるが、その中に移住者名簿の欄もあり各自の職業が載っている。移住者の住所はよく変わるので新情報とは言えないかもしれないが、希望する職種の相談は職域当事者が一番通じているはずである。しかし個人によっては考え方も違っているので皆が皆よい相談相手になってくれるかどうか保証はできない。移住者協会には、カナダに住んで10年以上という人が多くっており、この組織をかりて移住希望者に少しでも援助の手をさしのべる時期がきているのではという声もある。しかし限られた人と時間のもとではせいぜい新来者への援助が精一杯というのも事実である。

筆者は、移住協力員として、出来る限りお手伝いしたいので前述の要領で相談をかけて頂ければ分かる範囲で返事をしたい。